

資料 1

熊取町子ども・子育て支援計画の実施状況等

(注意)

- 本資料は、「子ども・子育て支援計画」(第2期計画)に関する令和3年度の実施状況を中心に取りまとめたものです。
- 表中「(※)」印は、子ども子育て支援法に基づく「地域子ども・子育て支援事業」です。

令和4年8月

計画の目標値等について

資料1－1

1. 教育・保育の量の見込みとその実績

(単位:人)		平成28年度			平成29年度			平成30年度			令和元年度			令和2年度			令和3年度		
		1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
		3～5歳	3～5歳	0歳～2歳	3～5歳	3～5歳	0歳～2歳	3～5歳	3～5歳	0歳～2歳	3～5歳	3～5歳	0歳～2歳	3～5歳	3～5歳	0歳～2歳	3～5歳	3～5歳	0歳～2歳
		教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり	教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり	教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり	教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり	教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり	教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり
①量の見込み (必要利用定員総数)		423	730	408	420	720	405	418	710	405	421	703	403	391	709	413	372	705	408
※②実績		481	623	396	451	649	402	430	672	441	395	667	436	214	708	459	355	724	431
実績の内容	認定こども園、幼稚園、保育所 (教育・保育施設)	16	623	396	21	649	402	22	672	441	205	667	436	214	708	459	188	724	431
	地域型保育事業						0						0						0
	確認を受けない幼稚園	465			430			408			190						171		
	認可外保育施設		0	0		0	0		0	0		0	0					0	0
差(②－①)		58	-107	-12	31	-71	-3	12	-38	36	-26	-36	33	-177	-1	46	-17	19	23

- 1号認定：3－5歳 教育標準時間認定（幼稚園・認定こども園）
- 2号認定：3－5歳 保育認定（保育所・認定こども園）
- 3号認定：0－2歳 保育認定（保育所・認定こども園）

2. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みとその実績

資料1-2

事業名		事業内容	区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
①	延長保育事業 (単位:人)	保育所の開所時間(標準時間:午後6時)の後ろ1時間以上において時間を延長して保育を実施する。	①量の見込み	379	372	366	361	552	559
			②実績	507	669	599	572	395	646
			差(②-①)	128	297	233	211	-157	87
②	放課後児童健全育成事業 (単位:人)	就労などの理由で保護者が昼間家庭にいない児童に、放課後や学校休業中に安心して生活する場所を提供し、心身の健全な育成を図る。 ※実績値は、毎年5/1時点の入所児童数とする。	①量の見込み	538	538	538	538	598	645
			②実績	533	503	530	573	587	591
			差(②-①)	-5	-35	-8	35	-11	-54
③	子育て短期支援事業 (単位:延べ人)	家庭での養育が一時的に困難となった家庭の児童などを一定期間、養育及び保護を行う。	①量の見込み	17	17	17	17	23	23
			②実績	0	21	0	0	0	8
			差(②-①)	-17	4	-17	-17	-23	-15
④	地域子育て支援拠点事業 (単位:人回)	就学前の児童やその保護者が交流できる場を提供するとともに、子育ての様々な相談を受けたり、子育て情報を提供するなどの事業を行う。	①量の見込み	5,000	5,000	5,000	5,000	6,874	6,619
			②実績	6,870	6,978	6,598	5,730	2,879	3,210
			差(②-①)	1,870	1,978	1,598	730	-3,995	-3,409
⑤	一時預かり事業 (単位:人日)	保護者の就労や疾病、通院のほか、保護者のリフレッシュ及び冠婚葬祭等の際に一時的に保育を行う。 (幼稚園在園児を対象とした一時預かり)	①量の見込み	16,497	16,434	16,357	16,465	8,677	8,491
			②実績※	17,807	16,550	12,369	5,094	5,993	5,633
			差(②-①)	1,310	116	-3,988	-11,371	-2,684	-2,858
		保護者の就労や疾病、通院のほか、保護者のリフレッシュ及び冠婚葬祭等の際に一時的に保育を行う。 (上記以外の保育所での一時預かり)	①量の見込み	606	606	606	606	540	527
			②実績	433	520	549	7,349	7,291	4,129
			差(②-①)	-173	-86	-57	6,743	6,751	3,602
		保護者の就労や疾病、通院のほか、保護者のリフレッシュ及び冠婚葬祭等の際に一時的に保育を行う。 (上記以外の未就学児のファミサポ)	①量の見込み	194	194	194	194	426	416
			②実績	558	635	316	201	313	574
			差(②-①)	364	441	122	7	-113	158
⑥	病児・病後児保育事業 (単位:人日)	病気の症状安定期や病気回復期にあり、集団保育等が困難で、かつ保護者が就労等により児童を家庭で養育することができない期間、一時的に保育・看護を行う。 (上段:病児・病後児対応型)(下段:体調不良児対応型) ※R1までは、第1期計画策定時のニーズ調査において体調不良児対応型の量の見込みを算出していないため“—”としている。 ※R2から、第2期計画において病児・病後児対応型と体調不良児対応型をまとめている。	①量の見込み	310	310	310	310	1,138	1,111
			②実績	0	0	0	0	1,048	1,989
			差(②-①)	-310	-310	-310	-310	-90	878
			①量の見込み	—	—	—	—		
			②実績	1,265	1,494	939	1,220		
			差(②-①)	1,265	1,494	939	1,220		
⑦	子育て援助活動支援事業 (単位:人日)	育児の援助を受けたい人と育児の援助を行いたい人がファミリーサポートセンターを通じて様々な育児の手助けを行う事業を実施する。 (就学児のみ:未就学児は一時預かり事業の下段に積算)	①量の見込み	255	260	265	270	228	229
			②実績	356	278	56	198	321	283
			差(②-①)	101	18	-209	-72	93	54
⑧	利用者支援事業 (単位:か所)	子育て家庭が個々のニーズに合わせて、特定教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等の中から必要な支援を選択して利用できるように、情報提供や相談・援助を行う。	①量の見込み	1	1	1	1	1	1
			②実績	1	1	1	1	1	1
			差(②-①)	0	0	0	0	0	0
⑨	妊婦健康診査 (単位:人日)	妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する。	①量の見込み	4,467	4,454	4,409	4,351	4,920	4,814
			②実績	5,975	5,549	5,234	3,496	3,453	3,034
			差(②-①)	1,508	1,095	825	-855	-1,467	-1,780
⑩	乳児家庭全戸訪問事業 (単位:人日)	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育てに関する様々な悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握や助言を行う。	①量の見込み	312	311	308	304	284	278
			②実績	302	267	250	293	225	212
			差(②-①)	-10	-44	-58	-11	-59	-66
⑪	養育支援訪問事業 (単位:人)	養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行い、その家庭の適切な養育の実施を確保する。	①量の見込み	300	300	300	300	61	62
			②実績	292	233	229	325	125	99
			差(②-①)	-8	-67	-71	25	64	37

※【実績値について】②以外…毎年、年度末時点 ②のみ…毎年、5/1時点

※⑨妊婦健康診査について、H30までは受診枚数を計上(補助券も別途カウント)してきたが、R元からは受診状況を分かりやすくするため、受診者延べ人数を計上。

資料1-3

項	節	体系	No	施策・事業名	第2期計画掲載内容	令和3年度の実績	課題等	次年度以降の方向性	協働団体等	関係課	主担課
1	1	(1)①	1	すくすくステーション（子育て世代包括支援センター）の運営	すくすくステーションにおいて、妊娠届出時・妊娠中期・出生届出時・こんにちは赤ちゃん訪問・乳幼児健診などの機会を活用した全数把握により、支援の必要な妊産婦及び親子に対する、妊娠・出産・子育て期にわたる切れ目のない支援の充実に取り組む。利用者支援事業（母子保健型）として、個別支援と保護者同士をつなげる集団的な支援を併せ持ったコーディネーター的役割を担う。	■参照 No.2 母子健康手帳交付 No.6 妊産婦への保健指導・サポート No.10 乳幼児健康診査 No.19 育児相談・栄養相談 No.26 乳児家庭全戸訪問事業 No.29 保健師による訪問指導		■引き続き、相談先としての保健師及びすくすくステーションを周知し、妊娠期から子育て期、学齢期に至るまで、子育て支援関係機関・団体が連携して、切れ目のない支援を行う。			子育て支援課
1	1	(1)①	2	母子健康手帳交付	届出のあった妊婦に対し、妊娠・出産・育児に関する健康記録として交付する。交付時には、保健師による全数面接を行い、保健師が相談窓口であることを伝えるとともに、すくすくサポートプラン（個別支援計画）を作成し、若年者などハイリスクケースの早期把握・支援の機会とする。	■母子健康手帳交付数:259件 ■すくすくサポートプラン作成率100% ■妊娠20週以降の届:0件 ■特定妊婦:15件	■妊娠届出が遅れることで妊婦健診を受けられず、母子ともにリスクを見逃す可能性がある。	■妊娠届が適切な時期に出されるよう、妊婦健診の必要性等を周知していくとともに、引き続き、母子保健担当と児童相談担当とが連携して、ハイリスクケースの妊娠期からの関わりを強化していく。			子育て支援課
1	1	(1)①	3	父子健康手帳・まご育て公園手帳の配布	母子健康手帳の届出があった妊婦の配偶者や祖父母などに対し、教室等への参加促進と父子健康手帳やまご育て応援手帳を配布するなど、妊娠・育児への理解を深める。	■父子健康手帳交付数:259件 ■まご育て応援手帳を公共施設に設置	■妊娠届出時未入籍のケースや、シングル、ステップファミリー、実家の支援が得られにくいケースなど、家族や支援の形態はますます多様化している。	■引き続き、妊婦のパートナーや祖父母など、広く周囲の妊娠・育児への理解を深める。			子育て支援課
1	1	(1)①	4	不妊・不育治療への支援	不妊・不育の治療にかかる費用に対して、町の助成（単独助成及び大阪府特定不妊治療費助成の上乗せ助成）を行うほか、不妊・不育相談機関の情報提供を行うなど、不妊・不育に悩む方への支援を行う。	■一般不妊治療費助成:61件 ■特定不妊治療費助成:48件 ■不育治療費助成:0件		■必要な人が不妊・不育治療への支援を受けられるよう、周知に努める。 ■令和4年4月からの保険適用にあわせ、保険適用治療費（一般不妊治療、生殖補助医療（特定不妊治療））の自己負担分についても助成対象として実施する。			子育て支援課
1	1	(1)①	5	妊婦健康診査(※)・妊婦歯科健康診査・産婦健康診査	妊婦健康診査に加え、妊婦歯科健康診査、産婦健康診査にかかる費用について助成を行う。	■妊婦健診 ・受診者数:392人 ・延べ受診回数:3034回 ・令和3年度より、多胎妊婦に対し、妊婦健診の補助券を5枚追加配布。 ■産婦健診 ・受診者数:249人 ・延べ受診回数:443回 ■妊婦歯科健診 ・受診者数:91人	■妊婦歯科健診の受診者が少ない。	■引き続き、妊娠中の口腔ケアの必要性を周知し、妊婦歯科健診の受診率向上に努める。	医師会 助産師会 歯科医師会		子育て支援課
1	1	(1)①	6	妊産婦への保健指導・サポート	若年者などのハイリスク妊婦に対し、訪問指導や相談を継続する。また、産婦健康診査及びこんにちは赤ちゃん訪問時には、エジンバラ産後うつ問診票による問診を実施し、さらなる産後うつ病の予防・早期支援に努める。また、必要に応じて産後の支援体制の充実に努める。	■ハイリスク妊婦支援 ・特定妊婦:15件 ・要フォロー妊婦:13件 ■妊娠届時の保健師全数面接などにより、サポートの必要な妊婦を把握し、すくすくサポート会議で児童相談員と保健師とで対応を協議し、共同で対応	■多胎児出産等の産後支援を今後検討	■引き続き、関係機関とも連携しながら、支援の必要な妊産婦の把握に努め、訪問指導や相談を継続する。 ■多胎児出産等の産前産後支援として、産前産後ヘルパー派遣事業を導入する。	助産師会 NPO法人ホームビジット とんとん		子育て支援課

項	節	体系	No	施策・事業名	第2期計画掲載内容	令和3年度の実績	課題等	次年度以降の方向性	協働団体等	関係課	主担課
1	1	(1)①	7	産後ケア事業	家族などから十分な支援が受けられない、体調不良や育児不安のある方を対象に、ショートステイ(宿泊)・デイサービス(日帰り)・短時間デイサービス(2時間程度)の利用にかかる費用について助成を行う。	■ショートステイ:実3人(延べ4泊) ■デイサービス:実4人(延べ4回) ■短時間デイサービス:実1人(延べ2回) ■サポートの乏しいケース、育児不安の強いケース、産後うつ疑いのケースなどが利用 ■令和3年度より、対象を産後4か月未満から産後1年未満に拡充	実施機関6か所に対し、近隣3市3町(熊取町、泉佐野市、田尻町、泉南市、阪南市、岬町)が依頼する形のため、十分な受け皿があるとは言えない現状にある。	■必要な人が産後ケアを受けられるよう、周知に努めるとともに、施設に頼らない、アウトリーチ型の支援を検討する。	医師会 助産師会		子育て支援課
1	1	(1)①	8	低出生体重児届出	届出のあった方に対し、全数面接を行い、母子の状況の確認と、担当保健師の訪問などの支援などを行う。	■届出者数:16件 ■出生届出時に面接 ■要養育支援者情報提供書により産科医療機関と連携 ■養育医療申請者の把握		■産科医療機関とも連携して、母子の状況を早期に把握し、支援を行う。	保健所	保険年金課	子育て支援課
1	1	(1)①	9	新生児聴覚検査・乳児一般健康診査・乳児後期健康診査	主に乳児の1か月健診と9か月から1歳未満(後期)に対する乳幼児健診に加え、新生児に対する聴覚スクリーニング検査にかかる費用について助成を行う。結果通知を受け必要に応じて乳児の保護者に必要な相談や支援を行う。	■乳児一般:240人(うち要精検:36人) ■乳児後期:279人(うち要精検:24人) ■新生児聴覚検査:227人(うち要精検:3人) ■令和3年度より、新生児聴覚検査の対象施設を大阪府下全域に拡大して実施		■引き続き、訪問や健診等を通じて受診確認を行い、未受診者に対し町健診へつなぐなど、支援に努める。	医療機関		子育て支援課
1	1	(1)①	10	乳幼児健康診査(4か月児健診、1歳7か月児健診、2歳6か月児歯科健診、3歳6か月児健診)	一般健康診査(診察、保健相談、栄養相談など)に加え、(4か月)母乳相談、(1歳7か月)心理相談、歯科予防事業、(2歳6か月)歯科予防事業、(3歳6か月)心理相談、視聴覚健診、尿検査を実施する。虐待予防の視点を持ち合わせながら、成長段階に応じた子育て相談を行う。	■4か月児健診 ・受診者数:252人 ・受診率:100.4% ■1歳7か月児健診 ・受診者数:307人 ・受診率:98.1% ・心理面フォロー率:43.0% ■2歳6か月児歯科健診 ・受診者数:293人 ・受診率:91.8% ■3歳6か月児健診 ・受診者数:348人 ・受診率:100% ・心理面フォロー率:34.8% ■コロナ対策のため、集団指導は中止し、関係機関・団体の協力も控えている。		■コロナ禍においても、安心して受診できるよう、感染対策をとり、健診の機会を確保していく。 ■集団指導に変えて、リーフレット等を活用しながら、各成長段階に応じた子育て相談を行う。	熊取町食生活改善推進協議会(2歳6か月児歯科健診) 熊取文庫連絡協議会 NPO法人ホームビジット とんとん 医師会 歯科医師会 民間保育園	保育所(園) 図書館	子育て支援課
1	1	(1)①	11	経過観察健診(児童相談)	経過観察が必要な子ども(発達・疾病など)への健診・相談を行う。	■医師健診:延べ60人 ■心理士相談:延べ298人		■引き続き、健診・相談の予約までの間、保護者へのサポートを継続する。			子育て支援課
1	1	(1)①	12	精密健康診査	乳幼児健康診査にて精密健康診査が必要な子どもに対し、受診票を交付し、指定医療機関において必要な検査につなげる。	■3歳児視力検診精検:3人 ■3歳児聴力検診精検:0人 ■精密検査が必要な子どもに対し、精密検査受診票交付に変えて紹介状を交付することで、必要な検査につなげている。		■引き続き、必要な子どもに対し、紹介状を交付して、精密健康診査実施医療機関における検査につなげる。	医療機関		子育て支援課

項	節	体系	No	施策・事業名	第2期計画掲載内容	令和3年度の実績	課題等	次年度以降の方向性	協働団体等	関係課	主担課
1	1	(1)①	13	予防接種	各種予防接種の的確な情報提供と接種率の維持向上に努める。	■BCG接種率:102.4% ■MR1期:91.3% ■MR2期:96.9% ■風しん5期抗体検査実施率:8.3%	■風しん5期抗体検査の実施率が低くなっている。	■引き続き、乳幼児期の予防接種について、健診時や個別通知等による接種勧奨を実施する。 ■風しん5期抗体検査の実施率向上対策(クーポン券の再送付や勧奨はがき送付等)に努める。	医師会	健康いきいき高齢課	子育て支援課
1	1	(1)①	14	事故防止への啓発	乳幼児に多発する様々な事故の防止について、各種健診を通じてパンフレットの配布などを行い啓発する。	■以下で事故防止啓発実施 ・4か月児健診(集団指導は中止) ・すくすく相談(ミニ講座は中止) ・ファミサポ養成講座 ・にっこり教室、くまちゃん教室 ・出前講座(主に個別相談形式)	■コロナ対策のため、いくつか個別相談形式に変えての実施となっている。	■引き続き、健診等の機会を活用して、事故の防止について啓発を行う。	NPO熊取こどもとおとなのネットワーク NPO法人くまとり子育てWA・輪・和 特定非営利活動法人地域支援センターくまとりロンド		子育て支援課
1	1	(1)①	15	第3次健康くまとり21(健康増進計画・食育推進計画・自殺対策計画)の推進	妊娠期からライフサイクルにあわせたところからだの健康づくりを推進し、子どもの健やかな成長のため、食育や規則正しい生活習慣の確立を推進する。また、健診やがん検診、歯科健診などの受診を促すなど、親世代への健康づくりに努める。	■妊娠届出時面接:259件(100%) ■妊娠中期 ・電話:延べ131件 ・レター:延べ69件 ■その他の妊婦への対応 ・訪問:延べ3件 ・面接:延べ349件 ■プレママ教室開催(妊婦対象)1回		■妊婦との面談や訪問時に健康づくりや食育を踏まえた取り組みを継続する。		健康・いきいき高齢課	子育て支援課
1	1	(1)①	15	第3次健康くまとり21(健康増進計画・食育推進計画)の推進	妊娠期からライフサイクルにあわせたところからだの健康づくりを推進し、子どもの健やかな成長のため、食育や規則正しい生活習慣の確立を推進する。また、健診やがん検診、歯科健診などの受診を促すなど、親世代への健康づくりに努める。	■第3次健康くまとり21(健康増進計画・食育推進計画・自殺対策計画)【計画年度は令和元年度～令和6年度】に基づき、以下の事業を実施 ■がん検診推進事業の実施 - 子宮頸がん検診(20歳)、乳がん検診(40歳)のクーポン券の送付。 - 検診未受診者や精密検査未受診者へ対するはがきや電話による受診勧奨の実施。 ■各種検診の実施 - 乳がん、子宮頸がん、胃がん、大腸がん、結核・肺がん、前立腺がん、骨粗しょう症、成人歯科、肝炎ウイルス検診を実施	■コロナの影響を受け、受診率が下がったが、R3は回復傾向にある。今後も受診率の回復とさらなる向上が課題。	■今後も検診の実施にあたっては、感染症予防を講じながらの実施とする。また、セット検診など、受けやすい環境づくりに努める。		子育て支援課	健康・いきいき高齢課
1	1	(1)①	15	第3次健康くまとり21(健康増進計画・食育推進計画)の推進	妊娠期からライフサイクルにあわせたところからだの健康づくりを推進し、子どもの健やかな成長のため、食育や規則正しい生活習慣の確立を推進する。また、健診やがん検診、歯科健診などの受診を促すなど、親世代への健康づくりに努める。	■くまとりタビオ元気体操ひろめ隊による子どもが参加する地域での催し等での出前講座の実施 ・地区の催し等への出前講座 0回 ■健康くまとり探検隊によるウォーキングの開催 ・ふれあいウォーキング 2回 ・ちょこっとウォーキング 2回	■コロナの影響で出前講座の機会が減少している。 ■参加者は高齢者が多く、若い世代に参加してもらえぬ工夫が必要。	■感染症対策に配慮しながら、取り組みを実施する。	くまとりタビオ元気体操ひろめ隊 健康くまとり探検隊		健康・いきいき高齢課
1	1	(1)①	16	子ども医療費の助成	中学3年生まで(15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)の子どもについて、通院・入院時医療費(食事療養費を含む)を助成する。(要申請)	■延べ対象者数:66,016人 ■延べ助成件数:64,686件 ■延べ助成額:129,433,185円	なし	■今後も現状どおり実施することを基本としつつ、国や府の制度改正等の動向を踏まえて適切に対応していく。 ■令和4年10月から、対象年齢を15歳到達年度末から18歳到達年度末までに拡充			保険年金課

項	節	体系	No	施策・事業名	第2期計画掲載内容	令和3年度の実績	課題等	次年度以降の方向性	協働団体等	関係課	主担課
1	1	(1)①	17	ひとり親家庭医療費の助成	18歳まで(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)の子とその子を監護するひとり親家庭の父又は母、もしくは養育者に、医療費を助成する。(所得制限有、要申請)	■延べ対象者数:10,372人 ■延べ助成件数:10,917件 ■延べ助成額:27,284,936円	なし	■今後も現状どおり実施することを基本としつつ、国や府の制度改正等の動向を踏まえて適切に対応していく。		生活福祉課	保険年金課
1	1	(1)①	18	重度障がい者(児)医療費の助成	①身体障がい者手帳1・2級、②療育手帳A判定、③療育手帳B1判定で、身体障がい者手帳の3級以下を併せ持つ方、④精神障がい者保健福祉手帳1級、⑤特定医療費(指定難病)受給者証または特定疾患医療受給者証をお持ちの方で、障がい年金(特別児童扶養手当)1級第9号に該当される方のいずれかの要件に該当する場合に、医療費を助成する。(所得制限あり、要申請)	■延べ対象者数:9,472人 ■延べ助成件数:24,299件 ■延べ助成額:93,493,575円	なし	■今後も現状どおり実施することを基本としつつ、国や府の制度改正等の動向を踏まえて適切に対応していく。		障がい福祉課	保険年金課
1	2	(1)②	19	育児相談・栄養相談	電話及び窓口にて随時保健師、栄養士による育児相談を行う。	■電話相談:1,177件 ■面接相談:670件		■母の精神面、家庭環境等、コロナ対策にも留意して継続実施する。			子育て支援課
1	2	(1)②	20	子育て相談	つどいの広場や保育所などにおいて、子育てでの相談を行う。	■ぶらっつ相談件数:105件 ■であいのひろば相談件数:1,014件	■コロナ対策により利用者数を制限しながらの事業の実施中であり、件数は令和2年度と同程度で推移している。今後もコロナ対策に留意しながら、タイムリーで細やかな対応を行う。	■コロナ感染防止対策に留意しつつ、現状の相談体制を維持し、相談内容によっては、適切な相談機関につながるよう連携を密にする。	NPO法人くまとり子育てちWA・輪・和 特定非営利活動法人地域支援センターくまとりロンド		子育て支援課
1	2	(1)②	20	子育て相談	つどいの広場や保育所などにおいて、子育てでの相談を行う。	子育て広場の開催回数は、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度と比べて減少した。引き続き、在園児も含め保育士等の専門性を生かし、日々の子育て相談の支援を行った。町立保育所4箇所で開催 ■各園におけるのべ相談人数 ・中央保育所:539人 ・東保育所:207人 ・西保育所:187人 ・北保育所:190人 合計1,123人 ■子育て広場におけるのべ相談人数:122人 ■子育て広場の年間開催回数:21回	新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、室内でのテーマ遊びができなかった。	感染状況が落ち着いている時期は、状況に応じて空き部屋を利用して触れ合い遊びを実施するようにしたい。	NPO法人くまとり子育てちWA・輪・和 特定非営利活動法人地域支援センターくまとりロンド 熊取町文庫連絡会	子育て支援課	保育課
1	2	(1)②	20	子育て相談	つどいの広場や保育所などにおいて、子育てでの相談を行う。	■子どもの発達に関する相談、家庭環境に影響する深刻な問題まで様々な質問や相談に対応した。また園庭開放で入園に関する相談や質問にも対応した。	■保育教諭によって対応にバラツキがあるため園内外の研修を行う必要がある。 ■話すことが苦手な保護者について十分な相談や悩みを聞き出せていない	■感染防止策を考慮し、保育教諭が保護者に寄り添い、相互の信頼関係を基本に相談しやすい環境・体制の構築を行う。			さくらこども園

項	節	体系	No	施策・事業名	第2期計画掲載内容	令和3年度の実績	課題等	次年度以降の方向性	協働団体等	関係課	主担課
1	2	(1)②	20	子育て相談	つどいの広場や保育所などにおいて、子育ての相談を行う。		・深刻な家庭支援を子育て支援課と丁寧な情報共有連携しながら行ったが、その過程において、園・行政のそれぞれの役割について、齟齬を感じる場面もあった。 ・子どもの様子から加配やきずなにつなげた丁寧な支援が必要だとつかんでいても、保護者が話し合いに拒否的であり、支援につなげられないケースが複数あった	・今後も、より深い連携を実現するため、行政と忌憚のない意見交換を重ね、相互理解につなげたい。 ・保護者の育てにくさ、保護者自身の生きにくさ困難さに、これまで以上に寄り添いながら、子どもの支援を考えあう関係づくりをすすめる	熊取町文庫連絡会	子育て支援課	アトム共同保育園
1	2	(1)②	20	子育て相談	つどいの広場や保育所などにおいて、子育ての相談を行う。	■在園保護者 随時 コロナ禍であるなしに関わらず、子育て期間中は家庭不和など起こりやすい世代が在園している。リモートで働く環境の保護者も増え、園も今までとは違う環境の家庭運営を支える役割があった。2年目を迎えるコロナ対応では、家庭保育の協力要請はせず、希望する家庭を除きできるだけ登園してもらうようにした。クラス懇談会は緊急事態宣言中をのぞき再開した。とりわけ5歳児は時間帯やグループを分けて開催するなど、通年と同じ回数を実施することができた。集まってる懇談が難しいクラスは多くの個人懇談の場を設け対応した。 ■地域の在宅保護者 コロナ禍での一時保育は園生活での感染リスクも丁寧に説明した上で、個別に判断し受け入れた。園庭開放の他、つばさ文庫・ほっこりひろば等で保育園に來られた方の相談を随時実施。 相談内容 子どもの発達、食事、生活リズム、保育園への入園について等多岐に渡った。 一時預かり利用や子育てひろば利用者の個別相談は年々増加している。	■コロナ禍であっても、話す場があることで救われることが多々ある。感染予防対策をしながら、工夫してそういう場を作っていく必要がある。 ■一時保育利用者にも気軽に子育て相談してもらえるきっかけづくりが必要。	■他の事業所とも情報交換し、ネットワークを生かして、子ども・保護者の状況に応じた支援を考える。 ■一時保育利用時以外にも気軽に立ち寄れるフリースペースを毎週水曜日に設定し、案内する。	熊取町文庫連絡会	子育て支援課	つばさ共同保育園
1	2	(1)②	20	子育て相談	つどいの広場や保育所などにおいて、子育ての相談を行う。	保護者の方から相談があれば応じたり、担任等の気づきや気になる子どもや心配な家庭については話しかけるなどしている。必要に応じて関係機関につなぐなど対応をしている。	どんなケースにでも対応できるよう職員の資質向上を図る。必要なことは適切に報告共有できるようにしたい。	子育て広場のような相談の場を設けて誰もが気軽に話せる環境を作っていきたい。			すみれ保育園
1	2	(1)②	21	すくすく相談	保健師、看護師、栄養士、歯科衛生士による相談、助産師による母乳相談、体重測定、保育士による手遊びなどを行う。	■11回実施で延べ100人参加（うち乳児76人、幼児24人） ■相談の主な内訳 保健相談 44人 栄養相談 40人 ■保育士の手遊び（個別で実施） ■コロナ対策のため、予約制で実施	■コロナ対策で予約制となり、相談・交流の場としての気軽さは低下している。	■コロナ禍においても、安心して親子で相談に訪れることができる場として、実施を継続する。	健康いきいき高齢課	子育て支援課	

項	節	体系	No	施策・事業名	第2期計画掲載内容	令和3年度の実績	課題等	次年度以降の方向性	協働団体等	関係課	主担課
1	2	(1)②	22	子ども家庭相談(総合相談)	子どもの虐待、養護、障がい、不登校、いじめなどについて、児童相談員による相談を行う。	■養護(虐待)相談:71人・1225件 ■養護(その他)462人・3084件 ■その他43人・173件 ■合計:576人・4482件 ■うち特定妊婦:15人・14件	■養護(虐待)相談については全国的にも増加傾向にある。本町においても相談内容が複雑になっており他課及び他機関との連携が必要となっている。	■引き続き、妊娠期から子育て期、学齢期に至るまで関係機関が連携して、切れ目のない支援を行う。また相談員の専門性の向上を図るべく研修等について積極的に参加をしていく。	関係機関(保育所、幼稚園、学校、学童保育所、子ども家庭センター等)	学校教育課	子育て支援課
1	2	(1)②	23	専門相談・教育相談	専門職(医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、発達相談員など)による専門相談を行う。	■すこやか・おやこ教室(回数・受診者数) ・医師診察:(すこやか) 4回 19人 ・理学療法士:(すこやか) 2回 8人 (個別相談) 1回 5人 ・作業療法士:(すこやか) 6回 21人 (個別相談) 8回 16人 ・言語聴覚士:(すこやか) 6回 19人 (個別相談) 16回 46人 ・発達心理士: (すこやか・おやこ) 24回 115人 (すこやか相談) 12回 24人 ・療育相談員: (すこやか・おやこ) 26回 114人 ■児童精神科医師による個別相談 5回 42人	■各専門相談が必要ではないかと見立てた子どもが、保護者の意向により相談につながらない場合がある。保護者への説明を丁寧に行いながら理解、促進に努める。	■専門職(医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、発達相談員など)による専門相談を行う。			子育て支援課
1	2	(1)②	23	専門相談・教育相談	専門職(医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、発達相談員など)による専門相談を行う。	■臨床心理士 4名 ■教育相談コーディネーター 2名 ■相談件数 延べ1,043件	■発達に関する相談件数が増加している。	■関係機関が連携し、児童生徒の課題や保護者からの悩み等に確実に対応できるよう、協力的な取組みを継続していく。	小中学校	子育て支援課	学校教育課
1	2	(1)②	24	巡回相談	児童相談員、保健師、医師、発達相談員などが、保育所等や学校を巡回し相談を行う。	■保育所、こども園巡回: 32回 ※内訳 理学療法士 3回 作業療法士 4回 発達心理士 25回 ■小学校・中学校巡回 児童精神科医師 5回 (※N0.23専門相談のうち再掲)	■個別の発達相談と併せ、保育所等を巡回する発達心理士の安定的確保が課題。 ■個別相談の担当ではない心理士が巡回で助言している現状。また、中には発達相談を受けていないが保育所からの要請に応じて心理士の助言を行っている児童もあり、助言内容の精度が課題。	■対象者の増加に伴い対応できるよう必要に応じて巡回回数を増やす。 ■個別支援や保育所・園への助言目的と、民間保育園の加配対象児について、巡回訪問で現状を確認していく。	町立保育所 民間保育園 認定こども園 みどり幼稚園	保育課	子育て支援課
1	2	(1)②	24	巡回相談	児童相談員、保健師、医師、発達相談員などが、保育所等や学校を巡回し相談を行う。	■実績なし。	■課題に対して早期発見、早期対応ができる体制づくりが必要である。	■課題に対して早期対応できる体制を構築していく。	小中学校	子育て支援課	学校教育課
1	2	(1)②	25	進路選択支援事業	子どもたちの進路について相談活動を行うとともに、情報の提供に努める。	■教育相談コーディネーターとして、元校長2名を配置し、相談活動を行った。また、進路選択支援事業の周知・啓発のために年2回中学校の進路説明会でピラを配布するとともに、広報で紹介した。 進路に関する相談件数:30件	■周知・啓発が十分行えているか、今後も注視していく。	■引き続き、子どもたちが進路選択において諦めることのないよう、相談事業の周知・啓発に努める。	小中学校		学校教育課

項	節	体系	No	施策・事業名	第2期計画掲載内容	令和3年度の実績	課題等	次年度以降の方向性	協働団体等	関係課	主担課
1	2	(1)②	26	乳児家庭全戸訪問事業(こんには赤ちゃん訪問)(※)	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を助産師などが訪問し、乳児家庭の孤立を防ぐとともに、乳児の健全な育成環境の確保を図るため、様々な不安や悩みを聞き、親子の心身の状況や養育環境などの把握に努める。また、育児に関する助言、子育て支援に関する情報提供などを行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげる。	■訪問数:212件 ■訪問率:86.2% ■保健師訪問:0 ■未訪問家庭の全数把握及び適宜支援 ■乳児家庭全戸訪問事業全体会議でのホームスタート事業ビジターとの交流は、コロナ対策のため見送り、個別の意見交換に変えた。 ■訪問助産師に対し、感染対策物品を支給。	■コロナ感染への不安から、訪問を希望しないケースが増加。	■感染対策をとりながら、実施を継続し、未訪問家庭については、電話等により状況把握し、適宜支援につなげる。 ■大阪府助産師会委託から個別契約の形に変更することで、訪問助産師を確保し、早期の訪問実施に努める。	助産師会 NPO法人ホームビジット・とんとん		子育て支援課
1	2	(1)②	27	養育支援訪問事業(※)	こんには赤ちゃん訪問や子ども家庭相談などから、継続的な訪問相談が必要な家庭に対し、児童福祉司などが訪問し支援を行う。	■訪問実人数:99人(61家庭) ■訪問延べ件数:222件 ■1対象者あたり最大訪問件数:10回	■訪問件数は、減少傾向である。 ■対象者の生活に根付いた相談対応をしていく上で、家庭訪問を重視していく。 ■保健師と相談員の同行訪問が増え、特定妊婦や乳幼児の相談対応がスムーズになっている。	■引き続き、家庭訪問を重視し、母子保健と連携しながらケースに応じた訪問活動を行う。			子育て支援課
1	2	(1)②	28	保育士による家庭訪問	保育所に入所している児童やその保護者を対象に、必要に応じて保育士が家庭訪問を行う。	実績なし 必要な相談は、送迎時に行い、長期休所児童へは電話にて対応している。	コロナの影響はあるが、必要であれば可能な限り実施する。	新型コロナウイルス感染状況を確認しながら、必要に応じて、保育所に入所している園児やその保護者を対象に家庭訪問を行う			保育課
1	2	(1)②	28	保育士による家庭訪問	保育所に入所している児童やその保護者を対象に、必要に応じて保育士が家庭訪問を行う。	実績なし		■必要に応じて対応を行う。(長期欠席や虐待が疑われる時など)			さくらこども園
1	2	(1)②	28	保育士による家庭訪問	保育所に入所している児童やその保護者を対象に、必要に応じて保育士が家庭訪問を行う。	実績なし		今後も保育所に入所している園児やその保護者を対象に必要なに応じて、家庭訪問を行う。			アトム共同保育園
1	2	(1)②	28	保育士による家庭訪問	保育所に入所している児童やその保護者を対象に、必要に応じて保育士が家庭訪問を行う。	必要なやり取りは個別懇談を園で行うことができた。 家庭訪問なし	コロナ禍での家庭訪問の在り方を考える。 訪問する保育士も安心して訪問できるよう感染予防策を考える。	必要に応じて、家庭訪問は行っていく。従来通り、最低2名で訪問する。			つばさ共同保育園
1	2	(1)②	28	保育士による家庭訪問	保育所に入所している児童やその保護者を対象に、必要に応じて保育士が家庭訪問を行う。	コロナ禍でもあり、訪問を要するケースがなく実施には至っていない。	必要性が生じた際に訪問できるよう体制を整える	日頃から保護者との信頼関係を築けるよう接していき、関係機関と連携しながら対応していく			すみれ保育園
1	2	(1)②	29	保健師による訪問指導	乳幼児健診などにおいて、子どもの発育・発達など継続的な訪問指導が必要な家庭に対し、保健師が訪問し支援を行う。	■妊婦:延べ3人 ■産婦:延べ47人 ■新生児:延べ9人 ■未熟児:延べ5人 ■乳幼児:延べ135人 ■学童:延べ5人	■全体的に訪問数は減少。	■保護者のコロナ感染への不安も含め、受入や理解に注意しながら訪問を行う。			子育て支援課
1	3	(1)③	30	次世代の人材育成(親や若者の自主活動支援)	次世代の人材育成を目的に、若者や親の学習や交流を推進するとともに、自主的活動を支援する。	■参照 No.31 子育て学習会(あいあい教室・くまちゃん教室など) No.32 親支援プログラム(初めての赤ちゃんプログラムなど)					子育て支援課

項	節	体系	No	施策・事業名	第2期計画掲載内容	令和3年度の実績	課題等	次年度以降の方向性	協働団体等	関係課	主担課
1	3	(1)③	30	次世代の人材育成 (親や若者の自主活動支援)	次世代の人材育成を目的に、若者や親の学習や交流を推進するとともに、自主的活動を支援する。	■No44参照	■No44参照	継続して実施する。	親学習グループ“ベール・メール”		生涯学習推進課
1	3	(1)③	31	子育て学習会(にっこり教室・くまちゃん教室など)	子育てに関してシンプルで適切な情報を学ぶ場として、子どもの年齢別に子育て学習会を行う。周知方法を工夫し、学習会の参加促進につなげるよう努める。	■にっこり教室 対象者:0.1歳児の子どもと保護者 回数:4回開催(コロナによる感染症拡大防止の為4回中止) 参加者数:延べ 59人 ■くまちゃん教室 対象者:1歳児～未就園児の子どもと保護者 回数:5回開催(コロナによる感染症拡大防止の為7回中止) 参加者数:延べ 61人	■コロナ禍で外出も控えめな家庭が多く、参加者数も少ない現状である。乳幼児検診などでの周知方法やアピールの仕方を工夫し、参加者数の増加に努める。	■親子の愛着、信頼関係づくりの基礎を学び、育ちあえるような情報を提供し、保護者支援を行う。 ■コロナ感染防止等に留意しながら教室開催に努める。		町立保育所	子育て支援課
1	3	(1)③	32	親支援プログラム(初めての赤ちゃんプログラムなど)	初めて子育てしている親と子(2～5か月児)を対象に、学びや交流を通して、親自身の気づきや子育てしていく力を引き出す少グループでのプログラムを行う。	■年3クール、1クールにつき3回実施 実参加人数15人 延べ参加者数 41人 ■こんには赤ちゃん訪問において、助産師から第1子を出産した親に、個別にチラシを配布 ■運営のファシリテーターを、すこやかの一む保育士が行い、児童相談員、保健師もスタッフとして関わる。 ■1クール(冬)はコロナで中止	■コロナの影響で春クール、夏クールについては日程変更、冬クールについては中止となった。中止したクールにおいては申込者への個別の対応を行った。	■引き続き、子への愛着形成、世話やコミュニケーションの具体的方法、保護者交流の視点で実施する。 ■コロナ対策に留意しながら継続して実施していく。コロナ禍明けには参加者の増加に向け啓発に努める。			子育て支援課
1	3	(1)③	33	保育所子育てひろば (保育所体験と園庭開放)	乳幼児とその保護者を対象に、保育所体験や子育て相談、外遊びなどのひろば型教室を実施する。	子育て広場の開催回数は、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度と比べて減少した。引き続き、在園児も含め保育士等の専門性を生かし、日々の子育て相談の支援を行った。 町立保育所4箇所で開催 ・子育て広場におけるのべ相談人数:122人 ・子育て広場の年間開催回数:21回	新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、室内でのテーマ遊びができなかった。	感染状況が落ち着いている時期は、状況に応じて空き部屋を利用して触れ合い遊びを実施するようにしたい。			保育課
1	3	(1)③	34	子育て支援保育士事業	規定の地域子育て支援事業を実施する民間保育所に対し、事業の運営などにかかる費用について助成を行う。	■認定こども園は子育て支援事業が義務化されており、施設型給付制度における予算措置となり、補助金対象外となっている。		■継続して実施する。			さくらこども園
1	3	(1)③	34	子育て支援保育士事業	規定の地域子育て支援事業を実施する民間保育所に対し、事業の運営などにかかる費用について助成を行う。		・ごんたクラブを継続しているが、令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大により、複数回の中止があり、参加予定の人たちを断わらざるを得なかった。 ・年度後半のごんたクラブでは、保護者からコロナ禍で、行き場がない不安などが吐露された	・ごんたクラブは、姉妹園のほっこり広場と連携し、年間を通して継続 ・新しい試みとしては、地域担当支援員を中心に、つばさ共同保育園の地域交流室において、毎週水曜日に「ひろば」を開設 子育て世代が自由に立ち寄れる場をつくる		子育て支援課	アトム共同保育園

項	節	体系	No	施策・事業名	第2期計画掲載内容	令和3年度の実績	課題等	次年度以降の方向性	協働団体等	関係課	主担課
1	3	(1)③	34	子育て支援保育士事業	規定の地域子育て支援事業を実施する民間保育所に対し、事業の運営などにかかる費用について助成を行う。	■ほっこりひろば(子育て広場) 毎月参加してもらえるようアトムのごんたクラブと統合した。参加保護者の交流中に保育を行い、子どもと離れて大人同士の学びの場を提供。参加者同士が顔見知りの関係に近づくよう務めた。 ■くまどりこどもまつり (コロナのため中止) 例年、子どもまつりでは乳幼児コーナーを企画(在宅保護者への遊びの提供・子どもを遊ばせながらの育児相談や園庭開放・一時保育についても情報を提供。)	■家庭保育の子育て支援に加え、孫育て中の祖父母にも気軽に参加してもらえるような内容と周知方法について課題がある。	■予約して参加することが苦手な家庭や子育て中の家庭同士が気軽に集えるフリースペースを始めたい。		子育て支援課	つばさ共同保育園
1	3	(1)③	34	子育て支援保育士事業	規定の地域子育て支援事業を実施する民間保育所に対し、事業の運営などにかかる費用について助成を行う。	R3年度もコロナの感染状況もあり、積極的な運営は出来ていない。	感染防止対策と体制づくり	他園の実施等など参考にしながら、当園の特色を生かし企画など進めていきたい。			すみれ保育園
1	3	(1)③	35	園庭開放	乳幼児とその保護者を対象に、安心できる遊びの場の提供として保育所や幼稚園の園庭を開放する。	■園舎の竣工後、新型コロナウイルスの感染が落ち着いている期間は園庭開放を実施した	■熊取町の広報誌やHP以外に情報発信できていないため、多くの家庭に周知できる方法を検討する必要がある	■安全なあそび場として園庭を開放し、継続して実施する。			さくらこども園
1	3	(1)③	35	園庭開放	乳幼児とその保護者を対象に、安心できる遊びの場の提供として保育所や幼稚園の園庭を開放する。	■延べ利用数 6名 ■乳幼児期の子ども達にとって、大切な事は体を思いっきり使い遊ぶことであり、その環境を提供するため、園庭開放は日程を設定せず実施。子どもにとって安心安全な遊び場の確保はもちろんの事、子育て広場や一時保育の利用につなげたかったので、緊急事態宣言中を除き実施した。	■緊急事態宣言中を除き園庭開放を実施していたにもかかわらず、閉じていると思っていたという声もあり、再開の周知方法に課題があった。	■終日実施する			つばさ共同保育園
1	3	(1)③	35	園庭開放	乳幼児とその保護者を対象に、安心できる遊びの場の提供として保育所や幼稚園の園庭を開放する。	園内でも感染があったり、年間を通してあまり行うことができなかった。	あそびの内容や担当保育士の育成など。	感染対策を行いながら地域に開放し、来ていただきやすい雰囲気づくり・環境に努める。			すみれ保育園
1	3	(1)③	35	園庭開放	乳幼児とその保護者を対象に、安心できる遊びの場の提供として保育所や幼稚園の園庭を開放する。	コロナの影響で、今年は4回参加人数31名	園庭開放のみならず、設定保育をしていることを広く知らせたい。	園庭開放に続けて来ることができるような、カリキュラムを考える。			熊取みどり幼稚園
1	3	(1)③	35	園庭開放	乳幼児とその保護者を対象に、安心できる遊びの場の提供として保育所や幼稚園の園庭を開放する。	■園庭・園舎開放(未就園児対象) ○実施回数= 4回 ○参加人数= 延べ30人 うち0歳=0人、1歳=15人、2歳=11人、3歳=4人、4歳=0人、5歳=0人、6歳=0人	■コロナ禍で感染防止を図りながら、安心して園庭で親子が遊べるように実施する。	■継続して実施していく。			フレンド幼稚園

項	節	体系	No	施策・事業名	第2期計画掲載内容	令和3年度の実績	課題等	次年度以降の方向性	協働団体等	関係課	主担課
1	3	(1)③	36	子育て教室	乳幼児とその保護者を対象に、親子遊びや子育て相談などを行う。	■新型コロナウイルスの感染拡大防止のため「あそび教室」は中止した。	■新型コロナウイルスを考慮した実施方法や内容を検討する必要がある。■周知が難しく参加人数が少ない。地域の子どもの数やニーズを把握し、もっと在園家庭以外に参加してもらえるような工夫が必要である。	■周知方法や内容を再検討し、引き続き継続して実施する。来ていただいた家庭に楽しんでもらうことや気軽に相談できる場にし、様々な支援に繋げたい。		子育て支援課	さくらこども園
1	3	(1)③	36	子育て教室	乳幼児とその保護者を対象に、親子遊びや子育て相談などを行う。		・ごんたクラブを継続しているが、令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大により、複数回の中止があり、参加予定の人たちを断わらざるを得なかった。 ・年度後半のごんたクラブでは、保護者からコロナ禍で、行き場がない不安などが吐露された	・ごんたクラブは、姉妹園のほっこり広場と連携し、年間を通して継続 ・新しい試みとしては、地域担当支援員を中心に、つばさ共同保育園の地域交流室において、毎週水曜日に「ひろば」を開設 子育て世代が自由に立ち寄れる場をつくる		子育て支援課	アトム共同保育園
1	3	(1)③	36	子育て教室	乳幼児とその保護者を対象に、親子遊びや子育て相談などを行う。	■実績 ① 6月緊急事態宣言発令中のため中止 ② 8月実施 4組 ③ 10月実施 4組 ④ 12月実施 7組 ■参加保護者の交流中に保育を行い、子どもと離れて大人同士の学びの場を提供。参加者同士が顔見知りの関係に近づくよう務めた。 園内ばかりでなく、参加者と保育士とでいっしょに周辺の公園へお散歩に出かけ開放的な環境で話ができた。 コロナ禍で外に出られない、家族以外の交流がないなどの理由から子育てひろばへのニーズはあった。	■まだまだコロナ禍での参加に躊躇する家庭が多いのと、広報で実施日が掲載されなくなったため、周知ができていない。	■参加者たちが、自ら活動できる内容を考え、自ら得意なことを生かして同じ子育て世代を支える仕組みを作って実施する。また、得意なことがなくても、大勢の子どもの前で絵本を読む体験などを楽しんでもらう。		子育て支援課	つばさ共同保育園
1	3	(1)③	36	子育て教室	乳幼児とその保護者を対象に、親子遊びや子育て相談などを行う。	実施できていない。	妊婦さんや子育て1年生ママへの教室づくりの実施内容や保育士の対応の仕方など。	実施に向けて考えていきたい。			すみれ保育園
1	3	(1)③	36	子育て教室	乳幼児とその保護者を対象に、親子遊びや子育て相談などを行う。	ふたば教室 120回 10組 いちご教室 36回 12組 親子体育教室 9回 11組 カウンセリング 12回 48名	コロナの影響で、言葉がが遅れている、経験が不足している、表情が少ない子どもが多くなった。	いろいろな体験、関わりを多く持つように考える。			熊取みどり幼稚園
1	3	(1)③	36	子育て教室	乳幼児とその保護者を対象に、親子遊びや子育て相談などを行う。	■フレンドクラブ(未就園児・2歳児親子教室) ○実施回数=延べ198回 ○参加親子=45組 ■子育て相談 ○毎週月曜日開催 ○利用者数=0人 ■カウンセリング ○実施回数=12回 ○利用者数=延べ42人	■フレンドクラブ…親子のコミュニケーションが更にとれる物を常に提供していくこと 子育て相談…利用がなかったので、相談しやすい環境作り、周知させる方法を考えること カウンセリング…更に利用者を増やせるよう周知させる方法を考えること	■継続して実施していく。			フレンド幼稚園

項	節	体系	No	施策・事業名	第2期計画掲載内容	令和3年度の実績	課題等	次年度以降の方向性	協働団体等	関係課	主担課
1	3	(1)③	37	すくすく講座	乳児とその保護者、妊婦を対象に、子育てや食育に関する学習や交流、情報交換・育児相談を行う。	■コロナ対策で、定員を縮小して実施 ・小児科医の話 14人 ・心理士の話 0人(中止) ・作業療法士の話 18人 ・助産師の話 21人 ・プレママ教室 1人 ■乳幼児期の講座の再構築をすすめ、あいあい教室とあわせた「にっこり教室」として実施		■引き続き、コロナ渦においても出来る限りの対策を取りながら、親育ち子育ての場としての講座の実施を継続する。			子育て支援課
1	3	(1)③	38	すくすく広場	小地域ネットワーク活動における子育てサロンの立ち上げ支援などを目的に、地域の公民館や憩の家などに出張し、親子遊びや交流のコーディネートを行う。	■地域からの要請がなかったため、実績なし。		■引き続き、地域からの要請にしっかりと対応していく。			子育て支援課
1	3	(1)③	38	すくすく広場	小地域ネットワーク活動における子育てサロンの立ち上げ支援などを目的に、地域の公民館や憩の家などに出張し、親子遊びや交流のコーディネートを行う。	地域からの要請がなかったため、実績なし。		地域からの要請があれば対応していく。			保育課
1	3	(1)③	39	離乳食講習会	離乳食の栄養指導実演・調理体験・試食を内容とした体験型の講習会を行う。	■実施回数:5回 ■参加人数:48人 ■4月はコロナ対策で中止、以降は延期や内容変更(試食なし)などの形で実施	■従来、調理実習・試食といった体験を重視したプログラムとなっているため、安心して参加できるよう、コロナ感染リスクを低くする工夫が必要。	■引き続き、コロナ渦においても出来る限りの対策を取りながら、仲間づくりの視点を踏まえた講習会の実施を継続する。			子育て支援課
1	3	(1)③	40	食育の推進	「熊取町食生活改善推進協議会」などの関係団体の協力のもと、管理栄養士、栄養教諭、保育士が中心となり、料理教室などの各種講座、乳幼児健診、学校給食、農業体験、食品ロスへの取組などを通じて、子どものライフステージに応じた食育に積極的に取り組む。	■妊娠届出時、乳幼児健診時等の機会を確実に捉え、保健師及び栄養士による栄養・食育指導を行った。 ■食育推進担当者連絡会(実施なし) ■コロナ対策のため、乳幼児健診における集団指導は中止した。 ■4か月児健診において、集団指導に変わるパネル展示に加え、離乳食実演コーナーを設置するなど、伝え方を工夫している。		■集団指導に変わる媒体の工夫を重ね、個々に応じた栄養・食育指導を丁寧に行う。	熊取町食生活改善推進協議会	健康いきいき高齢課	子育て支援課
1	3	(1)③	40	食育の推進	「熊取町食生活改善推進協議会」などの関係団体の協力のもと、管理栄養士、栄養教諭、保育士が中心となり、料理教室などの各種講座、乳幼児健診、学校給食、農業体験、食品ロスへの取組などを通じて、子どものライフステージに応じた食育に積極的に取り組む。	コロナ対策のため調理実習は実施できなかったが、農業体験学習の一環として芋掘り・稲刈り等の収穫体験を行った。(芋植え・田植えは緊急事態宣言により中止。)	今後もコロナの感染状況等をふまえ、実施していく必要がある。	コロナの感染状況等をみながら実施していく。	町立小学校 大阪泉州農業協同組合		産業振興課

項	節	体系	No	施策・事業名	第2期計画掲載内容	令和3年度の実績	課題等	次年度以降の方向性	協働団体等	関係課	主担課
1	3	(1)③	40	食育の推進	「熊取町食生活改善推進協議会」などの関係団体の協力のもと、管理栄養士、栄養教諭、保育士が中心となり、料理教室などの各種講座、乳幼児健診、学校給食、農業体験、食品ロスへの取組などを通じて、子どものライフステージに応じた食育に積極的に取り組む。	■親子クッキングの開催→中止 ■2歳半歯科健診時における食育の話→中止 ■手作りみそ教室 1回10名	■コロナ対策のため、調理実習などの体験や、健診時の食育の話などが中止となり、子どもに対する食育の機会が失われている。	■親子クッキングについては、感染症対策を講じながら、試食をせず、持ち帰りができるメニューでの調理実習を開催。 手作りみそ教室については、子育て世代の参加もあり、食への関心を高めたり、世代間交流もできる場として、今後も継続。 ■乳幼児健診等における食育に関する情報提供の機会や方法については、今後検討が必要。	熊取町食生活改善推進協議会		健康・いきいき高齢課
1	3	(1)③	40	食育の推進	「熊取町食生活改善推進協議会」などの関係団体の協力のもと、管理栄養士、栄養教諭、保育士が中心となり、料理教室などの各種講座、乳幼児健診、学校給食、農業体験、食品ロスへの取組などを通じて、子どものライフステージに応じた食育に積極的に取り組む。	感染症に留意しながら可能な限り実施した。収穫物を使った調理実習はできなかったものの、作物の育つ過程や、農家の苦労などを実感することで、食の大切さを子どもに伝えられた。	自分たちで育てた作物を、調理実習を通して食べることで、より実感を伴いながら、食に関する指導ができる場所であるが、未だ感染症がおさまりきらず、実施に至っていない。また、家庭背景やアレルギー等への配慮も必要である。	体験的な学習がより重要視されていることから、学校の実情に合わせながら、対象学年や実施形態を考慮しながら継続的な実施をし、食に関する指導を通して、食育を推進していく。	小中学校		学校教育課
1	3	(1)③	40	食育の推進	「熊取町食生活改善推進協議会」などの関係団体の協力のもと、管理栄養士、栄養教諭、保育士が中心となり、料理教室などの各種講座、乳幼児健診、学校給食、農業体験、食品ロスへの取組などを通じて、子どものライフステージに応じた食育に積極的に取り組む。	■例年、熊取ゆうゆう大学で家族を対象とし、家庭間の交流する機会の提供を行う「家族ふれ愛講座」において、大阪体育大学野外活動部と協働で、デイキャンプを実施し、その中で、調理実習を通じて、料理をする楽しさ、みんなで食べる楽しさを伝えている。令和3年度のデイキャンプでは、コロナ対策として調理を伴うものは中止し、自分たちで起こした火で焼きマシュマロを作った。また、おおむね60歳以上の方を対象とした「はつらつ世代講座」では、味噌づくりを行った。	■飲食を伴う講座を実施している「家族ふれあい講座」「はつらつ世代講座」等で、特に「はつらつ世代講座」の参加者は例年受講している方が多いため、新規の方に受講してもらうための、広報活動の検討	■コロナ対策により、調理方法や料理の種類に制限があったが、感染対策を行い、これまで参加のない世代にも来ていただけるような魅力ある講座(料理、講師、内容)を検討し、実施できるように努める	大阪体育大学野外活動部		生涯学習推進課
1	3	(1)③	41	ふれあい教室(小・中学生への性(生)教育)	小中学校に保健師が出向き、赤ちゃん人形の抱っこやオムツ交換など体験交流型の授業を行う。	■実施回数:1回 ■参加人数:39人 ■コロナ対策のため1校のみの実施となり、他校は、物品を貸し出して学校の先生による授業となった。		■要請があれば、コロナ感染状況をみながら協力する。	小中学校		子育て支援課
1	3	(1)③	42	子育てサークル支援	町内で活動している子育てサークルに対し、活動場所の提供や学習や交流を通した親育ちの支援をする。	■公共施設使用料減免団体等無し。		■子育てサークルは登録制ではなく、現状を把握しにくい。現在減免団体として支援している子育てサークルを含め、現状の把握に努めていく。			子育て支援課
1	3	(1)③	43	出前講座	子育てサークル、PTA、福祉委員会など地域の依頼に応じ、子育てや食育、健康、読書などに関する出前講座を行う。	地域からの要請がなかったため、実績なし。	地域からの要請に引き続き対応していくための保育士としてのスキル、知識等の専門性の研鑽を園内、園外研修等で積み重ねていく必要がある。	各保育所にて出前講座を実施する。保育士等が有する専門性を生かし、子どもへの関わり方や遊びの紹介等を行っていく。			保育課
1	3	(1)③	43	出前講座	子育てサークル、PTA、福祉委員会など地域の依頼に応じ、子育てや食育、健康、読書などに関する出前講座を行う。	■実績なし(地域からの要請等なし)	■地域の各種団体にヒアリングし、ニーズの把握を行う必要がある	■要請により必要に応じて対応を行う			さくらこども園

項	節	体系	No	施策・事業名	第2期計画掲載内容	令和3年度の実績	課題等	次年度以降の方向性	協働団体等	関係課	主担課
1	3	(1)③	43	出前講座	子育てサークル、PTA、福祉委員会など地域の依頼に応じ、子育てや食育、健康、読書などに関する出前講座を行う。			・今後も、アトム共同保育園として重ねてきた保育・家庭支援の経験を地域に積極的に還元していく	NPO熊取こどもとおとなのネットワーク	子育て支援課	アトム共同保育園
1	3	(1)③	43	出前講座	子育てサークル、PTA、福祉委員会など地域の依頼に応じ、子育てや食育、健康、読書などに関する出前講座を行う。	■実施なし	■地域の福祉委員主催の出前講座をサポートする。 ■保育士等の専門性を生かし、保育士が子どもへの関わり方や遊びの紹介、子ども理解や関わり方等を提供。 ■地域からの要請があれば、引き続き対応していきたいので、保育士の専門性を園内・園外研修等で高める。	NPO熊取こどもとおとなのネットワーク つばさが丘西・東地区福祉委員	NPO熊取こどもとおとなのネットワーク つばさが丘西・東地区福祉委員	子育て支援課	つばさ共同保育園
1	3	(1)③	43	出前講座	子育てサークル、PTA、福祉委員会など地域の依頼に応じ、子育てや食育、健康、読書などに関する出前講座を行う。	実施できていない。	実施方法と内容など。	検討			すみれ保育園
1	3	(1)③	43	出前講座	子育てサークル、PTA、福祉委員会など地域の依頼に応じ、子育てや食育、健康、読書などに関する出前講座を行う。	・「出前 あかちゃんの時間」2施設20回 ・NPO法人ホームビジット・とんとんのホームスタート事業での「絵本講座」の実施	NPO法人ホームビジット・とんとんからの依頼があったものの、広場事業以外からの出前講座の依頼がなかった。	広く活用してもらえよう、様々な場でPRを行う。		生涯学習推進課	図書館
1	3	(1)③	44	親学習講座	保護者が子育てについて話し合う参加型学習会を開催するとともに、家庭教育の支援に関する講座を開催する。	■ざっくばらんに親育ちサロン(前期3回開催・後期は中止)のべ14名 ■「親学習リーダー養成講座」全1回受講生延べ8人 ■子育て講演会は中止	■親学習リーダーの後継者人材確保 ■受講者を増やすため広報やチラシ等に工夫をする。	■継続して実施する。	親学習グループ“ベール・メール”		生涯学習推進課
1	3	(1)③	45	子ども向け講座の充実	子どもが様々な学習や体験ができるよう、子どもや親子を対象とした生涯学習の場・機会を整備・充実するとともに休日に憩いの場を提供し、異年齢の子ども同士の交流を図ることにより、子どもの健全育成に努める。	■チャレンジキャンプ:デイキャンプ37名 ■子ども書道講座29名 ■子どもプログラミング講座36名 ■子ども英語講座51名 ■子ども漢字検定対策講座56名 ■子ども科学講座2講座延べ8名(新型コロナウイルス対策のため中止した講座) ・科学実験教室 ・サマーキャンプ ・ちびっこキャンプ ・くまもり英語村 ・夏休み気象講座 ・子ども囲碁広場	■宿泊を伴う体験やソーシャルディスタンスが取れないような体験についての対策や代替え案などを検討し、学習の機会の提供を止めない工夫を行う	■コロナ対策により中止となった講座が多数あるため、感染防止対策を徹底し、実施できるよう努める。	京都大学複合原子力科学研究所 大阪体育大学 各小学校ALT		生涯学習推進課
1	3	(1)③	46	親子間のふれあいと異世代の交流を図る親子のふれあい、体験講座の開催	親子クッキング・親子陶芸教室および夏休み親子文化教室の開催を通じて、伝統文化の継承とともに、親子間、異世代間、参加者同士の交流を図る。	■親子で生の木でクリスマスツリー作り4組11名 ■夏休み親子陶芸体験講座5組11名(新型コロナウイルス対策のため中止した講座) ・親子でシルバーペンダントトップを作ろう	■親子が参加しやすい日程を選定する。 ■講座については、親、子どもともに興味関心を持ち、楽しく学べる講座の企画等検討する。	■コロナ対策により中止となった講座が多数あるため、感染防止対策を徹底し、実施できるよう努める。	熊取町文化振興連絡協議会		生涯学習推進課

項	節	体系	No	施策・事業名	第2期計画掲載内容	令和3年度の実績	課題等	次年度以降の方向性	協働団体等	関係課	主担課
1	4	(1)④	47	二次救急医療体制の整備 (小児救急医療体制の整備)	泉州医療圏(高石市以南8市4町)における小児救急医療支援体制の整備、運営を図る。	■高石以南の8市4町で覚書を締結し、連携協力して、泉州医療圏における二次救急医療対策事業(小児救急医療支援事業)を実施。 令和2年度小児救急医療利用患者総数 5,124名(利用医療機関:和泉市立総合医療センター、泉大津市立病院、岸和田徳洲会病院、岸和田市民病院、市立貝塚病院、りんくう総合医療センター、阪南市民病院)		■今後も現状どおり実施する。	高石市、和泉市、泉大津市、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、忠岡町、田尻町、岬町、大阪府		健康・いきいき高齢課
1	4	(1)④	48	休日診療体制の整備 (泉州南部初期急病センターへの事務委託)	泉佐野市以南の3市3町で泉州南部初期急病センターを開設し、休日及び夜間における初期救急体制の確保に努める。	■泉州南部初期急病センター患者数 2,088名 うち熊取町民 338名 【診療科目】内科・小児科 【受付時間】 木曜日:午後7時30分～10時30分(小児科のみ) 土曜日:午後5時30分～8時30分 日曜日・祝日:午前9時30分～11時30分・午後0時30分～4時30分		■今後も現状どおり実施する。	泉佐野市、泉南市、阪南市、田尻町、岬町、泉佐野市南医師会		健康・いきいき高齢課
1	4	(1)④	49	周産期医療体制の確保 (泉州広域母子医療センター事業への参画)	りんくう総合医療センターを「周産期センター」、市立貝塚病院を「婦人科医療センター」とする「泉州広域母子医療センター事業」に参画(貝塚市以南4市3町が参画)し、泉州地域における周産期医療体制の確保に努める。	■分担金支払実績 17,101千円		■引き続き、地域の周産期医療体制の安定確保に努める。	りんくう総合医療センター 市立貝塚病院 貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、田尻町、岬町		子育て支援課
2	1	(2)①	50	地域教育協議会(すこやかネット)の実施	地域・学校・家庭が連携し子どもを育てる、地域教育コミュニティを構築するために、各中学校区(ブロック)ごとの地域教育協議会活動の充実を図る。	■くまとり地域教育協議会の各校区ブロックにおいて、コロナ対策により事業は縮小したものの、子ども安全事業、学校支援事業などを行った。 ■地域教育協議会連絡会を书面開催し、学校、家庭、地域の団体の情報の共有を行った	■くまとり地域教育協議会の活動について地域住民への周知を行う。	■継続して実施する。			生涯学習推進課
2	1	(2)①	51	小地域ネットワーク活動の推進	子育てサロンや世代間交流など、子育て中の親子が安心して生活できるよう、地域住民の参加と協力による支え合い、助け合い活動を推進する。	■世代間交流:13地区で実施。実施回数は26回。子育てサロン:5地区で実施。実施回数は11回	■地域福祉活動中止による人と人とのつながりのさらなる希薄化・孤立の深まり。地域福祉活動を支えている住民の活動に対するモチベーションの低下。コロナ感染による重症化リスクの高い高齢者や障害のある方への配慮した活動内容の検討	■様々な予防対策を取りながらの活動再開とともに、集まる(参加すること)によってつながっていた活動づくりに代わる方法の提案(例:支援者が見守り対象者等に手書きのハガキを送る、自宅でもできる地域福祉活動の提案手作りマスク等の寄贈)			社会福祉協議会
2	1	(2)①	52	子育てに関する情報の提供	健診、予防接種だけでなく、親子のコミュニケーションの取り方なども含めた、子どもの育ちに必要なこと、子育てに関する様々な情報を、広報、ホームページの他あらゆる媒体(子育てアプリなど)を活用して、広く、分かりやすく提供する。	■親学習教室(くまちゃん教室・っこり教室・初めての赤ちゃんプログラム等)、各相談事業における情報提供。 ■駅下にぎわい館内の子育て情報コーナーに、子育て関連情報の設置。 ■町ホームページや広報に加え、令和2年8月から導入した子育てアプリ「くまっ子ナビ」を用いて、各種相談や教室、母子保健関連の情報を周知。		■引き続き、あらゆる機会・媒体を活用して、子育てに関する情報を届ける。			子育て支援課

項	節	体系	No	施策・事業名	第2期計画掲載内容	令和3年度の実績	課題等	次年度以降の方向性	協働団体等	関係課	主担課
2	1	(2)①	52	子育てに関する情報の提供	健診、予防接種だけでなく、親子のコミュニケーションの取り方なども含めた、子どもの育ちに必要なこと、子育てに関する様々な情報を、広報、ホームページの他あらゆる媒体(子育てアプリなど)を活用して、広く、分かりやすく提供する。	■参照 No.52 子育てに関する情報の提供				生涯学習推進課	学校教育課
2	1	(2)①	52	子育てに関する情報の提供	健診、予防接種だけでなく、親子のコミュニケーションの取り方なども含めた、子どもの育ちに必要なこと、子育てに関する様々な情報を、広報、ホームページの他あらゆる媒体(子育てアプリなど)を活用して、広く、分かりやすく提供する。	■こどもMETくまとりを年2回発行し、春休み・夏休み期間中に開催される町内のイベント等を中心に情報の提供を行った。	■くまとり地域教育協議会の活動について地域住民への周知を行う。	■継続して実施する。			生涯学習推進課
2	1	(2)①	52	子育てに関する情報の提供	健診、予防接種だけでなく、親子のコミュニケーションの取り方なども含めた、子どもの育ちに必要なこと、子育てに関する様々な情報を、広報、ホームページの他あらゆる媒体(子育てアプリなど)を活用して、広く、分かりやすく提供する。	・「赤ちゃんが生まれたら図書館へ」(出生時)、「ねえーえほんよんで!」(4か月児健診)、「ようこそ図書館へ」(1歳7か月児健診)、「ねえーえほんよんで!」(3歳6か月児健診)を作成、配布。 ・図書館に乳幼児向けのコーナーをつくり、絵本だけでなく、様々な子育てに関する情報や行事の案内などを掲示。 ・図書館のホームページの「子どもへのサービス」の中に、「子育てに役立つ本」、「おすすめの赤ちゃん絵本」を掲載。	情報の提供の工夫が必要。	保護者や子ども向けにホームページに掲載する情報の内容について検討する。 住民提案協働事業により、SNSを活用した情報発信を積極的に行う。		子育て支援課 図書館	
2	2	(2)②	53	中高生の居場所づくり事業	中高生の主体性を育み自立を支援する居場所づくりに努める。	■住民提案協働事業である「こどもレストラン」に対し、補助金756,000円を交付。 ・事業内容 本来であれば、地域住民及び広く町民と夕食を共にすることにより、子どもたちの豊かな心を育み、安心して過ごせる場所を提供することを目的としているが、コロナ対策により弁当配布の形式により居場所づくりに貢献した。 ・実施場所:長池府営住宅集会所 ・実施曜日・時間 第2・第4木曜日 18時～19時(弁当配布) 年間24回開催 ・年間参加延べ人数:子ども973人 大人532人 ・ボランティア参加人数:1回あたり平均10人	■ボランティア不足 ■他の校区への拡大検討	■安定的に存続できるよう、実行委員会等へ参加し、相談・助言を適宜行っていく。 ■コロナ対策に留意しながら継続して実施していく。	子ども食堂を支援する会 長池自治会	子育て支援課	
2	2	(2)②	53	中高生の居場所づくり事業	中高生の主体性を育み自立を支援する居場所づくりに努める。	■各中学校が、生徒の主体性や自主性を尊重した取組みを展開することを通して、仲間づくりや集団づくりを行い、生徒の自立心を身につけさせる。これらの取組みにより、自他を尊重し、人間関係を深めるとともに、学校が生徒の居場所として機能させることができた。	■小学校とも連携し、中学校の取組みを強化していくことが必要である。	■各校の取組みの推進に向けて支援していく。	中学校		学校教育課

項	節	体系	No	施策・事業名	第2期計画掲載内容	令和3年度の実績	課題等	次年度以降の方向性	協働団体等	関係課	主担課
2	2	(2)②	53	中高生の居場所づくり事業	中高生の主体性を育み自立を支援する居場所づくりに努める。	■町立3中学の余裕教室や町社会教育施設(煉瓦館)を利用し、放課後自習室を開設した。中学校内の放課後自習室については定期テスト前、煉瓦館内はそれ以外とし、効率的に開設した。 ・令和3年度 延べ 19回開催、参加者19人 (コロナにより開催数の減少)	■支援員の確保 ■生徒がより参加しやすい環境づくり	■継続して実施する。	中学校		生涯学習推進課
2	2	(2)②	54	不登校などの子どもの居場所づくり事業	長期欠席児童や不登校児童の相談や学習を支援できる居場所づくりに努める。	■児童相談事業の中で、長期欠席児童や不登校児童を把握し、家庭が抱える問題については引き続き相談支援を行っている。	■必要性や担い手の検討等	■学校との連携のもと、情報収集をしながら、事業のあり方等を検討する。	小中学校 子ども食堂を支援する会		子育て支援課
2	2	(2)②	54	不登校などの子どもの居場所づくり事業	長期欠席児童や不登校児童の相談や学習を支援できる居場所づくりに努める。	■家庭以外に安心して過ごすことのできる居場所づくりや心の居場所づくり スクールソーシャルワーカー 5名配置	■複雑化している課題に対して、より専門的な支援が必要となっている。	■教職員やスクールソーシャルワーカーのスキルアップに向けた研修会等、整備を進める。	小中学校		学校教育課
2	2	(2)②	55	地域子育て支援拠点事業(※)	主として乳幼児(0～3歳)を持つ子育て中の親がうち解けた雰囲気の中で気軽に集い交流するとともに、子育ての相談に応じる居場所づくりを行う。	■つどいの広場”ぶらっつ” 実参加人数 267人(子ども143人、大人124人) 延べ参加人数 2,381人(子ども1,280人、大人1,101人) ■であいのひろば 実参加人数 851人(子ども473人、大人378人) 延べ参加人数 2,543人(子ども1,419人、大人1,124人) ■すこやかの一む(参照:No84 すこやか教室、No85 おやか教室)	■遊びの場の提供だけでなく、相談においても関係機関に繋ぐなど、きめ細かく対応している。 ■きめ細やかなコロナ対策を実施している。	■引き続き、事業周知に努め、利用者のニーズを把握しながら、現状に添った支援を行っていく。 ■コロナ対策をとりながら事業の実施を継続する。	NPO法人 くまとり子育てWA・輪・和 特定非営利活動法人 地域支援センターくまとりランド		子育て支援課
2	2	(2)②	56	保育所の活用の推進	子どもの育ちと親の子育てを支援する拠点として、保育所機能の活用を推進する。	保育所機能の活用の一つとして、令和3年度より町立保育所地域連携推進員を各保育所に配置し、保護者からの相談に対応するとともに、民間保育所への巡回支援を実施した。	現在の町立保育所地域連携推進員の取組は、主に町立保育所、民間保育所において相談を実施している。今後は、地域の子育て支援についてどのように貢献していけるか、関係機関と連携し検討していきたい。	町立保育所地域連携推進員による保護者や民間保育所からの相談対応を継続するとともに、地域の子育て支援についてどのように貢献していけるか、関係機関と連携し検討していきたい。		子育て支援課	保育課
2	2	(2)②	57	保育所施設・設備の整備	計画的な保育所施設の改修、設備の更新などを進め、快適な保育環境の維持改善に努める。	■建築後35年経過したさくらこども園の建て替え工事について、国及び府の補助金を活用し支援を行った。(2箇年事業の2年目) ■建築後45年以上経過し、老朽化した西保育所について大規模修繕工事を行った。 ■建築後49年以上経過し、老朽化した東保育所について、大規模改修工事に向けて、実施設計を行った。	さくらこども園の建て替え後は、町内民間園の施設改修は、一定完了するが、町立保育所については、公共施設等総合管理計画における個別施設計画に基づき、施設の改修等を行っていくこととなる。	今後とも公共施設等総合管理計画における個別施設計画に基づき、長期的な視点で保育所施設の改修、設備の更新を進め、また、必要に応じて設備等の修繕を適宜行う等、保育ニーズへの対応や快適な保育環境の維持管理に努める。	民間園		保育課

項	節	体系	No	施策・事業名	第2期計画掲載内容	令和3年度の実績	課題等	次年度以降の方向性	協働団体等	関係課	主担課
2	2	(2)②	58	学校施設・設備の整備	計画的な学校施設・設備の改修などを進め、快適な教育環境の維持改善に努める。	■トイレ洋式化改修工事 北中、南中 ■大規模改修工事 東小(校舎) ■内装改修工事 西小 ■特別教室棟廊下改修工事 南小 ■グラウンド改修設計 南小 ■汚水配管、汚水樹修繕業務 北小 ■支援教室増設に伴う空調設置 北小 ■正門センサー、録画機増設修繕業務 熊中 ■中央校舎、南校舎教室床改修工事1期 熊中 ■体育館側面壁等修繕業務 北中 ■窓ガラスフィルム貼り修繕業務 南中 ■武道館畳入替 南中	■施設や設備の老朽化が進んでおり、長期的な視点で施設の改修等を計画的に進める必要がある。	■学校施設長寿命化計画に沿って計画的な整備に努める。	小中学校		学校教育課
2	2	(2)②	59	放課後児童健全育成事業(学童保育事業)(※)	放課後の保育に欠ける児童の受け入れとしての学童保育事業の充実を図る。	■受入児童数(月平均):558人 ■待機児童数:0人 ■令和4年度から向こう5年間の指定管理者を随意選定により選定	■指定管理者の学童保育事業の管理運営が、より適切となるような町による指導監査の検討 ■「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」で経過措置を設けている項目「児童数規模」「静養スペースの確保」などの基準を満たしていく必要がある。	放課後に保育を必要とする児童が、安全委安心して過ごせるよう施設及び運営について関係機関と調整を行いながら、必要に応じて整備を進める。指定管理者による学童保育運営について適宜、指導・助言を行う。	NPO熊取こどもとおとなのネットワーク	学校教育課	保育課
2	2	(2)②	60	放課後子ども教室(くまとり元気広場)	地域と連携した放課後や週末における、子どもたちの安全・安心な居場所づくりとして、体験活動や学習支援なども含めた放課後子ども教室(くまとり元気広場)を実施する。	■熊取交流センターや町立小学校グラウンドで、ボランティアの方にご協力いただき、くまとり元気広場を開催。61回 延べ415名	■プログラム内容によって参加者に偏りがある。	■継続して実施する。			生涯学習推進課
2	2	(2)②	61	赤ちゃんの駅設置事業	外出中に気軽に立ち寄り、授乳やおむつ交換ができる施設を「赤ちゃんの駅」として登録し、安心して外出できる環境を整える。	■登録施設数 公共施設 12か所 民間施設 10か所		■広報紙やホームページを活用して、周知啓発を行い、新規登録施設の拡充を図る。	赤ちゃんの駅設置事業者		子育て支援課
2	2	(2)②	62	図書館の活用の推進	子どもの育ちと親の子育てを支援する拠点の一つとして図書館の活用を推進する。	・「あかちゃんの時間」60人/7回 ・「親子でリトミック」(0歳児)77人/5回 ・「親子でリトミック」(1歳児)88人/5回 ・「親子でリトミック」(2歳児～)80人/5回 ※コロナのため4～6月、9月、1～3月中止 ・「マタニティ&ママ♪ハッピーコンサート」(5月、9月、1月)全て中止	コロナ禍でも実施できる方策が検討ができず、保護者向けの講座などは行えなかった。	引き続き実施する。	熊取文庫連絡協議会 NPO法人 くまとり子育てWA・輪・和 NPO法人 地域支援センターくまとりロンド NPO法人ホームビジット・とんとん ひよこ会	子育て支援課 生涯学習推進課	図書館

項	節	体系	No	施策・事業名	第2期計画掲載内容	令和3年度の実績	課題等	次年度以降の方向性	協働団体等	関係課	主担課
2		2(2)②	63	煉瓦館の活用の推進	子ども同士、親同士また世代間のふれあいと交流の拠点として煉瓦館の活用を推進する。	■平成17年11月に熊取交流センター（愛称:煉瓦館）として、開館。また、隣接して公園も整備されるなど、子どもたちが自由に遊び、集える環境を提供している。 ■くまとり元気広場事業や自習スペースの提供、その他講座の開催、子どもにも分かりやすい歴史・体験展示などの事業を行い、子どもの活動の場の充実を図っている。 ■子育て関連団体などコミュニティ団体の活動促進のため減免制度を設けるなどの支援を行った。 令和3年度来館者数:27,519人		■コロナ対策として、密集を避けるため、ロビー等の机や、椅子を間引いているが、交流センターとして、利用者が交流する場の提供方法について検討する。			生涯学習推進課
2		2(2)②	64	安全・安心な公園づくり	遊具の安全点検・整備を促進し、子どもから高齢者までが安全で安心して憩える公園づくりを目指す。	■既存公園について、公園施設長寿命化計画に基づき、1公園の公園施設の更新を行った。また、専門業者による遊戯施設の点検を実施し、修繕が必要な遊具等については、修繕業務を委託し、安全で安心して憩える公園づくりに努めた。		■既存公園について、公園施設長寿命化計画に基づき、公園施設の更新を実施する。また、専門業者による遊戯施設の点検を実施し、修繕が必要な遊具等については、計画的に修繕業務を発注し、安全で安心して憩える公園づくりを目指す。			水とみどり課 【令和4年度からは道路公園課】
2		2(2)②	65	野外活動ふれあい広場の活用の推進	自然に親しみながらレクリエーション活動を行う場として、また自然を学ぶことができる体験学習施設として整備した野外活動ふれあい広場の活用を推進する。	■令和3年度においても野外活動ふれあい広場において多数のイベントを予定していたが、緊急事態宣言中は休場、まん延防止重点措置期間中は人数制限をしたため、利用者は昨年度比で微増したが、平年の1/2程度に留まった。 令和3年度利用者:3,713人	■コロナ対策に努めながら、来場者に楽しんでいただけるイベントや利用方法の確立 ■終息後の利用者増加に向けた新たなイベントや仕掛けの創出	■大阪府の緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の状況を注視しながら、人数や利用の制限を実施し、コロナ対策に努めるとともに、終息後の利用者増加に向けてイベント内容を見直す。	NPO法人グリーンパーク熊取		産業振興課
2		2(2)②	66	子ども食堂の推進	住民提案協働事業制度の活用により、子どもたちが地域の人たちと一緒に楽しく食事をし、心が満たされて安心して過ごすことができる場を提供することで、豊かな心を育み、成長できる居場所づくりを推進する。	■参照 No.53 中高生の居場所づくり事業	■参照 No.53 中高生の居場所づくり事業	■参照 No.53 中高生の居場所づくり事業	子ども食堂を支援する会	企画経営課	子育て支援課
3		1(3)①	67	子育て支援の拠点としての保育所運営	子どもの育ちにおける基盤づくりの最も大切な時期である、就学前のすべての子どもの育ちと親の子育てを支援する身近な拠点として、保育所機能を最大限に生かした保育所運営に努める。	■オープン保育【保育参観】 ・中央保育所(年2回) ・東保育所(年1回) ・西保育所(年3回) ・北保育所(年1回) ■クラス懇談会(年0回) ■個人懇談会(年2回) ■コロナの影響で感染防止対策の観点から、保護者が集めて行うクラス懇談会等は中止せざるを得ない状況であった。 保育所での子どもの姿や保育所方針、また保護者側の思いやニーズを話しあい、地域に開かれた保育所としてより深く交流を持てた。	■より多く参加してもらえる日程調整を考えているものの保護者の就労形態が多様化し、年数回の参観や懇談会にも参加できない人もいる。	■引き続き日程調整しながらより多くの親世帯が交流を持ったり、保育所での子どもの様子を知り、親育ちを支援できるようにしていく。			保育課

項	節	体系	No	施策・事業名	第2期計画掲載内容	令和3年度の実績	課題等	次年度以降の方向性	協働団体等	関係課	主担課
3	1	(3)①	67	子育て支援の拠点としての保育所運営	子どもの育ちにおける基盤づくりの最も大切な時期である、就学前のすべての子どもの育ちと親の子育てを支援する身近な拠点として、保育所機能を最大限に生かした保育所運営に努める。	■認定こども園としての機能を十分に生かした運営を心掛けた。感染拡大防止のため、保育参観など保護者が参加し密になる行事は中止した	■お子さまの成長を見てもらえるように保育参観など保護者が参加する行事も感染状況に合わせて実施する方向で検討する	■感染防止策を考慮し、継続して実施する			さくらこども園
3	1	(3)①	67	子育て支援の拠点としての保育所運営	子どもの育ちにおける基盤づくりの最も大切な時期である、就学前のすべての子どもの育ちと親の子育てを支援する身近な拠点として、保育所機能を最大限に生かした保育所運営に努める。		・コロナ禍により、クラス懇談会・父親懇談会・祖父母交流会などは、中止や規模を縮小することになった。 中止を経験することにより、改めて保護者同士の交流の希薄さへの危機感を保育士、保護者双方が持つことにもつながった	・感染拡大の状況に留意しながら、できるだけ交流の場を継続できるよう工夫をしていく ・長引くコロナ禍で希薄になっている保護者同士のつながりを取り戻す取り組みに力をいれる			アトム共同保育園
3	1	(3)①	67	子育て支援の拠点としての保育所運営	子どもの育ちにおける基盤づくりの最も大切な時期である、就学前のすべての子どもの育ちと親の子育てを支援する身近な拠点として、保育所機能を最大限に生かした保育所運営に努める。	■クラス懇談会（年長クラス）年8回開催（クラスにより2-3回中止）出席率 41% 保護者・職員それぞれが学びあえる場として取り組んだ。コロナ禍で中止せざるを得ない月もあったが、人数制限や時間短縮など工夫し、グループ懇談会に切り替え開催した。どうしても人が集まる場には行きたくないという保護者には、送迎時に短時間話す機会を心がけるようにした。 懇談会が例年のようにできなかった状況ではあったが、できなかったからこそ、再開できた時に懇談会の必要性を実感した保護者の声があった。その感想を聞いて、職員も語る場を提供する必要性を再確認できた。 ■父親懇談会3回開催中1回実施（2回中止）出席率24% 前年度12% 「母親とは違う立場で、子育てを考える場。大人の学びの場」として取り組んできた。昨年度と比べると保育園の送迎に父が来ることもふえ、直接声かけできたこと、参加しやすいよう母のサポートもあり参加率はわずかに増えた。 ■祖父母交流会 1回開催 出席率20% 前年度実施なし 親世代、祖父母世代の子育てのギャップを埋め、祖父母と保護者のつなぎ役になる事が目的。昨年度は実施できなかったのも、リスクはあるものの短時間でグループでの開催を模索。多くの参加者があり、祖父母世帯も実施再開を待ち望んでいた、こういう場の継続を今後もお願いしたいという感想があり、実施に踏み切ってよかった。	■感染予防をしながらも、いろいろな世代が語り合えるしゃべり場に参加したくなる周知の仕方。 コミュニケーションを密にして、保護者の子育て力、他者を思いやること、人を支え合う力を高めあえることに繋がるよう支援する。	■今後も継続して取り組む。			つばさ共同保育園
3	1	(3)①	67	子育て支援の拠点としての保育所運営	子どもの育ちにおける基盤づくりの最も大切な時期である、就学前のすべての子どもの育ちと親の子育てを支援する身近な拠点として、保育所機能を最大限に生かした保育所運営に努める。	園長を中心に各クラスで個々の園児の様子や状態の把握と報告を行い、各関係機関との連携を密にとりながら対応を行った。必要に応じて園内での情報共有や保護者対応をしながら、より良い育ちへの支援を行った。	様々な状況に迅速かつ丁寧に対応できるように職員の知識や対応能力・コミュニケーションなどの資質向上が必要。	より適切な支援をしていけるよう今後も努めていく。			すみれ保育園

項	節	体系	No	施策・事業名	第2期計画掲載内容	令和3年度の実績	課題等	次年度以降の方向性	協働団体等	関係課	主担課
3	1	(3)①	68	公民合同所長会による保育所運営の拡充	町立保育所と民間保育所が共に連携協力しながら、保育内容や保育所運営の充実に努めることを目的に、公民所長会を実施する。	新型コロナの影響により、開催できていない。	■今後も公立、民間園が連携し、情報、意見交換できる体制を継続することが町全体の適切な就学前の教育・保育の実施に必要不可欠である。	■国の制度改正、待機児童対策、多様化、複雑化する保育ニーズへの対応、配慮の必要な子どもへの適切な対応、保育所保育指針の保育内容などについて、保育所運営において共有すべき事柄や課題などを民間、公立が情報共有し、連携、協働して解決、改善等を図る。	民間園		保育課
3	1	(3)①	68	公民合同所長会による保育所運営の拡充	町立保育所と民間保育所が共に連携協力しながら、保育内容や保育所運営の充実に努めることを目的に、公民所長会を実施する。	公民合同所長会の実施なし	■今後も情報交換・意見交換できる場としては必要と感じるが、開催頻度や内容については全体で検討していきたい。	■継続して実施する	民間こども園 民間保育園	保育課 公立保育所	さくらこども園
3	1	(3)①	68	公民合同所長会による保育所運営の拡充	町立保育所と民間保育所が共に連携協力しながら、保育内容や保育所運営の充実に努めることを目的に、公民所長会を実施する。	公民合同所長会の実施なし	・公民合同所長会として十分な情報交換や意見交換をする場が持てなかった	・民間園のネットワークを強化する。 ・公民の情報交換、意見交換の場の充実にめざす	町立保育所 民間保育園 認定こども園 熊取みどり幼稚園	保育課 子育て支援課	アトム共同保育園
3	1	(3)①	68	公民合同所長会による保育所運営の拡充	町立保育所と民間保育所が共に連携協力しながら、保育内容や保育所運営の充実に努めることを目的に、公民所長会を実施する。	公民合同所長会の実施なし	■公立、民間園が連携し、情報、意見交換できる体制の継続。 同じ熊取町で育つ子どもたちのことを、公民の枠なく考える。	■公民の枠を超えて共に考える。障がい児加配、要保護家庭への支援、一時預かり・休日保育状況などを共有し、より活発な情報や意見交換できる機会としたい。		保育課 子育て支援課	つばさ共同保育園
3	1	(3)①	68	公民合同所長会による保育所運営の拡充	町立保育所と民間保育所が共に連携協力しながら、保育内容や保育所運営の充実に努めることを目的に、公民所長会を実施する。	新型コロナの影響により、開催されていないが必要に応じて所長間の情報共有・交換など行った。	他園との意見や情報交換ができるように継続してほしい。	今後も積極的に参加し、情報交換や情報共有をし園の運営に生かしていきたい。			すみれ保育園
3	1	(3)①	69	保育所部会による保育内容の資質向上	多様化・複雑化するニーズに対応するため、保育所部会を設置し、保育内容の資質向上に努める。	■保育所保育士の自己評価の内容を確認することで、質の向上についての意識づけがされ、実際の保育の充実につながっている。 ■年齢別部会や統合保育部会など様々な分野別で、民間、公立の多くの保育士等が参加し、保育の環境づくりや子どもへの関わりについて、個別具体的に意見交換し保育の質の向上を図った。	■会計年度任用職員が多い状況であるが、職員全員が熊取町の保育を共通理解し、自分自身の保育をふりかえり、資質向上に向けて意識統一できるように町立保育所全体で情報共有したうえで、相互に確認していく必要がある。 ■保育士の自己評価の内容を確認することで、質の向上についての意識づけがされ、実際の保育の充実につながっている。	■今後とも保育士の自己評価の内容確認等を引き続き実施し、保育内容の充実につなげていきたい。	民間園		保育課
3	1	(3)①	69	保育所部会による保育内容の資質向上	多様化・複雑化するニーズに対応するため、保育所部会を設置し、保育内容の資質向上に努める。	■参加実績なし		■主に府社協などの研修に参加する。保育所部会は内容により参加を検討する。		保育課 公立保育所 民間園	さくらこども園
3	1	(3)①	69	保育所部会による保育内容の資質向上	多様化・複雑化するニーズに対応するため、保育所部会を設置し、保育内容の資質向上に努める。		・各部会での公民の協働を進めるためには、より一層の相互理解の必要性を感じている。	・各部会に積極的に参加し公民の協働を目指すと共に、保育士の主体的な学びの姿勢を大切にする。 ・多様化・複雑化するニーズに対応するために、保育内容の資質向上に努めたい		保育課	アトム共同保育園

項	節	体系	No	施策・事業名	第2期計画掲載内容	令和3年度の実績	課題等	次年度以降の方向性	協働団体等	関係課	主担課
3	1	(3)①	69	保育所部会による保育内容の資質向上	多様化・複雑化するニーズに対応するため、保育所部会を設置し、保育内容の資質向上に努める。	■同じ部署担当同士話できることで、各園の情報交換し、悩みや課題を共有。自園でもできることは取り入れて活用 ■子どもの対応や、保護者支援の対応についての意見交流を深めたい。	■子どもの困り感に寄り添える対応や、保護者支援の対応について状況報告や共有はできたが、議論を深め合うまでいかなこと。	■各園の状況報告にとどまらず議論を深めあい、保育親・子ども理解・親支援につながる相互学習の場とした。		保育課	つばさ共同保育園
3	1	(3)①	69	保育所部会による保育内容の資質向上	多様化・複雑化するニーズに対応するため、保育所部会を設置し、保育内容の資質向上に努める。	感染状況に応じて中止となった回もあったが、開催時は各年齢別に出席し他園のようすや情報収集を行った。	各年齢別の情報交換をしながら情報収集をしっかりと行い、クラスの運営につなげていく。	今後も引き続き参加し、情報収集し各クラスに持ち帰る。			すみれ保育園
3	1	(3)①	70	民間保育所運営に対する助成	民間保育所の運営、子育て支援施策推進事業に対する助成を行う。	■【民間保育所等補助金】実績額：109,789,000円 アトム共同保育園、つばさ共同保育園、すみれ保育園、さくらこども園、フレンド幼稚園に補助金の交付を行った。 ■コロナ禍の生活支援として副食費無償化を実施	■今後の国の補助金制度の改正に伴う拡充、縮小等の状況により、助成内容が変更となる可能性がある。	■町内の民間保育所等6園に対し、引き続き助成を行い運営の安定化と保育サービスの充実を図っていく。 ■令和4年度についても必要に応じて、コロナ対策に係る国の補助金制度を活用し、認可外保育施設も含め助成を行っていく。	民間園		保育課
3	1	(3)①	71	幼児教育の充実	保育所や小学校などとの連携を強化するとともに、幼児教育の充実を図る。国の制度改正に則った無償化等の対応を行う。	コロナの影響で、小学校との交流会なし。小学一年生の担任との情報交換・きずなシートの作成など実施。		小学校へスムーズに入学できるように取り組む。		町立小学校 保育課	熊取みどり幼稚園
3	1	(3)①	71	幼児教育の充実	保育所や小学校などとの連携を強化するとともに、幼児教育の充実を図る。国の制度改正に則った無償化等の対応を行う。	■幼少の園児参加交流会(年間1回、1月～2月) ○コロナの為、中止。 ■幼少の連絡会(引き継ぎ、年会1回、3月) ○熊取町＝西小学校、東小学校、北小学校、南小学校、中央小学校 ○泉佐野市＝日根野小学校、北中小学校、中央小学校、第三小学校、日新小学校、第二小学校、長坂小学校、 ○貝塚市＝東山小学校、西小学校、南小学校、ほか(各年度の卒園児住居による)	■保育所や小学校などとの連携を強化するとともに、幼児教育の充実を図る。	■継続して実施していく。		町内小学校等 保育課	フレンド幼稚園
3	1	(3)①	72	通常保育	保育に欠ける家庭の児童の保育を実施する。	■保育所等入所実績数 令和4年3月1日(広域受託、1号認定含む) 町立保育所:554人 さくらこども園:141人 アトム共同保育園:158人 つばさ共同保育園:107人 すみれ保育園:118人 フレンド幼稚園:483人 合計:1,576人	■年度途中の入所希望に応えていくためには、その時点での保育士の確保が必要となる。	■待機児童が発生しないように、引き続き年度途中の保育士確保等に努める。	民間園 ハローワーク泉佐野		保育課
3	1	(3)①	72	通常保育	保育に欠ける家庭の児童の保育を実施する。	■参照 No.72 通常保育	■保育教諭の確保と質の向上が課題である。 ■保育教諭の処遇、待遇改善が課題である。	■引き続き保育に欠ける家庭の児童の保育を実施する。		保育課	さくらこども園

項	節	体系	No	施策・事業名	第2期計画掲載内容	令和3年度の実績	課題等	次年度以降の方向性	協働団体等	関係課	主担課
3	1	(3)①	72	通常保育	保育に欠ける家庭の児童の保育を実施する。		・少子化、長引くコロナ禍の影響により、特に乳児の入所数が伸び悩み、園の経営にも大きな影響を及ぼしている。	・保育に欠ける家庭の児童の保育の安定的な実施できるために、町行政とも密に連携しながら、現状に即した保育所運営のあり方を模索する。		保育課 子育て支援課	アトム共同保育園
3	1	(3)①	72	通常保育	保育に欠ける家庭の児童の保育を実施する。	■新型コロナウイルス感染症対策を考え、保育の工夫をおこなった。	■0歳児クラスが増加が予定より少なく、園児の確保に課題がある。	■園の特色を知ってもらい、保護者が選びたい保育園として周知していく。		保育課 子育て支援課	つばさ共同保育園
3	1	(3)①	72	通常保育	保育に欠ける家庭の児童の保育を実施する。	年度始めより定員いっぱいのクラスもあり、面積基準と職員体制からお受けできないこともあった。	園の主任・副主任を中心にリーダーや各担任の人材のさらなる育成	安定した保育ができるよう職員体制を維持し、資質向上していく			すみれ保育園
3	1	(3)①	73	時間外保育(延長保育)(※)	公立では、7時～19時、民間では7時～22時までの長時間保育を実施する。	■延長保育(町立)開所時間7:00～19:00 4箇所を実施(保育標準時間における延長時間18:00～19:00)		■今後も継続していく。			保育課
3	1	(3)①	73	時間外保育(延長保育)(※)	公立では、7時～19時、民間では7時～22時までの長時間保育を実施する。	■延長保育が必要な園児の保育を行った。延長時間18:00～20:00	■当園では20時までの延長を実施しているが、ここ数年は19時までの利用が多く、20時までの延長保育は必要ないと感じる。	■ニーズに合わせて継続して実施する。		保育課	さくらこども園
3	1	(3)①	73	時間外保育(延長保育)(※)	公立では、7時～19時、民間では7時～22時までの長時間保育を実施する。		・コロナ禍の影響か、社会的なその他の要因であるかの分析は、不十分であるが、時間外保育の利用者は減少傾向にあった	・しかしながら、常態的な延長保育を必要とする家庭はあり、町内で唯一22時までの延長保育を担う当園の大きな役割を今後も継続できるよう、保育体制の確保なども含めて町の支援も含めて相談協議を続けていく。		保育課	アトム共同保育園
3	1	(3)①	73	時間外保育(延長保育)(※)	公立では、7時～19時、民間では7時～22時までの長時間保育を実施する。	■延べ利用人数 1,169名 実利用人数 52名 ■昨年より時間外保育の利用家庭が減少した。 ■保護者家庭の働き方改革も進んできた実感する。	■20時までの延長保育利用が減少。利用者のニーズにあっているのか検討が必要	■延長保育時間の検討を考える		保育課	つばさ共同保育園
3	1	(3)①	74	休日保育	就労などにより、休日の保育に欠ける家庭を対象に実施する。	■町立保育所は休日保育を実施していない。	■休日保育を実施する施設で入所する児童のニーズへの対応の検討	■引き続き、休日保育への対応について検討していく。		民間園	保育課
3	1	(3)①	74	休日保育	就労などにより、休日の保育に欠ける家庭を対象に実施する。		・コロナ禍での、感染拡大の警戒区分が厳しい期間には、他園からの利用停止を余儀なくされた。 ・しかしながら、医療関係者も含めた保護者の就労などやむを得ない理由で休日保育を利用している家庭への支援はコロナ禍においても常に必要であり、町内での休日保育を担う園に課された責任は重い。	・園や自治体の施策、町内での感染拡大状況には留意しながら、公民各園とより詳細な情報共有を進め、休日保育を必要とする町内全ての家庭への支援をめざす。 ・町の保育施策における休日保育の位置づけや責任のあり方を改めて行政と協議確認していきたい		保育課	アトム共同保育園
3	1	(3)①	74	休日保育	就労などにより、休日の保育に欠ける家庭を対象に実施する。	要望もほとんどなく直前では体制がとれないこともあった。	職員体制	要望に応じて対応していく			すみれ保育園

項	節	体系	No	施策・事業名	第2期計画掲載内容	令和3年度の実績	課題等	次年度以降の方向性	協働団体等	関係課	主担課
3	1	(3)①	75	一時預かり事業(※)	保護者や家族が急な外出や病気のために、子どもをみられなくなった際に、一時的に預かる。	■町立保育所は一時預かり事業を実施していない。	■年度末になると低年齢児の入所児童数及び一時預かり事業の申込希望が増加しており、各園での受け入れが困難となっている。	■引き続き、一時預かり事業への対応について検討していく。			保育課
3	1	(3)①	75	一時預かり事業(※)	保護者や家族が急な外出や病気のために、子どもをみられなくなった際に、一時的に預かる。	■延べ利用人数3名の一時預かりを行った。感染拡大防止のため、感染が拡大している期間は一時預かりを中止した	■長期休暇(春休み、夏休み、年度末)など利用が一時的なものではなく、長期の預かりを希望される方が多く、受け入れが困難な状況である。	■感染防止策を考慮し、継続して実施する。			さくらこども園
3	1	(3)①	75	一時預かり事業(※)	保護者や家族が急な外出や病気のために、子どもをみられなくなった際に、一時的に預かる。		・発達に気がかりがあり育てにくさを抱える保護者、また、コロナ禍でより孤立を深める家庭保育の保護者からの一時保育へのニーズは年間を通してあった。しかしながら、感染拡大防止の観点から、一時保育を断らざるを得ない時期もあり、十分な支援ができない場合もあった。	・結果的に、行き場を失い孤立を深めるケースがないように、行政とも今まで以上に連携し、家庭訪問支援など、きめ細やかな支援につなげる		保育課 子育て支援課	アトム共同保育園
3	1	(3)①	75	一時預かり事業(※)	保護者や家族が急な外出や病気のために、子どもをみられなくなった際に、一時的に預かる。	■延べ利用数 38名(実利用人数12名) ■利用理由や家庭状況を詳しく聞き取りすると共に、園生活での感染リスクも丁寧に説明した上で、個別に判断し希望したほとんどの家庭を受け入れることを決めた。	■コロナ禍という制限がかかる中で、利用頻度が減ったことで、家庭育児をしている家庭の現状が見えづらかった。 ■一時預かり対応をしているほとんどの施設から受け入れを断られ、仕事の継続ができなくなったという利用者の話もあった。コロナ禍で仕方がないといえどそれまでだが、一時預かり利用者の緊急時の受け皿がないことはこのままでもいいのか。	■継続して、家庭育児をしている家庭のSOSを拾えるよう、受付時から丁寧な対応をしていく。		保育課 子育て支援課	つばさ共同保育園
3	1	(3)①	75	一時預かり事業(※)	保護者や家族が急な外出や病気のために、子どもをみられなくなった際に、一時的に預かる。	園でのコロナ感染の状況もあり、ほとんど対応できていない。	園行事等で受けることができない場合もある。	要望に応じて対応していきたい。			すみれ保育園
3	1	(3)①	75	一時預かり事業(※)	保護者や家族が急な外出や病気のために、子どもをみられなくなった際に、一時的に預かる。	日数 223日 利用人数延べ 4,915名 預かり時間 7:00～18:00 春・夏・冬休みも実施	子どもとの関わりを深くする。 学年を超えて仲良くする。	いろいろな体験をし、カリキュラムを工夫して関わりを深くする。		保育課	熊取みどり幼稚園
3	1	(3)①	75	一時預かり事業(※)	保護者や家族が急な外出や病気のために、子どもをみられなくなった際に、一時的に預かる。	■一時預かり事業(幼稚園型1)実施状況は以下の通り ○利用人数 ・延べ3,164人	■急な対応ができるように教員の配置を考えなければならない。それに併せた人材確保	■継続して実施していく。			フレンド幼稚園
3	1	(3)①	75	一時預かり事業(※)	保護者や家族が急な外出や病気のために、子どもをみられなくなった際に、一時的に預かる。	■令和3年度5月時点での熊取町在住児童数16人 ■一時預かり事業 利用人数延べ208名					町外幼稚園

項	節	体系	No	施策・事業名	第2期計画掲載内容	令和3年度の実績	課題等	次年度以降の方向性	協働団体等	関係課	主担課
3	1	(3)①	76	障がい児保育等の保育の充実	障がいや発達の違い等により個別配慮が必要な子どもが、それぞれの状況に応じて、必要な支援を行う等により保育所での集団生活のなかで社会性を養うことができるように努める。	■配慮が必要な児童の実人数 町立保育所:48人 民間園:16人 ■加配保育士の実人数 町立保育所:28人 民間園:13人	■児童がより身近な地域で生活ができるよう、民間保育園等による配慮が必要な児童受け入れを実施しているが、保護者が理解等してもらえるよう丁寧に説明し、相談に応じているが、支援に至るまでに時間を要する場合がある。	■引き続き町立保育所にて受け入れを行っていく。 ■児童がより身近な地域で生活ができるよう、民間保育園等による受け入れの拡充を図るため、実際に保育現場において、臨床心理士、療育担当保育士、保健師等と連携し、各園の園長等と協議していくとともに、保護者の同意のもと、必要に応じて加配の保育士の人件費の助成を行っていく。	民間園	子育て支援課	保育課
3	1	(3)①	76	障がい児保育等の保育の充実	障がいや発達の違い等により個別配慮が必要な子どもが、それぞれの状況に応じて、必要な支援を行う等により保育所での集団生活のなかで社会性を養うことができるように努める。	■該当なし。	■該当なし。	■該当なし。		なし	さくらこども園
3	1	(3)①	76	障がい児保育等の保育の充実	障がいや発達の違い等により個別配慮が必要な子どもが、それぞれの状況に応じて、必要な支援を行う等により保育所での集団生活のなかで社会性を養うことができるように努める。		・クラスによって、発達に気がかりな子、加配が必要な子が多数になり、その保育体制の確保の難しさがあった。 ・入園前に、園児の状況がわからずままに保育課から受け入れ可能人数の打診があるが、クラスの加配児の数や保育士体制によっては、更なる加配児を受け入れられない場合もある。	・健診等を行う子育て支援課と入園窓口である保育課との密な情報共有をお願いするとともに、入園前の園児の情報の園への開示を求めている ・専門家の力をかりながら、園内外での加配担当保育士の力量アップの研修に努める		保育課 子育て支援課	アトム共同保育園
3	1	(3)①	76	障がい児保育等の保育の充実	障がいや発達の違い等により個別配慮が必要な子どもが、それぞれの状況に応じて、必要な支援を行う等により保育所での集団生活のなかで社会性を養うことができるように努める。	■障害加配児童の実数 ①5歳児 3人 ②4歳児 1人 ③3歳児 1人 ■気がかりな子、発達に課題を抱える子への丁寧に関り、日々の会話で、保護者が我が子理解し、必要な手立てを一緒に考えていけるよう丁寧にやり取りを重ねた。	■子どもの困り感に寄り添いながら、保護者が我が子理解し、必要な手立てを一緒に考えていけるよう丁寧に話し合いを重ねるが、保護者が理解するまで時間を要することがある。	■今後も継続して受け入れていく。 ■子どもの困り感に寄り添いながら、保護者が我が子理解し、必要な手立てを一緒に考えていけるよう丁寧にサポートする。 ■より一層個々の障がい理解を深め、専門性を高める。保護者支援の充実など、職員のスキルアップに努める。		保育課 子育て支援課	つばさ共同保育園
3	1	(3)①	76	障がい児保育等の保育の充実	障がいや発達の違い等により個別配慮が必要な子どもが、それぞれの状況に応じて、必要な支援を行う等により保育所での集団生活のなかで社会性を養うことができるように努める。	支援・配慮の要する園児が多く、特に就学前園児については、何度も保護者や関係機関と連絡をとり、対応した。必要に応じて発達相談・STやOTにもつなげていった。	障がいに関する知識を学び、園児の状況を把握しクラスでどう関わり加配の職員と共に園児の成長につなげていくかが課題。	外部研修や園内での研修・情報共有もしながら保護者との連絡や関係機関との連携をとりながら支援していく			すみれ保育園
3	1	(3)①	77	外国につながる子どもへの保育の配慮	外国につながる子どもが保育所等で円滑な集団生活につなげられるよう異なる言語、文化、習慣等に対して社会資源の活用やボランティアの協力、調整など必要な支援につなげるよう努める。	■言語面等でのコミュニケーションにおいて、特別な配慮を必要とする家庭はなし。	■様々な家庭状況等の児童や保護者へ適切に対応していく必要がある。	■外国につながる子どもが保育所等で円滑な集団生活につなげられるよう、家庭の状況に応じた支援に努める。		子育て支援課	保育所

項	節	体系	No	施策・事業名	第2期計画掲載内容	令和3年度の実績	課題等	次年度以降の方向性	協働団体等	関係課	主担課
3	1	(3)①	78	人材の育成と確保	保育及び地域の子育て支援に関する専門性の向上を目的に、保育士を対象とした研修を充実するとともに幼児教育アドバイザー育成に努める。また、民間保育所等と連携し、保育士の確保に努める。	■【研修内容】 ・主体的な力を育む声のかけ方、関わり方 参加者28名 ・子どもが主体的に活動できる環境と保育士の役割 参加者 24名 ・保育所における虐待事例への関わり方（2回） 参加者39名 ・子どもの主体性を育む職員の関わり、環境づくり 参加者 62名 ・救命救急講習(入門コース)3回 参加者 29名 ・子ども理解から始める感覚統合遊び 参加者39名 ■町内保育所等就職相談会及び面接会 令和3年度は令和4年度の西保育所の民営化に伴い保育士の不足が見込まれなかったため実施せず	■研修委員会による計画に基づいて研修を実施、正規職員のみでなく会計年度任用職員もできるだけ多く参加できるよう時間や内容を工夫する必要がある。	■継続的に取り組んでいく。	民間園	子育て支援課	保育課
3	1	(3)①	78	人材の育成と確保	保育及び地域の子育て支援に関する専門性の向上を目的に、保育士を対象とした研修を充実するとともに幼児教育アドバイザー育成に努める。また、民間保育所等と連携し、保育士の確保に努める。	■大阪府社協、日本保育協会、認定こども園協会が主催する研修へオンラインで参加した。新型コロナの影響もあり、研修には積極的に参加できなかった。	■研修を受講するだけになり、それを園全体でどう保育に生かしていくか話し合う機会が持てていない。	■保育教諭ひとりひとりの育成だけでなく、全体の育成に繋げるように継続して実施する。			さくらこども園
3	1	(3)①	78	人材の育成と確保	保育及び地域の子育て支援に関する専門性の向上を目的に、保育士を対象とした研修を充実するとともに幼児教育アドバイザー育成に努める。また、民間保育所等と連携し、保育士の確保に努める。			・今後も園内外、町内外の研修に積極的に参加しながら、保育士の力量アップと保育の質の向上に努める		保育課	アトム共同保育園
3	1	(3)①	78	人材の育成と確保	保育及び地域の子育て支援に関する専門性の向上を目的に、保育士を対象とした研修を充実するとともに幼児教育アドバイザー育成に努める。また、民間保育所等と連携し、保育士の確保に努める。	■町内外の研修に参加。 ■中堅職員を中心に保育士としての力量アップのためのキャリアアップ研修へも積極的に参加し、園内研修にもつなげた。 ■年2回の法人全体の総括会議で集団的な検討を通じ、職員の個人的な力量と保育園組織の力量を高めた。 ①「これからのアトムをつくっていくのは、ここにいるわたしたち」 ②「理念を実践できているか」 「10年目の職員総括から」	■自分たちの世界だけでなく社会を知り自分たちの実践を再確認するためにも他施設との交流を通じた学びの機会が必要。	■他施設との交流や外部講師を招いての研修を増やす。		保育課	つばさ共同保育園
3	1	(3)①	78	人材の育成と確保	保育及び地域の子育て支援に関する専門性の向上を目的に、保育士を対象とした研修を充実するとともに幼児教育アドバイザー育成に努める。また、民間保育所等と連携し、保育士の確保に努める。	積極的に研修会場での参加には至らなかったが、キャリアアップ研修に出席したり、リモートでの研修には参加した。障がい保育に関する研修にも出席し、専門の先生と交わる機会が持てた。	継続して安定した保育のできるよう職員の確保と資質の向上	外部研修の受講と並行して内部研修を引き続き行っていく。			すみれ保育園

項	節	体系	No	施策・事業名	第2期計画掲載内容	令和3年度の実績	課題等	次年度以降の方向性	協働団体等	関係課	主担課
3	1	(3)①	79	病児・病後児保育事業(※)	病児・病後児を看護師などが一時的に保育などを行う事業の拡充を行う。	■川崎こどもクリニックにおいて、貝塚市が委託していた病児・病後児保育事業に熊取町も共同委託している。保育認定のある児童等は、利用料3,000円のうち1,000円を町が負担することで2,000円の負担減となっている。令和3年度利用のべ人数:159人	病児・病後児保育事業の周知について継続して実施することが必要。	■引き続き、川崎こどもクリニック、貝塚市と連携し病児・病後児保育事業を実施していく。	リトルスター(川崎こどもクリニック)		保育課
3	1	(3)①	80	特定教育・保育施設型給付事業	子ども・子育て支援新制度に基づき、認定こども園、幼稚園、保育所を通じ、給付を行う。	■【施設型給付費】 ※公定価格に基づく認定こども園の運営費への支払い 実績額:462,392,796円 ■【委託費】 ※公定価格に基づく保育園の運営費への支払い 実績額:407,369,120円		■引き続き、国制度に基づいた助成を行い運営の安定化と保育サービスの充実を図っていく。	民間園		保育課
4	1	(4)①	81	子ども相談ネットワーク会議(障がい実務者会議)の運営	障がいの早期発見・早期療育、統合保育や支援教育の実施、福祉サービスの活用など、障がい児のライフステージに合わせた支援に関する様々な課題を総合的に検討し、企画・立案する場として部会を開催する。	■障がい実務者会議 コロナで実績なし。保育所・学校等での現場で困っている子どもの姿や、障がい児施策に関連する情報の共有や意見交換 ■就学前交流会 2回開催(6月・10月)。支援学校・学級を考える保護者を対象に、支援担当者および先輩保護者からの体験談を交えて情報交換を行う。 ■研修会 講師 平峰 厚正氏(12月) 「発達に課題のある子どもの理解と支援」 ■たんぼぼの会学習会 講師 アクトおおさかベアレントメンター 藤原 博子氏(R4.1月) 「愉しく凸凹らいる」 ■佐野支援学校小学部との交流会 コロナで実績なし。	■実務者として、インクルーシブ保育検討会、支援教育担当者会議、障がい福祉事業所との連携強化。	■障がいの早期発見・早期療育、統合保育や支援教育の実施、福祉サービスの活用など、障がい児のライフステージに合わせた支援に関する様々な課題を総合的に検討し、企画・立案する場として部会を開催する。	町立保育所 町内民間保育園 認定こども園 幼稚園 学校 支援学校 たんぼぼの会 障害支援サービス事業者	学校教育課 障がい福祉課	子育て支援課
4	1	(4)①	82	療育拠点機能の充実	一人ひとりの子どもの障がいや特性を踏まえた質の高い療育・統合保育の実施を目指し、療育・障がい児保育の支援拠点としての「すこやか一む」の充実を図る。	■参照 No.23 専門相談・教育相談 No.81 子ども相談ネットワーク会議(障がい実務者会議)の運営 No.84 すこやか教室	■参照 No.23 専門相談・教育相談 No.81 子ども相談ネットワーク会議(障がい実務者会議)の運営 No.84 すこやか教室	■参照 No.23 専門相談・教育相談 No.81 子ども相談ネットワーク会議(障がい実務者会議)の運営 No.84 すこやか教室			子育て支援課
4	1	(4)①	83	きずなシートの作成と連携の強化	個別配慮の必要な子どもの就園や就学に際し、保護者とともに「きずなシート(個別的教育支援計画)」を作成し、個々のニーズの把握、切れ目ない支援を行うとともに、申し送りにより保育所、幼稚園、学校の連携を強化する。	■就園や就学のタイミングに加え、在園中においてもきずなシート作成が浸透してきており、保護者と一緒に子どもの成長を確認し、次の目標にむけて話し合う機会となっている。		■日々の保育・指導における、きずなシートの活用にむけて、関係機関等への周知を地道に続けていく。	民間保育園 民間幼稚園 児童発達支援施設 小学校 支援学校	保育課 保育所(園)	子育て支援課

項	節	体系	No	施策・事業名	第2期計画掲載内容	令和3年度の実績	課題等	次年度以降の方向性	協働団体等	関係課	主担課
4	1	(4)①	84	すこやか教室	療育援助の必要な子どもとその保護者を対象に療育事業を実施する。	■実参加人数: (子ども) 11人 ■延べ参加人数: (子ども) 758人(3～8人/日) (大人) 758人 ■開設日数: 176日(月～木開設) ■開設時間: 9時30分～14時30分	■療育が必要と見立てた子どもが保護者の意向により教室参加につながらないケースがある。保護者への丁寧な説明を行い理解、促進に努める。	■療育援助の必要な子どもとその保護者を対象に療育事業を実施する。 ■コロナ対策に留意しながら事業の実施を継続する。			子育て支援課
4	1	(4)①	85	おやこ教室	育児不安を抱える親子や発達面において支援を必要とする子どもとその保護者を対象に教室を実施する。	■実参加人数: 18人(うち乳幼児健診での新規紹介児童は15人) ■延べ参加人数: (子ども) 227人(5人/週) (大人) 227人 ■開設日数: 45日(毎週(金)開設) ■開設時間: ①9時30分～10時30分 (1日2クラス開設予定であったが、希望人数が少なかったため1クラスのみの開設)	■育児不安を抱える親子や発達面において支援を必要とする子どもが、おやこ教室につながらないケースがある。母子保健との連携を取りながら保護者への理解、促進に努める。	■育児不安を抱える親子や発達面において支援を必要とする子どもとその保護者を対象に教室を実施する。 ■コロナ対策に留意しながら事業の実施を継続する。			子育て支援課
4	1	(4)①	86	保育所統合保育	全ての子どもが個々に必要な援助を受けながら、みんなが同じ場で保育を受けるというインクルーシブ保育の理念のもと、個別配慮の必要な子ども一人ひとりの個性や発達状況などの的確な把握に努め、配慮の必要な子どもの受け入れ体制の充実や加配保育士の配置による個別に応じた適切な保育を実施する。	■町立、民間園において配慮の必要な子どもの発達状況に応じて、インクルーシブ保育を実施。 ■一人の保育士が特定の子どもだけの保育を受け持つのではなく、配慮の要否に関わらず、クラス全体の保育運営のなかで、個々の子どもの個性に応じて、日々の保育を積み重ね成長を促した。 ■就学前児童については、より丁寧な引き継ぎを行うため、きずなシートを保護者、保育士、保健師と共に作成し、小学校へ引き継いだ。 ■継続児においても保護者と担任保育士がきずなシートを作成し、成長を確認し、次年度のクラスへ引き継いだ。	■児童が身近な地域で生活ができるよう、さらには保護者が希望するどの園においても受け入れが実践されるよう、子どもの個性に応じてインクルーシブ保育の理念のもと、さらに検討していく必要がある。	■引き続き、町立保育所にて受け入れを行っていくとともに民間園でのインクルーシブ保育の実施に必要な情報共有等を図るインクルーシブ保育の部会への参画を促す等、必要な助言、支援も行っていく。			保育課
4	1	(4)①	87	保育所等心理巡回	保育所等、幼稚園に発達相談員などが巡回し、個別支援を必要とする子どもと保護者や保育士に対して助言を行う。	■参照 No.24 巡回相談	■参照 No.24 巡回相談	■参照 No.24 巡回相談	町立保育所 民間保育園 認定こども園 みどり幼稚園	保育課	子育て支援課

項	節	体系	No	施策・事業名	第2期計画掲載内容	令和3年度の実績	課題等	次年度以降の方向性	協働団体等	関係課	主担課
4	1	(4)①	88	障がい児通所支援等の円滑な実施	対象児の障がいの状況や発達のプロセス等に十分配慮し、障がい児相談支援、児童発達支援、放課後等デイサービスの給付決定など必要な支援を行う。 また、大阪府発達障がい児療育拠点における個別プログラムによる療育や児童発達支援センターの支援が必要な障がい児の利用体制を維持するため、運営費の一部について補助を行う。	■実人員162名の児童に対して受給者証の発行を行った。給付実績額は265,441,107円であった。 また、児童発達支援センター「こどもデイケアいずみ」に対して525,000円×13名分、「自閉症児童支援センターWAVE」に対して170,000円×3人分の補助金を交付した。	■障がい児の療育を目的として支給するサービスであるが、成長途上であることもあり、家庭の状況等の兼ね合いから、障がい児療育の必要性の判断が難しいことがある。	■引き続き事業を実施する。		子育て支援課	障がい福祉課
4	1	(4)①	89	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場(泉佐野保健所管内小児在宅医療ケア連絡会)の設置	医療的ケア児とその家族がより健やかに在宅生活をおくることができるよう、保健・医療・福祉・教育・その他の各関連分野の支援を行うネットワークを構築し、連携を図ることで、地域において必要な支援を円滑に受けることができる地域づくりに努める。	■担当者会議を2回、実務者連絡会を1回開催し、協議を進めた。 (連絡会は、コロナ対策のため中止)	■委託相談支援事業所の相談員1名が担当している医療的ケア児等コーディネーターとの情報共有を行う。	■引き続き事業を実施する。	泉佐野保健所 泉南市 阪南市 田尻町 岬町	子育て支援課 保育課 学校教育課	障がい福祉課
4	1	(4)①	90	難聴児補聴器購入等助成事業	軽度の難聴児に対して、補聴器の購入等に要する費用の一部について助成を行う。	■修理1件、12,780円の支給を行った。	■令和元年度からの新規事業であるため、引き続き周知を行う必要がある。	■引き続き事業を実施する。			障がい福祉課
5	1	(5)①	91	(仮称)子ども基本条例の制定	子どもの尊厳を守り、健やかな成長を支えることに関する基本理念等を定めた条例を制定し、地域住民との協働によって、『子どもの最善の利益の実現』を目指す。	子どもの権利に関する条例の制定 ■小学生(5校各2学年)へのアンケート実施※中学生へのアンケートは令和2年度実施 ■庁内検討部会開催(3回) ■条例検討部会開催(3回) ■子ども・子育て会議での審議等(2回) ■パブリックコメントの実施	■子どもの権利に関する条例の制定に伴い、条例の周知を行い、その浸透に努める。	■パンフレットの作成 なお、子ども向けパンフレットについては、学校を通じて配布し、人権に関する教育において活用してもらい、本条例の内容の啓発を図る。 ■条例に定めた「子どもの権利月間」である11月に、子どもの権利に関する各種啓発活動を行う	子ども・子育て会議参画機関	政策企画課 人権・女性活躍推進課 学校教育課 生涯学習推進課 保育課	子育て支援課
5	1	(5)①	92	スクールソーシャルワーカー活用事業	学校へスクールソーシャルワーカーを配置し、子どもの虐待、養護、障がい、不登校、いじめなどについて相談援助を行う。	■スクールソーシャルワーカー 5名配置 週4日29時間勤務の嘱託員 SSWと学校教育課及び子育て支援課との連絡会 年6回 SSW(5名)による事例検討会(研修会) 年5回	■複雑化している課題に対して、福祉的な視点からのより専門的な支援が必要となっている。	■スクールソーシャルワーカーのスキルアップに向けた研修会等、整備を進める。	小中学校	子育て支援課	学校教育課
5	1	(5)①	92	スクールソーシャルワーカー活用事業	学校へスクールソーシャルワーカーを配置し、子どもの虐待、養護、障がい、不登校、いじめなどについて相談援助を行う。	■スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」と)と教育委員会、子育て支援課の連絡会議 年6回開催 ■5小学校及び1中学校に配置(うち1中学校は兼務)	■コロナ感染症の影響で、各校SSWと子育て支援課との連携会議開催数は減少した。	■子ども相談ネットワーク不登校・非行実務者会議の側面をもつことを共通認識し、各校SSWと子育て支援課相談員との連携を密にする。 ■適宜大阪府のチーフSSW等のスーパーバイズを受け、ケース対応力の向上を図る。	小中学校	学校教育課	子育て支援課
5	1	(5)①	93	保育所入所要件の弾力化	子どもの虐待など、養育上保育所入所が望ましいと判断された場合などの入所要件の弾力化を図る。	■保育所入所等に関する基準において、児童虐待がある場合、児童本人に障がいがある場合等についても入所要件に加えている。	■子育て支援課相談員、保健師等の専門性を生かしたコーディネートによる、さらなる町立、民間園との連携が求められる。	■今後とも必要に応じて入所要件の弾力化を図り、児童の保護、療育等に努める。	民間園	子育て支援課	保育課
5	1	(5)①	94	子育て短期支援事業(ショートステイ)(※)	保護者の病氣、出産、家族の介護、冠婚葬祭など家庭において養育が困難になった場合に一定期間乳幼児を預かる。	■1名、のべ8日間児童養護施設の利用があった	■年度により、利用数は変動している。 ■兄弟が同時に利用する場合、乳児施設の受け入れは困難な場合もある。	■府と連携して、はぐくみホーム(養育里親)の啓発を行い、ショートステイ機能も含めた子どもの養育受け入れ先の確保に努める。	岸和田学園 あおぞら あんだんて 三ヶ山学園 和泉幼児院 和泉乳児院		子育て支援課

項	節	体系	No	施策・事業名	第2期計画掲載内容	令和3年度の実績	課題等	次年度以降の方向性	協働団体等	関係課	主担課
5	1	(5)①	95	子育て短期支援事業 (トワイライトステイ) (※)	ひとり親家庭などで親の残業などのために恒常的に帰宅が遅くなる場合、児童を夕方から夜にかけて預かり、夕食や入浴を提供する。	■実績なし。		■引き続き、制度の周知を図り、希望に沿った利用ができるよう努める。	岸和田学園 あんだんて あおぞら		子育て支援課
5	1	(5)①	96	ファミリー・サポート・センター利用料減免	ファミリー・サポート・センターの利用料について、子どもの人数や世帯所得による減免を行う。	■減免補助金 133,825円(コロナによる利用軽減分無し)		■継続して実施する。	NPO熊取こどもとおとなのネットワーク		子育て支援課
5	1	(5)①	97	児童扶養手当	ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進を目的として、手当を支給する。	令和4年3月末 対象者379人 (停止者含む)	該当者にもれなく制度を案内する。	継続		住民課 保険年金課 障がい福祉課 子育て支援課	生活福祉課
5	1	(5)①	98	特別児童扶養手当	障がいのある児童を養育している家庭に対し、児童の福祉の増進を図ることを目的として手当を支給する。	令和4年3月末 対象者106人 (停止者含む)	該当者にもれなく制度を案内する。	継続		障がい福祉課 子育て支援課	生活福祉課
5	1	(5)①	99	就学援助事業	経済的な理由により就学が困難な児童・生徒に対して、学用品費、給食費などを援助し、義務教育を円滑に実施する。	■在学生への援助に加え、入学予定の児童・生徒について新入学児童生徒学用品費の入学前支給を行っている。 就学援助認定・支給実績 令和3年度: (入学前支給) 小学生54人、2,757,240円 中学生82人、4,920,000円 (在学生) 小学生511人、12,396,490円 中学生199人、10,722,197円 (参考) 令和2年度: (入学予定者) 小学生74人、3,829,500円 中学生86人、5,160,000円 (在学生) 小学生485人、15,754,820円 中学生235人 14,962,988円	■認定基準について、援助が必要な家庭に行き届くよう十分な精査が必要	■就学援助制度の周知を図りながら、認定基準の見直しについて引き続き検討する。	小中学校		学校教育課
5	1	(5)①	100	生活援助サービスの充実	ひとり親家庭における家事・育児などを手助けする日常生活支援事業の周知に努める。	窓口にてパンフレットを配布	外部支援機関との調整	継続			生活福祉課
5	1	(5)①	101	福祉の総合相談窓口の周知と状況に応じた支援へのつなぎ	CSW(コミュニティソーシャルワーカー)が実施する生活福祉相談や生活困窮者自立支援法に基づき大阪府が実施する「はーと・ほっと相談室」の周知を図る。また状況に応じて、必要な支援(居住確保、就労支援、緊急的な衣食住の確保、家計再建支援、子どもの学習・生活支援等)へのつなぎを行う。	CSWの生活福祉相談 相談のべ件数 1,008件 「はーと・ほっと相談室」 熊取町での実相談人数 89件	相談者の適切な支援先の判断や主訴の把握など窓口相談での聴き取りが必要で、面談に時間を要する。	次年度以降も継続して相談者の適切な支援につながるよう、相談業務を実施する。			生活福祉課

項	節	体系	No	施策・事業名	第2期計画掲載内容	令和3年度の実績	課題等	次年度以降の方向性	協働団体等	関係課	主担課
5	1	(5)①	102	遺児福祉年金	義務教育終了前の遺児(父母の死亡、ひとり親家庭、両親のいない家庭)に、月額1,000円(ひとり親)、2,000円(両親のいない家庭)を支給する。	令和4年3月支給分 支給件数53件 支給人数80人	コロナ禍において、困窮世帯の増加により制度の見直しが難しい状況が続いている。	コロナの影響や経済状況の動向に注視しながら制度の見直しを検討する。			生活福祉課
5	1	(5)①	103	就学経費などの助成	15歳以上18歳未満で、ひとり親、両親がいない、生活保護受給、身体障がい者手帳か療育手帳の交付を受けていて支援学校・支援学級などへ通学しているなどに該当する就学者に、月額1,000円を支給する。	令和4年3月支給分 支給件数70件 支給人数79人	コロナ禍において、困窮世帯の増加により制度の見直しが難しい状況が続いている。	コロナの影響や経済状況の動向に注視しながら制度の見直しを検討する。			生活福祉課
6	1	(6)①	104	中学生の保育体験	子育てに対する理解を深めるため、中学生の職業体験、保育体験の機会を提供する。	■コロナの影響により、実績なし。 例年 【保育体験1～2回】 ・全保育所で中学2年生の職業体験として保育体験を受け入れている。 【職業体験1～3回】 ・中学3年生が総合的な学習の時間及び家庭科の授業で、校区内の保育所での保育体験や自作の紙芝居やペープサート、絵本の読み聞かせなどを行う交流を実施		兄弟も少なく、大きい中学生と共に過ごす経験は、子どもたちにとって貴重な体験である。また中学生にとっても小さい子どもたちと一緒に遊ぶ中で自分たちの育ちを振りかえる経験となり、優しいまなざしや態度が見られ、非常に良い経験となっているため、引き続き、中学校との協議をもち、充実させていく。	中学校		学校教育課
6	1	(6)①	104	中学生の保育体験	子育てに対する理解を深めるため、中学生の職業体験、保育体験の機会を提供する。	■コロナの影響により、実績なし。		■兄弟も少なく、大きい中学生と共に過ごす経験は、子どもたちにとって貴重な体験である。また中学生にとっても小さい子どもたちと一緒に遊ぶ中で自分たちの育ちを振りかえる経験となり、優しいまなざしや態度が見られ、非常に良い経験となっているため、引き続き、中学校との協議をもち、充実させていく。		各町立中学校	保育所
6	1	(6)①	104	中学生の保育体験	子育てに対する理解を深めるため、中学生の職業体験、保育体験の機会を提供する。	■実績なし(中学校からの要請なし)		■感染防止策を考慮し、中学校からの要請があれば受入れる。	熊取社協	保育課?	さくらこども園
6	1	(6)①	104	中学生の保育体験	子育てに対する理解を深めるため、中学生の職業体験、保育体験の機会を提供する。	・R3年度は、コロナ禍により中止となった。		・町内の感染拡大状況、国や自治体の判断、専門家の見解などを鑑みながら、中学生の保育体験を実現したい	熊取南中学校 熊取中学校 熊取北中学校	学校教育課	アトム共同保育園
6	1	(6)①	104	中学生の保育体験	子育てに対する理解を深めるため、中学生の職業体験、保育体験の機会を提供する。	■コロナのため依頼なし。		■乳幼児を見て命の大切さを感じる事やいじめ・将来的な虐待防止を考える機会を大切にしたいので、依頼があれば受け入れを再開したい。	中学校	学校教育課	つばさ共同保育園
6	1	(6)①	104	中学生の保育体験	子育てに対する理解を深めるため、中学生の職業体験、保育体験の機会を提供する。	実施なし	感染対策としながら受け入れる	学校の方針依頼に沿って対応していく	中学校		すみれ保育園
6	1	(6)①	105	子育てのための施設等利用給付事業	新制度未移行の私立幼稚園等を利用する子どもを持つ保護者の経済的負担を軽減するため、子ども・子育て支援法に基づき、給付を行う。	■町内の幼保連携型認定こども園、幼稚園、認可外保育施設等と連携し子育てのための施設等利用給付費の給付を行い、町外の対象施設とも連携し給付事業を実施した。	■制度の多様化、複雑化により事務負担が増大している。	■引き続き、町内の幼保連携型認定こども園、幼稚園、認可外保育施設等と連携し子育てのための施設等利用給付費の給付を行い、町外の対象施設とも連携し給付事業を実施していく。	民間幼保連携型認定こども園 民間幼稚園 認可外保育施設		保育課

項	節	体系	No	施策・事業名	第2期計画掲載内容	令和3年度の実績	課題等	次年度以降の方向性	協働団体等	関係課	主担課
6	1	(6)①	106	教育指導の充実	教育活動(教育課程、学習指導、人権教育、生徒指導)など、学校教育に関する専門的事項について、指導者の配置や教職員研修の実施を図り、教育効果の向上に努める。	■初任者研修は、大阪府教育委員会、泉南地区教育委員会と連携し、研修を行うほか、熊取町独自でも研修を行った。(町独自研修:3回実施) ■中堅教員自主研修として、「教育法規」、「生徒指導」「人権教育」「カリキュラムマネジメント」「ICT」に関する研修を行った。(3回実施) ■各校の校内研修に対して、指導主事が指導助言、資料提供等を行った。	■経験の浅い教員の増加 ■学校現場における課題の多様化 ■学校現場における課題に対応した研修の充実及び研修成果を伝達する場の提供	■教育活動(教育課程、学習指導、人権教育、生徒指導)など、学校教育に関する専門的事項について、指導者の配置や教職員研修の実施を図り、教育効果の向上に努める。	小中学校 泉南地区各市町教育委員会		学校教育課
6	1	(6)①	107	教職員の資質の向上	教職員が教育者としての使命を自覚し、意欲・資質の向上を図るため、教職員の評価・育成システムを有効活用し、日常業務の検証・評価を行う。	■大阪府教育委員会の教職員評価・育成システムを活用し、教職員が自らの目標を設定し、その実現に向けた取組を進めるとともに、管理職の指導、アドバイスを強化し、教職員の資質・能力の向上を図った。	■各小・中学校において評価・育成システムを実施するとともに、各学校の管理職と教育委員会が連携し、教職員の資質・能力のさらなる向上に努める。	■教職員が教育者としての使命を自覚し、意欲・資質の向上を図るため、教職員の評価・育成システムを有効活用し、日常業務の検証・評価を行う。	小中学校		学校教育課
6	1	(6)①	108	経験年数に応じた教職員研修の組織的・計画的な実施	現職研修の一環として、経験年数に応じた研修を実施し、専門的知識に裏付けられた実践的な指導力の向上を図る。	■初任者研修は、大阪府教育委員会、泉南地区教育委員会と連携し、研修を行うほか、熊取町独自でも研修を行った。(町独自研修:3回実施) ■中堅教員自主研修として、「教育法規」、「生徒指導」「人権教育」「カリキュラムマネジメント」「ICT」に関する研修を行った。(3回実施) ■各校の校内研修に対して、指導主事が指導助言、資料提供等を行った。	■経験の浅い教員の増加 ■学校現場における課題の多様化 ■学校現場における課題に対応した研修の充実及び研修成果を伝達する場の提供	■経験年数に応じた研修を実施し、専門的知識に裏付けられた実践的な指導力の向上を図る。	小中学校		学校教育課
6	1	(6)①	109	個を生かす教育の充実	ねらいや個に応じた学習を展開するため、少人数習熟度別指導など指導方法の工夫改善に努める。担当者会を定期的に開催し、各校において個に応じた学習を効果的に進める。インターンシップ事業及び学習支援ボランティア事業として、教員を目指す大学生等を小中学校に配置し、授業補助及び児童生徒の学習支援活動を行うとともに、将来の人材育成を図る。	■各小・中学校において、学級分割による少人数指導や習熟度別指導、または複数教員によるT.T指導などを実施した。各小・中学校を訪問し、指導方法の工夫改善について指導助言をした。少人数担当者会を開催し、各校の情報共有を行った。 ■町独自で派遣している学習支援ボランティアなどを活用するとともに、大阪体育大学との連携によるインターンシップ事業を推進し、充実を図った。	■各校の指導方法の工夫改善の充実 ■学習支援ボランティアやインターンシップ事業を活用した、個に応じた指導の充実	■各校の課題をクリアするために指導方法の工夫改善に努め、きめ細かな指導の充実を図る。学校訪問や担当者会を定期的に実施し、個に応じた指導の充実を図る。インターンシップ事業及び学習支援ボランティア事業として、教員を目指す大学生等を小中学校に配置し、授業補助及び児童生徒の学習支援活動を行うとともに、将来の人材育成を図る。	大阪体育大学 小中学校		学校教育課
6	1	(6)①	110	学級編制の弾力化	学校生活の基礎を築く重要な時期である小学校1・2年生において、きめ細かな指導により基本的な生活習慣や学習習慣を身につけさせるため、段階的に少人数学級編制を実施する。	■法改正に基づき、小学1・2年で35人学級編制を実施した。 ■府の35人学級編制加配(町で2名)を小学校に1名、中学校に1名配置することで、きめ細かな指導の充実を図った。	■府の加配配当人数により左右される。	■府の35人学級編制加配を活用し、きめ細かな指導を行う。	小中学校		学校教育課

項	節	体系	No	施策・事業名	第2期計画掲載内容	令和3年度の実績	課題等	次年度以降の方向性	協働団体等	関係課	主担課
6	1	(6)①	111	学校間連携の推進	小・中学校連携による、クラブ訪問、授業体験を一層推進するとともに、授業公開や交換授業など校種を超えた教員の交流を行い、校種間段差の解消に努める。	■例年実施している小中交流会を、ビデオレターを用いて実施した。小学生は中学生が作成したビデオレターを通し、中学校の授業やクラブなどの生活を知ることができた。 ■各校の校内研修会を町立小・中学校に公開した。 ■熊取町人権教育研究協議会において、小・中学校の教職員が全員参加し、協力して研究を進めた。	■コロナ禍により、児童・生徒間の交流や、教職員間の交流をもちづらい状況にある。	■実施の形態や人数、方法等を工夫しながら小中連携を進めていく。また、教職員間の授業公開や交換授業等、校種を超えた教員の交流を行い、校種間段差の解消に努める。	小中学校		学校教育課
6	1	(6)①	112	障がい児教育の充実	障がい児一人ひとりの個性や能力、障がいの程度・状況などの的確な把握に努め、適切な学習カリキュラムを整備するとともに、障がい児の社会的自立を目指し、多様な交流の機会を保障する。障がい児の受け入れ体制の充実や介助員の配置による介助対策の強化などをより一層推進するとともに、支援学校などとの連携・協力を図りつつ、児童・生徒の特性と能力に応じた支援教育の充実に努める。	■熊取町支援教育担当者の開催 6回 ■支援学校との合同相談会は、第1回の8月分は緊急事態宣言にともない感染症拡大防止の観点から中止。第2回の1月分は、感染症予防を行った上で実施。 ■佐野支援学校との協働研究は、感染防止を行いながら実施。	■新学習指導要領の全面実施となり、自立活動の指導の一層の充実が求められている。 ■支援を必要とする児童生徒への合理的配慮の一環である介助員配置を今後も適切に行っていく必要がある。	■支援教育の充実のため、自立活動をはじめとした国や府の動向を周知するため支援教育担当者の継続した開催を進めていく。感染症拡大防止策を講じながら、支援学校との合同相談会を開催し、ケーススタディーを行いながら、各小中学校における支援教育の充実に図る。また、介助を必要とする児童生徒への対応のための介助員配置については、引き続き人材及び予算の確保に努めていく。	小中学校		学校教育課
6	1	(6)①	113	支援教育の充実	支援教育コーディネーターを育成し、ネットワークづくり、ネットワーク活用の展開をめざす。一人ひとりの発達を的確につかみ指導に生かすための研究を推進する。	■支援教育コーディネーター連絡会議 4回 ■リーディングチーム研究会は中止 ■巡回相談 8回	■各校の支援教育コーディネーターの専門性の向上	■支援教育に関する理解が広まる一方、子個々のニーズが多様化する中、より一層の専門性が支援教育に求められている。国や府の動向を周知する一方、研修の実施等、多様化する子どもたちに対応する指導力の向上を図る。	小中学校		学校教育課
6	1	(6)①	114	教育課程推進事業	地域の人材をゲストティーチャーとして迎えるなど、学校における子どもの調べ学習や体験活動の推進を支援する。	■各校において、児童生徒の実態や発達段階に応じて地域人材との連携を図り、福祉や人権、環境教育を実施。校内において、カリキュラムマネジメントを行いながら、効果的に実施した。	■限られた指導時間の中で、指導をどのように教育課程の位置づけていくのかといった、カリキュラムマネジメントの視点をより広めていく必要性。	■児童生徒の実態把握をし、指導のねらいに応じて関係団体と連携しながら、適切に人材を活用することで、一層、効果的に取り組んでいく。	小・中学校 大阪体育大学 グリーンパーク熊取 シュワ'k スクールガードリーダー		学校教育課
6	1	(6)①	115	体験活動の実施	地域との連携により、職場や保育、介護の体験を通じて、自分と他者との関係について考え、自分の生き方について考えようとする態度を養う。	■全小中学校：町役場産業振興課と地域の人々と連携した米作りやサツマイモ作り ■南小：長池活動 ■中央小・北小：特別養護老人施設との交流 ■西小：手話サークルとの交流	■他機関との連携・交流においては、感染症対策をより徹底する必要がある。また、交流のもちかたについても考えていく必要が考えられる。	■児童生徒の実態把握と、育成したい資質・能力を整理しながら、カリキュラムマネジメントの視点で必要な体験活動を引き続き関係団体と連携しながら実施していく。	小中学校 長池保存会 グリーンパーク熊取 弥栄園 永楽荘 アルカディア 熊取療育園 なかまの里 手話'k	産業振興課	学校教育課
6	1	(6)①	116	キャリア教育の充実	児童・生徒一人ひとりが勤労観を育てる教育を発達段階に応じて系統的に展開する。中学校区別に発達段階に応じたキャリア教育全体指導計画を作成する。	■キャリア教育推進計画に示された発達段階の目標達成に向け、各校において取り組みを進めた。 - 中学校区ごとに各校の中心取組みや成果と課題を共有し、令和4年度の取組みを検討している。 - コロナの影響はあったが、各校で行事の在り方を検討し、必要な取組みについては工夫して実施につなげることができた。	■キャリア・パスポートの効果的な活用について今後も検討が必要である。	■引き続き、学校と取り組みについての課題と成果を共有し、指導助言を行っていく。	小中学校 商工会	生涯学習推進課	学校教育課

項	節	体系	No	施策・事業名	第2期計画掲載内容	令和3年度の実績	課題等	次年度以降の方向性	協働団体等	関係課	主担課
6	1	(6)①	117	図書館教育・読書指導の充実	各学校に司書教諭を配置し、子どもの読書活動の推進を図り、本好きの子どもを育てるとともに、子どもの豊かな心の育成に努める。	■各校 読書週間・読書月間の実施 ■小学校：国語の時間に学校図書館を利用した読書指導 ■各校における利用指導の実施・情報交換 ■文庫連によるお話しキャラバンは、感染症拡大防止の観点から中止した。校内において学校図書館司書が読み聞かせやブックトーク等を行い、読書活動の推進を行った。	■クロームブックの活用と本の活用の併用について	■司書教諭が校内のコーディネーターとなり、図書館教育や読書指導を一層推進していく必要がある。その際、国語科にとらわれず、カリキュラムマネジメントの観点から、教科等を横断的に捉えることで、効果的に図書館教育の充実を図る。 ■クロームブックと本の併用を効果的に進める。	小中学校		学校教育課
6	1	(6)①	118	学校図書館環境整備事業	児童生徒が楽しんで意欲的に読書し、また、自主学習・問題解決学習に取り組む場として図書館を機能させるため、図書館の環境整備に努める。	■図書選定基準の説明 ■司書連絡会 10回 ■選書会 11回 ■調べ学習に際し、熊取図書館からの資料提供・貸出 ■調べ学習に際し、各校相互の資料貸出 ■図書館の協力により 長期貸出・リファレンス・リクエストの活用	■クロームブックの活用と本の活用の併用について	■クロームブックの貸与により、調べ学習の手段としてICTがより身近になった。一方、読書や本による調べ学習のよさが児童生徒にとって、より体験的に知ることとなるので、児童生徒に対し、丁寧な読書指導を行うことで、図書館を活用して情報活用能力や問題発見・解決能力の一層の育成を図っていく。	小中学校	図書館	学校教育課
6	1	(6)①	118	学校図書館環境整備事業	児童生徒が楽しんで意欲的に読書し、また、自主学習・問題解決学習に取り組む場として図書館を機能させるため、図書館の環境整備に努める。	令和4年度から学校図書館図書検索システムの導入が決定した。	学校図書館図書検索システムを導入することで、子どもたちがより学校図書館を利用でき、また新たな活用方法について検討していく必要がある。	学校図書館図書検索システムの導入に伴い、学校図書館の運営について、学校と関係課と検討する。	町立小・中学校	学校教育課	図書館
6	1	(6)①	119	学校図書館司書の配置	全小・中学校に学校図書館司書を配置し、児童・生徒の読書活動の充実を図るとともに、学校図書館の機能の改善を推進する。	■各校に図書館司書を配置した。 ■図書館司書の協力のもと、図書の選定・除籍を行った。 ■調べ学習の際に、資料の収集をスムーズに行った。	■経験の浅い学校図書館司書の資質能力の向上を図る必要がある。	■安定的な学校図書館司書の配置のため、司書同士の連携や、図書館との連携の一層の充実を図る。 ■システムの円滑な導入。	小中学校	図書館	学校教育課
6	1	(6)①	120	外国青年英語指導助手招致事業	外国青年指導助手(ALT)を小学校に3名、中学校に3名配置し、英語教育の充実を図る。	■4～10月 3名 小学校に1名、週3日1校、週1日4校 中学校に3名、週5日1校、週4日2校 (中学校の2名を週1日小学校へ配置) ■11月～3月 6名 小学校に3名、週3日 中学校に3名、週5日 ■コロナの影響により、変則的な配置となったが担当教員と連携し、工夫しながら授業を行った。	■ALTを効果的に活用できるよう今後も研究を進めていく必要がある。	■新規のALTを迎えた際にもスムーズに授業が行えるよう工夫していく。	小中学校	生涯学習推進課	学校教育課
6	1	(6)①	121	国際理解教育の充実	地域の外国人との交流や英語活動を通じて、外国の文化について理解するとともに、互いの違いを理解し、ともに生きていこうとする態度を養う。	■授業等において、ALTに自国の文化を紹介してもらうなど、国際理解につながる活動を行った。	■コロナの影響により、交流を伴う体験活動の機会は減少しているが、配置しているALTや書籍、ICTを活用した調べ学習などを通して、国際理解教育の充実を図る必要がある。	■総合的な学習の時間、外国語科や社会科等の授業を通して、国際理解教育の取組みを継続していく。	小中学校		学校教育課
6	1	(6)①	122	文化活動の充実	各小学校においては、校内作品展や学習発表会の開催、各中学校において、全校生徒の協力によるビッグアートの制作や文化祭での演劇活動や運動会での表現活動などを通じて、仲間づくりをすすめる、学校や地域を愛する心を養う。	■「仲間づくり」を柱とした取組み、児童生徒の実態や地域の実情に即した取組みを展開	■単なる「活動」に終わるのではなく、それらを通して、児童生徒の何を育成したいのかをしっかりと見据えていくことが必要である。	■今後も引き続き、趣旨や目的を明確にして取り組みを進めたい。	小中学校		学校教育課

項	節	体系	No	施策・事業名	第2期計画掲載内容	令和3年度の実績	課題等	次年度以降の方向性	協働団体等	関係課	主担課
6	1	(6)①	123	情報教育の推進	情報化社会の中で、図書やインターネットから情報を得る方法を身につけるとともに、情報を正しく取捨選択し、必要な情報を正しく利用できる力を育成する。	■端末のアカウント更新を行い、町内各小中学校児童生徒全員、また教員へのchromebookの貸与を引き続き行った。 ■各校の推進役として、授業づくり研究協議会を立ち上げ、学期に1回ずつ開催した。	■chromebookを活用した授業づくりをするための、指導者の資質能力の向上および、児童生徒の情報リテラシー教育の推進が必要	■「ICTを活用した授業づくり研究協議会」に参加の各校のICT推進教員の指導力の向上を図るとともに、各校におけるICTを活用した授業づくりの推進を図る。 ■必要な研修を企画し、ICTを活用した授業が日常化することをめざす。	小中学校		学校教育課
6	1	(6)①	124	メディアリテラシー教育の推進	IT利用に関する正しい知識を持つとともにインターネットにおける人権侵害や不法行為などについて正しく理解し、正しい利用の仕方をしようとする態度を育てる。	■各校に対して、国・府の動向について、情報提供を行った。	■1人1台chromebookを持つこととなり、児童生徒のICT活用機会が多くなり、より一層の正しい理解および正しい利用について実践できる児童生徒の育成が必要である。	■授業づくりとともに、メディアリテラシーに関しても、chromebookを使う学習指導に限らず、道徳や人権学習、特別活動等と関連付けながら、教科等横断的に取り組み、充実を図る。	小中学校		学校教育課
6	1	(6)①	125	人権教育の充実	人権問題、男女平等、障がい者理解、平和学習などのさまざまな人権教育を積極的に推進し、差別をしない、許さない実践力を身につけた児童・生徒の育成に努める。	■各校において「人権教育基本方針」、「人権教育推進プラン」に基づき、目標・年間計画を作成し、学校の実態に合わせ全教育活動を通じて特色ある人権学習の取組を行った。	■多くの方と出会うことが難しい状況の中、子どもたちが自分事として考えていける人権学習のあり方を探る必要性がある。	■人権問題、男女平等、障がい者理解、平和学習などのさまざまな人権教育を積極的に推進し、差別をしない、許さない実践力を身につけた児童・生徒の育成に努める。 ■各校の課題や実態に応じた人権教育の充実のための教職員の研修に取組んでいく。	小・中学校 熊取町人権教育研究協議会 熊取町在日外国人教育研究協議会		学校教育課
6	1	(6)①	126	人権作品集の発行	子どもたちの人権学習の成果である作品集を発行し、さらなる人権学習の教材として活用する。	■各校において「人権教育基本方針」、「人権教育推進プラン」に基づき、目標・年間計画を作成し、学校の実態に合わせ全教育活動を通じて特色ある人権学習の取組を行った。それらの取組の集約として人権作品集を発行した。(6月)	■多くの方と出会うことが難しい状況の中、子どもたちが自分事として考えていける人権学習のあり方を探る必要性がある。	■各校の取り組みの内容や子どもたちの感想、成果を取りまとめ、周知を図る。 ■各校の課題や実態に応じた人権教育の充実のための教職員の研修に取組んでいく。	小・中学校 人権作品集編集委員会		学校教育課
6	1	(6)①	127	PTA研修活動の充実	人権教育の推進には、家庭や地域の力が不可欠である。PTAの研修を通じて家庭や地域の教育力の向上に努める。				小中学校		学校教育課
6	1	(6)①	127	PTA研修活動の充実	人権教育の推進には、家庭や地域の力が不可欠である。PTAの研修を通じて家庭や地域の教育力の向上に努める。	■小・中学校PTA連絡協議会「教育講演会」はコロナ感染防止により中止。 ■その他事業についてもコロナ対策により概ね中止となった。	■PTA連絡協議会と青少年指導員連絡協議会の連携	■時代の課題にあった講座テーマを選択し、PTAの研修を通じて家庭や地域の教育力の向上に努める。	熊取町小・中学校PTA連絡協議会 熊取町青少年指導員連絡協議会		生涯学習推進課
6	1	(6)①	128	豊かな心を育む教育の充実	人間としての基本的な倫理観や規範意識を育成するため、全教育活動を通じて道徳教育の充実を図る。	■各校では、道徳教育推進教師が中心となり、道徳科を要した年間指導計画を作成し、道徳教育を推進した。 ■熊取町道徳教育推進教師連絡会を実施し、各校における道徳教育の推進や授業づくり、評価の在り方についての討議や研究授業を通じ、道徳教育のさらなる推進を図った。 ■道徳教育は全教育活動で行わなければならないという観点から、学校行事の充実や分かる授業の創造等に取り組んだ。	■児童生徒の発達段階に応じた指導内容を理解し、自分事として考えることのできる発問・指導方法等について研究し、授業改善を進める必要性がある。また、指導と評価の一体化の観点から、評価のあり方について、検討する必要がある。	■指導と評価の一体化を図る。 ■各校の道徳教育の推進について担当者会で交流し、より充実した推進を図る。	小中学校		学校教育課

項	節	体系	No	施策・事業名	第2期計画掲載内容	令和3年度の実績	課題等	次年度以降の方向性	協働団体等	関係課	主担課
6	1	(6)①	129	児童・生徒の健全育成	全児童・生徒の健全育成を図るため、不登校、問題行動などのある児童及び生徒に対して、教育カウンセリングの実施や相談窓口体制の充実、教育講演会の開催など、多様な支援・対策を講じる。	■臨床心理士 4名 ■教育相談コーディネーター 2名 ■府配置スクールカウンセラー 3名	■児童生徒の課題が複雑化し、心理の専門家による適切な見立てが必要となっている。	■関係機関が連携し、児童生徒の課題や保護者からの悩み等に確実に対応できるよう、協力的な取組みを継続していく。	小中学校		学校教育課
6	1	(6)①	130	学校給食の充実	計画的な学校給食調理用施設・設備の充実・更新を進め、衛生管理に努める。	■生ごみ処理機導入(中央小) ■計画的な給食備品の更新 ・食器洗浄機(北小) ・牛乳保冷庫(北小・東小) ■牛乳の紙パック化(南小)学校でリサイクルを実施)	■給食室内の温度や湿度管理を衛生管理基準を踏まえた運用を目指す必要がある。 ■全般的に設備、備品関係の老朽化が進んでいる。 ■施設自身の改修・改築について長期的な視野で計画的に整備する必要がある。	■衛生管理基準を踏まえた運用の充実、必要な設備等の更新を進める。 ■施設改修等は学校施設長寿命化計画を踏まえ計画的な改修・改築を目指す。	小中学校	学校教育課	学校教育課
6	1	(6)①	131	学校における食育の充実	児童・生徒が望ましい食習慣を身につけるための実践的な態度の育成を図り、健康3原則を徹底し、自らの生活習慣の改善を図るよう指導の徹底に努める。	■栄養教諭、養護教諭、担任等が連携して、保健、家庭科、総合的な学習の際に、食について指導を行った。なお、給食試食会は、新型コロナウイルスの影響により中止した。	■学校栄養士が8校中4校(うち栄養教諭は2名)となっており、栄養士による食に関する学びに学校間の格差が生じないよう配慮する必要がある。	■児童・生徒が望ましい食習慣を身につけるための実践的な態度の育成を図る。	小中学校		学校教育課
6	1	(6)①	132	地域・家庭の教育力の向上	地域において、積極的な社会参加を促進するとともに、家庭においては男女の役割分担を見直しながら基本的な生活習慣を身につける場として機能できるよう、地域との連携を強化して取り組みをすすめる。				小中学校		学校教育課
6	1	(6)①	132	地域・家庭の教育力の向上	地域において、積極的な社会参加を促進するとともに、家庭においては男女の役割分担を見直しながら基本的な生活習慣を身につける場として機能できるよう、地域との連携を強化して取り組みをすすめる。	■社会教育関係団体を支援することにより地域の教育力を向上させる。		■継続して実施する。	熊取町青年団 熊取町こども会育成連合会 熊取町小・中学校PTA 連絡協議会 日本ボーイスカウト熊取第1団		生涯学習推進課
6	1	(6)①	133	実費徴収に係る補足給付を行う事業(※)	子ども子育て支援新制度(H27.4施行)未移行の幼稚園を利用する子どもの保護者が支払うべき副食の食材料費にかかる実費徴収額に対し、低所得世帯や第3子以降の多子世帯の子どもを対象に補助を行うことで、幼稚園の利用促進と子どもの健やかな成長を支援する。	■町独自施策の副食費無償化を実施したため、実費徴収に係る補足給付事業の申請しなくても無料となった。よって申請主義である実費徴収に係る補足給付事業の申請件数が減少することとなった。		■町内の子ども子育て支援新制度未移行の幼稚園について、国の実費徴収に係る補足給付事業実施要綱における算出根拠に基づく食材料費相当額となっているが、国の算出根拠の改正に従い、適切に対応していく。	民間幼稚園		保育課
6	2	(6)②	134	ブックスタート	図書館・子育て支援課・熊取文庫連絡協議会が連携し、4か月児健診時に語りかけや親子のふれあいの大切さを伝えるため、個々に絵本の紹介や子どもの本や子育てについての相談などを受け、ブックスタートバック(絵本や行事案内など)を手渡す。	・受診者数253人	4か月児健診の進め方に合わせ、ブックスタートの実施方法を検討し、後進スタッフの育成も含め、研修する必要がある。	コロナ対策を行いながら、引き続き実施する。	熊取文庫連絡協議会 NPO法人ホームビジット・とんとん	子育て支援課	図書館

項	節	体系	No	施策・事業名	第2期計画掲載内容	令和3年度の実績	課題等	次年度以降の方向性	協働団体等	関係課	主担課
6	2	(6)②	135	乳幼児健診などにおける読書支援	健診の待ち時間に絵本が読めるように、ふれあいセンター内に絵本棚を設置。健診時に、図書館や地域文庫などの案内、子どもの年齢にあった絵本の紹介などを掲載したリーフレットを年齢別(出生時、4か月児、1歳7か月児、3歳6か月児)に配布し、家庭において親子で絵本を楽しみふれあいの時間が持てるように、保護者への働きかけを行う。	・「ねえーえほんよんで！」(4か月児健診)、「ようこそ図書館へ」(1歳7か月児健診)、「ねえーえほんよんで！」(3歳6か月児健診)を作成、配布。 ※コロナのため、保護者への直接的な働きかけは行えなかった。	コロナ対策のため、現在は絵本の利用を控えているため、絵本の状況を確認できていない。	絵本の利用を再開する際には、絵本の入替などを含めて本の見直しを行う。		子育て支援課	図書館
6	2	(6)②	136	子育て支援講座	図書館で、ブックスタートのフォローアップ事業として、赤ちゃんとその保護者を対象に、「あかちゃんの時間」、「親子でリトミック」を実施。わらべうたや絵本などを通して、親子のふれあいを楽しんでもらう。また乳幼児と保護者が気軽に集える場となるようにする。	・「あかちゃんの時間」60人/7回 ・「親子でリトミック」(0歳児)77人/5回 ・「親子でリトミック」(1歳児)88人/5回 ・「親子でリトミック」(2歳児〜)80人/5回 ※コロナのため4〜6月、9月、1〜3月中止 ・「マタニティ&ママ」ハッピーコンサート」(5月、9月、1月)全て中止	子育て支援課のくまっ子ナビを活用して、コロナによる中止の周知は行えたものの、再開している情報発信が十分に行えなかった。	コロナ対策を行いながら、引き続き実施する。 住民提案協働事業によるSNSの情報発信を活用し、実施している状況を周知していく。	熊取文庫連絡協議会 NPO法人 くまどり子育てWA・輪・和 特定非営利活動法人 地域支援センターくまどり NPO法人ホームビジット・とんとんひよこ会	子育て支援課 生涯学習推進課	図書館
6	2	(6)②	137	図書館での子ども向け行事の開催	子どもが楽しめる機会づくり、また本に興味を持つきっかけになるよう、おはなし会、かみしばいの会など、年間を通じてさまざまな行事を開催する。	コロナのため、中止した行事もあるが、実施内容等を見直し、可能な範囲で実施した。 ・「おはなしおたのしみ会」(小さい子向け)284人/23回 ・「おはなしおたのしみ会」(大きい子向け)167人/23回 ・人権・女性推進課主催の男女共同参画映画会での「おはなしおたのしみ会」40人 ・「クイズラリー」141人 ・「わたしの好きな本を紹介」1267	図書館の利用が少ない学齢期の子どもたちが参加できるような企画を考える必要がある。	コロナ対策を行いながら、引き続き実施する。 住民提案協働事業により、学齢期の子どもたちが参加できる事業を行い、図書館を継続して利用する方策を検討していく。	ひよこ会		図書館
6	2	(6)②	138	こどもの本のコーナー及び蔵書の充実	子どもの年齢や興味・関心に応じた展示や、テーマ別の本棚の設置など、本の配置を工夫するとともに、蔵書の充実に努める。	・児童書購入冊数2,929冊・金額5,239,584円 ・テーマ展示回数48回 ・お正月企画「おたのしみ袋」55セット貸出	学齢期の子どもたちが興味を持てるような展示を考えていく必要がある。	子どもたちの興味関心に沿った資料提供を行い、季節の展示だけでなく、新たなテーマでの展示などを行っていく。			図書館
6	2	(6)②	139	保育所等・幼稚園への支援	絵本がもっと身近になるように、団体貸出や「絵本こぐま便」の利用を推進し読書環境を整える。また、保護者にも絵本の大切さが理解され、家庭での絵本の読み聞かせにつながる方策を保育所等・幼稚園と連携して取り組む。	・団体貸出3,021冊	保育所(園)文庫がない保育所(園)等でも子どもたちに直接貸出できるよう、団体貸出等の支援をしていく必要がある。	引き続き支援していく。	町立保育所 町内保育園、認定こども園、幼稚園	保育課	図書館
6	2	(6)②	140	学校図書館への支援	子どもの学びや読書意欲を支えるため、学校図書館と町立図書館が連携を図り、授業に必要な資料の貸出しや、子どものリクエストに応えるなどの支援を行う。	・団体貸出冊数10,428冊 ・レファレンス回答件数379件 ・予約件数1,797件	学校図書館総合管理システムの導入や児童・生徒に配布されたクロームブックを活用し、より図書館を活用した取組みを行えるよう、検討する必要がある。	引き続き支援していく。	町立小・中学校	学校教育課	図書館

項	節	体系	No	施策・事業名	第2期計画掲載内容	令和3年度の実績	課題等	次年度以降の方向性	協働団体等	関係課	主担課
6	2	(6)②	141	子どもと本をつなぐ活動を行う住民グループや子育て支援に関わる団体(NPO法人など)への支援	子どもと本をつなぐ活動をしているボランティア(熊取文庫連絡協議会など)や子育て支援に関わる団体(NPO法人など)に対して、団体貸出を行なを行い、活動を支援する。	・団体貸出冊数3,682冊 ・文庫用図書の購入冊数210冊 コロナのため、中止・延期となった活動が多かった。	NPO法人ホームビジット・とんとんからの依頼により、出前講座として研修会は行ったものの、それ以外の団体に向けた研修会の支援が行えなかった。	引き続き支援していく。	熊取文庫連絡協議会 北保育所 アトム共同保育園、つばさ共同保育園 NPO法人 くまとり子育てWA・輪・和 NPO法人 地域支援センターくまとりロンド NPO法人ホームビジット・とんとん	保育課	図書館
6	2	(6)②	142	子ども読書活動の推進	町内のすべての子どもが読書に親しむ機会を持てるよう、十分な読書環境を整えるため、「熊取町第3次子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもの読書活動を推進する。	・令和3年5月31日開催「熊取町第4次子ども読書活動推進計画の策定について」 ・令和3年9月17日開催「熊取町第4次子ども読書活動推進計画の素案について」 ・令和4年2月7日開催「熊取町第4次子ども読書活動推進計画に関するパブリックコメント及びアンケートについて」 ・令和4年3月「熊取町第4次子ども読書活動推進計画」策定	コロナ対策をしながら行える読書活動の推進について、関係課、関係団体とともに考えていく必要がある。	「熊取町第4次子ども読書活動推進計画」に基づき、読書活動を推進していく。	熊取文庫連絡協議会 町立小中学校 町立保育所 町内保育園、認定こども園、幼稚園 NPO法人 くまとり子育てWA・輪・和 NPO法人 地域支援センターくまとりロンド NPO法人 ホームビジット・とんとん たんぼぼの会 NPO法人 熊取こどもとおとなのネットワーク	子育て支援課 保育課 学校教育課 生涯学習推進課	図書館
6	2	(6)②	143	子どもの読書活動を支える体制づくりの推進	0歳～15歳までの切れ目のない読書活動を継続的に支援できるよう、家庭、保育所等、幼稚園、学校、地域が参画するブックスタート連絡会、絵本リーダー会議、学齢期子ども読書活動推進連絡会を通じて情報交換やネットワークづくりを進め、連携を推進する。	・絵本リーダー会議:7月28日開催「各保育所(園)・認定こども園・幼稚園の読書活動の報告」 ・2020年おすすめの幼児絵本の紹介、「熊取町第4次子ども読書活動推進計画の策定について」 ・学齢期子ども読書活動推進連絡会:6月23日開催「各学校の今年度の図書館利用計画について」、「熊取町第4次子ども読書活動推進計画の策定について」 ・3月3日開催「各学校の今年度の読書活動の報告」 ・学齢期子ども読書活動推進連絡会研修会:7月27日開催「楽しさ発見！学校図書館を使った授業」(講師:片岡則夫氏)	関係課や関係団体と協議しながら、スタッフのスキルアップとなるような適切なテーマ設定を行った研修会を検討する。	コロナの状況を見ながら、研修会の開催を行う。	熊取文庫連絡協議会 町立小中学校 町立保育所 町内保育園、認定こども園、幼稚園 NPO法人 くまとり子育てWA・輪・和 NPO法人 地域支援センターくまとりロンド NPO法人 ホームビジット・とんとん たんぼぼの会 NPO法人 熊取こどもとおとなのネットワーク	子育て支援課 保育課 学校教育課 生涯学習推進課	図書館
6	2	(6)②	144	障がいのある子どもや外国につながる子どもの読書環境の整備	障がいのある子どもの図書館利用を促進し、また外国につながる子どもの読書を支援するため、一人ひとりの状況にあわせた多様な資料の提供や、関係部局や団体との連携により、団体貸出や出前講座などの支援を行う。	・ひよこ会による「親子でリトミック」参加人数23人 ・団体貸出700冊。 ・いちごの会の活動は、コロナのため縮小。	情報メディア(マルチメディアDAISY等)の導入について、検討にとどまった。	引き続き、関係課や関係団体と協議し、支援していく。	町立小中学校 NPO法人 地域支援センターくまとりロンド 放課後等デイサービス事業所(そら 他) いちごの会 社会福祉協議会 ひよこ会 熊取文庫連絡協議会	子育て支援課 学校教育課	図書館

項	節	体系	No	施策・事業名	第2期計画掲載内容	令和3年度の実績	課題等	次年度以降の方向性	協働団体等	関係課	主担課
6	2	(6)②	144	障がいのある子どもや外国につながる子どもの読書環境の整備	障がいのある子どもの図書館利用を促進し、また外国につながる子どもの読書を支援するため、一人ひとりの状況にあわせた多様な資料の提供や、関係部局や団体との連携により、団体貸出や出前講座などの支援を行う。	■各校 支援学級での司書や担任による読み聞かせの実施	■支援学級担任と学校図書館司書のより一層の綿密な連携を行っていく。	■感染症が落ち着いた後、文庫連によるお話しキャラバンを再開する。また、学校図書館司書による、支援学級からのレファレンスの充実を図る。	熊取文庫連絡協議会 小中学校		学校教育課
6	2	(6)②	144	障がいのある子どもや外国につながる子どもの読書環境の整備	障がいのある子どもの図書館利用を促進し、また外国につながる子どもの読書を支援するため、一人ひとりの状況にあわせた多様な資料の提供や、関係部局や団体との連携により、団体貸出や出前講座などの支援を行う。	特に行っていない	読書環境整備の方法、図書館との連携	必要に応じて担任や図書リーダーを中心に対応する。			すみれ保育園
7	1	(7)①	145	子ども・子育て会議	地域ネットワーク力を活かした子育て支援施策の総合的な推進を目的に会議を開催する。	■全体会議:2回 8/17悪天候により、8/19～31の間で書面開催。内容は第2期計画におけるR2年度の実績報告及び(仮称)子ども基本条例の取組状況について 11/26「子どもの権利に関する条例」答申書の決定	■資料の表記の仕方に工夫が必要 ■わかりやすい資料作成と、会議説明に努める。	■各課共通する文言など、統一表現するなど表記の仕方に留意し資料作成する。 ■コロナ対策をとりながら実施する。	会議参画団体等		子育て支援課
7	1	(7)①	146	子ども家庭総合支援拠点事業	子どもが心身ともに健やかに育成されるよう、子ども及び妊産婦の実情の把握に努め、情報提供を行い、家庭その他からの相談に応じ、適切な支援を行う。	■参照 No22 子ども家庭相談	■子育て支援課内に設置した、子育て世代包括支援センター「すくすくステーション」と併せて一体的に相談機能を持ち、妊娠期から子育て期の切れ目ない相談体制を構築している。	■継続して実施する。			子育て支援課
7	1	(7)①	147	子ども相談ネットワーク会議(要保護児童対策地域協議会)	要保護児童、要支援児童及び特定妊婦の早期発見とその適切な対応について、関係機関のネットワークにより相談援助活動を行う。また、所属機関への定期的な巡回訪問やモニタリングを行い、子どもの状況把握に努める。	■代表者会議 1回(書面開催) ■実務者会議等 56回 (虐待養護等:50回、障がい児:3回、ケース見直し会議3回) ■個別ケース検討会議 68回 ■虐待養護に関する会議として、R3年度から「受理会議」と「すくすくサポート会議」を位置づけた。 ■モニタリングシートによる要保護家庭のモニタを月1回、要支援家庭は1学期1回または6ヶ月1回で実施。 ■コロナのため、11月の児童虐待防止啓発キャンペーンは規模を縮小して実施し、広報やふれあいセンター窓口を中心とした啓発にとどめた。	■モニタリングシートを活用した関係機関からの情報収集・情報共有が定着した一方で、モニタリングシート作成業務に、かなりの事務時間を要している。 ■昨年に比べ、個別ケース検討会議が増えた。他機関で対応協議の必要な事例の増加が背景にあると考えられる。	■モニタリングシートを有効に活用しながら、学校・保育所・幼稚園の巡回訪問を効率的に実施していく。 ■コロナ対策に留意しながら、必要な会議や連携は実施していく。	要対協関係機関		子育て支援課
7	1	(7)①	148	豊かな子どもの育ちネットワーク会議	保育所等・幼稚園・学校・学童保育所等や、庁内関係課と連携しながら、広くネットワークへの参画が得られるよう努めるとともに、0歳～18歳の子どもの育ちをつなげて捉え直し、課題を共有し、保育内容や教育内容の充実を図る。	■単独での開催はなし。 ■本ネットワークの主旨を、(仮称)子ども基本条例の制定作業に置き換え実施した。 ※No91「(仮称)子ども基本条例の制定」参照	■単独開催はこの数年実施していないが、子どもに関する課題別(例:障がい児等)には、それぞれの分野でネットワーク会議を開催している。	■条例制定後は、引き続き町内・町内連携や課題共有や検討の場として、開催を計画していく。 ■「子どもの育ち」「庁内外問わないネットワーク」を念頭に、単独・併用など形態を問わず、柔軟に対応していく。	子育て支援団体全般		子育て支援課

項	節	体系	No	施策・事業名	第2期計画掲載内容	令和3年度の実績	課題等	次年度以降の方向性	協働団体等	関係課	主担課
7	1	(7)①	149	専門性の向上	子育て支援課は「児童福祉」「障がい福祉」「保育」「幼児教育」「学校教育」「生涯学習」「母子保健」など様々な子ども関連施策に関する知識を必要とし、求められる技術についても「相談援助」「コーディネート」など多岐に渡る部署であるため、研修や学習の場を確保し、その専門性の向上に努める。	■市町村児童家庭相談担当者研修へ参加し、要保護児童対策調整機関の調整担当者研修修了者を、随時増員している。令和3年度は継続して1名受講し、令和4年度新たに1名受講している ■市町村児童家庭相談担当者研修を終了した職員1名が令和3年度大阪府市町村スーパーバイザー研修へ参加している ■個別ケース検討会議(ケースカンファレンス)開催回数:68回	■研修参加の予算確保。 ■研修以外にも、専門性の向上のためにはケースカンファレンス等、具体的ケースワークを通じた経験の積み重ねが重要であるため、限られた人員の中でも、状況に応じて複数の相談員がケースカンファレンス等に出席するなど、個々の能力向上の機会を捉え参画していく必要がある。	■研修予算の確保に努める。 ■ケースカンファレンスを重視し、適宜開催していく。	子育て支援団体全般		子育て支援課
7	1	(7)①	150	保育所拠点ネットワーク	認可保育所を乳幼児期の全ての子どもと親を支援する拠点と位置づけ、地域の関係機関や団体とのネットワークを活かした保育所運営に努める。	■専門相談員(心理士、地域連携推進員)の保育所巡回 ■養育支援保護家庭の保護者、児童についてのケースカンファレンス及び専門職を交えての支援体制を充実させた。 ■就学前の発達面での引継ぎが必要な児童については、保健師と共に「きずなシート」を作成し、小学校へ丁寧な引継ぎを行った。		■関係機関や団体とのネットワークを生かし、地域で身近に子育て家庭を支援する拠点として、適切に役割を果たす保育所運営に努める。	民間園	子育て支援課	保育課
7	1	(7)①	150	保育所拠点ネットワーク	認可保育所を乳幼児期の全ての子どもと親を支援する拠点と位置づけ、地域の関係機関や団体とのネットワークを活かした保育所運営に努める。	■子育て支援の拠点として関係機関と連携した運営に努めた ・園外保育(さくらちゃんのほっぺ)等	■地域のニーズ、各種団体のニーズの把握ができていない ■周知活動ができていない	■子どもと親を支援する拠点として関係機関と連携した運営に努める。			さくらこども園
7	1	(7)①	150	保育所拠点ネットワーク	認可保育所を乳幼児期の全ての子どもと親を支援する拠点と位置づけ、地域の関係機関や団体とのネットワークを活かした保育所運営に努める。		・アトム文庫の活動においては、町内の感染拡大状況、警戒区分によってその活動を休止せざるを得ない時期があった ・毎年、園内のみならず地域の方々に広く開いてきた「根っこのつどい」だが、R3年度は、感染拡大状況に留意し参加者の人数制限のため、リモート開催と対面との二元開催となった。しかしながら、地域の小中学校の校長をゲストに「コロナ禍の子どもたち」への地域の大人の役割を考えあう有意義な内容になった	・感染拡大状況に留意しながら、今後も地域に開かれた拠点としてその役割をはたしていきたい	熊取町文庫連絡協議会 社会福祉協議会		アトム共同保育園

項	節	体系	No	施策・事業名	第2期計画掲載内容	令和3年度の実績	課題等	次年度以降の方向性	協働団体等	関係課	主担課
7	1	(7)①	150	保育所拠点ネットワーク	認可保育所を乳幼児期の全ての子どもと親を支援する拠点と位置づけ、地域の関係機関や団体とのネットワークを活かした保育所運営に努める。	■つばさ文庫 毎週末曜日開催 地域住民利用者は文庫さんの希望で、コロナの状況により、受け入れをストップ。利用者もいなかった。 ■根っこ集い 多様な人達との交流・世代間交流・語り合いの学習を目的に、職員・保護者・OB保護者の三団体で学習会を企画。例年は、広く地域、町外にも参加を募る同集いだが、今年度は感染拡大防止の観点から保護者、職員、OBのみに参加者を限定した。前半は、「コロナ禍の学校では」を全体討議。後半は、小学校、中学校、高校グループ等にわかれて意見交換の場を持った。 ■在宅保護者と園児の交流(ほっこりひろば) ■コロナ禍でも安心安全な子育ての為に、地域住民、保護者、職員が子どもの育ちを保障していけるよう務めた。		■関係機関や団体とのネットワークを生かし、地域で身近に子育て家庭を支援する拠点として、役割を果たしていきたい。 ■中高生など若者が集い、語り合える場の機会を作る。 ■令和3年度中止された熊取社会福祉施設等地域貢献委員会の事業に要請があれば、委員として参加する。	熊取町文庫連絡協議会 社会福祉協議会		つばさ共同保育園
7	1	(7)①	150	保育所拠点ネットワーク	認可保育所を乳幼児期の全ての子どもと親を支援する拠点と位置づけ、地域の関係機関や団体とのネットワークを活かした保育所運営に努める。	コロナの状況もあり、特に実施できていない。	地域とのネットワークづくり	地域の拠点として役立てるよう取り組んでいく。			すみれ保育園
7	1	(7)①	151	子育て支援ネットワークにおける学習機会の創出	「豊かな子どもの育ちネットワーク」での研修、交流会の活用や、新たな学習会の場を設けるなど、子育て支援に携わる人材のスキルアップと後継者育成を図る。	■単独での開催は行わず、要対協の研修会(障がい実務者研修会)などへの参画に代えた。		■今後とも子育て支援に携わる人材のスキルアップに向け、様々な機会を捉え人材育成に努める。	子育て支援団体全般		子育て支援課
7	1	(7)①	152	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)(※)	育児の援助を受けたい人と援助を行いたい人をネットワークで結び、生活場面において子育てを応援する事業としてファミリー・サポート・センター事業を実施する。	■依頼件数 884件(援助成立は713件) ■会員数(385人) ・依頼会員 : 213人 ・協力会員 : 129人 ・両方会員 : 43人 ■コロナ対策をとりながら活動を実施	■恒常的な援助依頼に対応するために、協力会員の確保が必要である。	■協力会員増加に向け、いろいろなところに声をかけ、広報活動を強化していく。また協力会員が喜びを感じ、幸福感をもたれていることも、広報活動の中で伝えていく。 ■コロナ対策をとりながら活動を実施する。	NPO熊取こどもとおとなのネットワーク		子育て支援課
7	1	(7)①	153	ホームスタート事業	0～6歳の子どもや妊産婦のいる家庭に、研修を受けたボランティアが訪問し、家事や育児を共にに行いサポートする。	■実訪問件数 : 30件(新規18件、前年度からの継続12件、新規の内、産前産後利用1件、複数回利用2件含む) ■第8回産前産後支援ホームビジター養成講座を実施 ■運営体制:ホームビジター23名、オーガナイザー4名、運営委員12人 ■コロナ対策をとりながら訪問活動を実施	■ホームビジターの確保 ■ホームスタート産前産後支援事業の推進	■母子手帳交付時、こんにちは赤ちゃん訪問時、乳幼児健診時、広報等で周知していく。 ■コロナ対策に留意し事業を実施する。	NPO法人ホームビジット・とんとん		子育て支援課
7	1	(7)①	154	障がい児をもつ家庭の支援(親の会への支援)	障がい児を持つ親の会の活動について相談・支援を行う。障がい児を持つ親の会…たんぼぼの会	■「たんぼぼの会」年間 2回実施 R4.1月:勉強会「愉しく凸凹らいふ」 ■就学前交流会にて、「たんぼぼの会」のPR及びチラシの配付	■成人した子どもを持つ保護者の参加人数が減少している。 ■参加者の年齢層が広く、知りたい情報の内容も様々で、得られにくい場合がある。	■障がい児を持つ親の会の活動について相談・支援を行う。 ■テーマを決めて、内容の濃い会議を行うように努める。 ■コロナ対策に留意しながら事業の実施を継続する。	たんぼぼの会 相談室わらいと		子育て支援課

項	節	体系	No	施策・事業名	第2期計画掲載内容	令和3年度の実績	課題等	次年度以降の方向性	協働団体等	関係課	主担課
7	1	(7)①	155	食生活改善推進員の育成・支援	食育推進の住民組織の育成・支援を行う。	■自主活動への支援 ・毎月の役員会、定例会の開催及び勉強会の実施 ・各種料理教室の開催（男性料理教室、手作りみそなど） ・特定健診実施時の減塩コーナー ・結果説明会での野菜摂取コーナー ・出前講座（生涯学習推進課主催の教室講師） ・大学生に対する、リモートでの食育など	■親子クッキング、農業祭、独居の会の調理実習など中止が多く、食育の話や実習をする機会が失われ、現推進員の育成の機会も減っている。	■コロナの影響で調理実習が中止になることもあったが、リモートを活用したり、試食なしで調理できる保存食を実習に取り入れるなど、感染症対策に配慮しつつ工夫して活動できるよう支援する。	熊取町食生活改善推進協議会		健康・いきいき高齢課
7	1	(7)①	156	高齢者とのふれあい促進	保育所、幼稚園における運動会、クリスマス会などの行事や体験活動を通じて、児童と高齢者との交流を図る。	■コロナの影響により、感染拡大防止のため実施できず。		今後も継続して実施する。	長生会		保育課
7	1	(7)①	156	高齢者とのふれあい促進	保育所、幼稚園における運動会、クリスマス会などの行事や体験活動を通じて、児童と高齢者との交流を図る。	■新型コロナ感染拡大防止のため、実績なし。		■感染防止策を考慮し、継続して実施する。	伸栄福祉会 自由が丘シニアクラブ	なし	さくらこども園
7	1	(7)①	156	高齢者とのふれあい促進	保育所、幼稚園における運動会、クリスマス会などの行事や体験活動を通じて、児童と高齢者との交流を図る。		・感染拡大防止の観点から運動会、相撲大会などに長生会の方を招待することはできなかった。地域の民生委員の方々との交流は、野外で芋の苗植え、芋ほりを行った。	・感染症対策に留意しながら、参加人数の分散、取り組みの工夫などをしながら、交流の場を取り戻していきたい	社会福祉協議会		アトム共同保育園
7	1	(7)①	156	高齢者とのふれあい促進	保育所、幼稚園における運動会、クリスマス会などの行事や体験活動を通じて、児童と高齢者との交流を図る。	■年2回予定していたが、1回目はコロナの影響により、感染拡大防止のため実施できず。 2回目はコロナ禍では高齢者のリスクも大きい短時間・グループでの開催で参加者も多かった。 - 社会的にも高齢者が集いしゃべり場が多く聞かれた。 ■社会福祉協議会の「高齢者に元気を届ける年賀状の取り組み」に参加 ■つばさが丘西地区の長生会からの依頼で、園の近くの花壇に5歳児と一緒に花植えをさせてもらった。	■コロナ禍で、交流会は行ったが懇談会がなかったため、祖父母の話を聞けなかった（感想アンケートのみ）。 ■感染予防のため、運動会、卒園式などの行事に人数制限があり、祖父母が参加できなかった。	■感染予防しながらも、何らかの祖父母が行事に参加できるよう工夫する。 ■地域の高齢者とふれあう機会を作る。 ■親世代、祖父母世代の子育てのギャップを埋め、祖父母と保護者のつなぎ役になる事を目的に今後も継続して実施する。	社会福祉協議会		つばさ共同保育園
7	1	(7)①	156	高齢者とのふれあい促進	保育所、幼稚園における運動会、クリスマス会などの行事や体験活動を通じて、児童と高齢者との交流を図る。	コロナウィルス感染対策により、交流は行えていない。	コロナ感染状況下での高齢者施設の受入れ、交流の方法	状況に応じて方法など要望があれば、進めていく			すみれ保育園
7	1	(7)①	156	高齢者とのふれあい促進	保育所、幼稚園における運動会、クリスマス会などの行事や体験活動を通じて、児童と高齢者との交流を図る。	なし。		未定。コロナ感染症の影響が大きい。			熊取みどり幼稚園
7	1	(7)①	156	高齢者とのふれあい促進	保育所、幼稚園における運動会、クリスマス会などの行事や体験活動を通じて、児童と高齢者との交流を図る。	■弥栄園で施設入居者の方と交流 ○コロナ感染症拡大防止の為、中止	■当園としては対応可能であるが受け入れ側のコロナ対策や受入れ方法	■継続して実施していく。			フレンド幼稚園

項	節	体系	No	施策・事業名	第2期計画掲載内容	令和3年度の実績	課題等	次年度以降の方向性	協働団体等	関係課	主担課
7	1	(7)①	157	福祉教育の充実	福祉施設の見学や交流、介護の体験などを通じ、福祉問題やボランティア活動に進んで取り組もうとする態度を養う。	■各校：人権集中授業や総合的な学習の時間における福祉教育・障がい理解教育の実施。体験活動の実施。 ■中央小・北小：特別養護老人施設との交流 ■西小：手話サークルとの交流 ■保育所体験は中止	■各校において、新学習指導要領の実施に基づくカリキュラムマネジメントの視点を取り入れ、ねらいを一層明確にして取り組む必要がある。	■感染症に留意の上、各校福祉教育のねらいを明確にししながら、関係機関との連携を図り、実践を続ける。	小中学校 各福祉事業者		学校教育課
7	1	(7)①	158	環境教育の充実	里山体験や自然体験などの活動を実施し、地域について理解し、環境問題に取り組もうとする態度を養う。	■南小：長池活動 ■南小：グリーンパーク熊取との連携による■野鳥観察、蛍観察、川探検、なかよし遠足等 ■熊取南中：里山体験学習 ■熊取中：クリーンキャンペーン ■熊取北中：校内緑化・通学路清掃 ■全小・中学校：町役場産業振興課と地域の人々と連携した米作りやサツマイモ作り ■環境セミナー	■各校において、学習指導要領の全面実施に基づくカリキュラムマネジメントの視点を取り入れ、ねらいを一層明確にして取り組む必要がある。	■感染症に留意の上、各校環境教育のねらいを明確にししながら、関係機関との連携を図り、実践を続ける。	グリーンパーク熊取 小中学校	産業振興課	学校教育課
7	1	(7)①	159	ふれあい活動の充実	校区福祉委員会との連携による高齢者との交流会や障がい者団体の協力による障がい者とのふれあいを通じて、高齢者や障がい者の問題を正しく理解しともに生きていくこうとする態度を養う。	■各小学校：校区福祉委員会との交流 ■中央小・北小：特別養護老人施設との交流 ■西小：手話サークルとの交流	■各校において、学習指導要領の全面実施に基づくカリキュラムマネジメントの視点を取り入れ、ねらいを一層明確にして取り組む必要がある。	■感染症に留意の上、各校福祉教育のねらいを明確にししながら、関係機関との連携を図り、実践を続ける。	校区福祉委員会 弥栄園 永楽荘 アルカディア 熊取療育園 なかまの里 小中学校		学校教育課
7	1	(7)①	160	くまもり人材バンクの活用	町の「くまもり人材バンク」を積極的に活用し、学校教育の活性化に努める。	■コロナにより利用件数が、令和元年度16件より、令和2年度は2件、令和3年度は4件と減少した。	■新たな人材の確保	■継続して実施する。			生涯学習推進課
7	1	(7)①	161	部活動支援事業	中学校における部活動の充実を図ることを目的に、各中学校の部活動へ外部指導者を派遣する。	■外部指導者を中学校に派遣し、運動部活動の支援を行う。平成15年4月1日設置 (令和3年度実績) 8クラブに派遣 中学校部活動延べ378回派遣	■学校のニーズに合わせて、派遣しているため、年度によって希望回数に差がでている。	■DASHプロジェクト中学校部活動スポーツ指導者派遣事業を併用しながら、学校のニーズに合った指導者を派遣していく。	大阪体育大学		学校教育課
7	1	(7)①	162	学校協議会	小・中学校の学校運営において、地域住民などの意見を反映した連携を図るために設置した「学校協議会」において、開かれた学校づくりを推進する。	■学校から推薦のあった各学校5名程度の協議員を教育委員会が委嘱し、校長への意見具申や地域に対する情報発信への協力など、学校と地域をつなぐ架け橋の機能を担っている。各校年3回開催した。		■今後も引き続き、趣旨や目的を明確にして取り組みを進めたい。	小・中学校		学校教育課
7	1	(7)①	163	世代間交流事業	高齢者と子ども達が昔遊びなどの催しを通して交流を行う。	■世代間交流：13地区で実施。実施回数は26回。子育てサロン：5地区で実施。実施回数は11回	■地域福祉活動中止による人と人とのつながりのさらなる希薄化・孤立の深まり。地域福祉活動を支えている住民の活動に対するモチベーションの低下。コロナ感染による重症化リスクの高い高齢者や障害のある方への配慮した活動内容の検討	■様々な予防対策を取りながらの活動再開とともに、集まる(参加すること)によってつながっていた活動づくりに代わる方法の提案(例：支援者が見守り対象者等に手書きのハガキを送る、自宅でもできる地域福祉活動の提案手作りマスク等の寄贈)			社会福祉協議会

項	節	体系	No	施策・事業名	第2期計画掲載内容	令和3年度の実績	課題等	次年度以降の方向性	協働団体等	関係課	主担課
7	1	(7)①	164	障がいのある児童のサマーレクリエーション	障がいのある児童と保護者が、学生ボランティアの協力のもと、夏休みの一日、仲間といっしょに楽しむレクリエーションを実施する。	■障がいのある児童のレクリエーション（年2回実施） ・野外活動ふれあい広場、8月20日、参加者16人（3家族7人、大学生9人） ・熊取交流センター煉瓦館、3月30日、参加者14人（3家族7人、大学生7人） ■新規参加家族1組増	■保護者から「良い居場所」と好評をいただいている。今後もご家族が安心して集える居場所となるよう親同士の交流等の支援も行っていきたい	■参加者を増やすための広報や内容を検討する。	大阪体育大学実技研究部		社会福祉協議会
7	1	(7)①	165	おとなと子どもの地域あいさつ運動	各学期の始業日から7日間、「おとなと子ども」が地域であいさつを交わすことで、コミュニケーションを図り、心を通わせ、家庭教育を援助する。	■各学期の始業開始日から7日間、町内の29地区で実施。	■協力者の確保	■コロナ対策をとりながら活動を実施する。	熊取町社会福祉施設等地域貢献委員会		社会福祉協議会
7	1	(7)①	166	ボランティア体験プログラム	夏休み期間中、子どもから社会人・高齢者など、誰もがボランティア活動のプログラムに参加し、さまざまな人々とのふれあいの中から、自分以外の他者や社会について関心と共感を持ち、「ともに生きる」豊かな心を学び、福祉へ理解を深めることを目的とし、実施する。	オンラインボランティア。ボランティアフェスティバルでの体験講座を実施。参加者のべ40人	社会福祉施設に入居している重症化リスクの高い高齢者や障害のある方への配慮が必要であり、施設を訪問するプログラムができないことが課題である。	感染拡大防止のため社会福祉施設内でのプログラムができないため、感染予防に努めながら参加したくなるプログラムを提案する。			社会福祉協議会
7	1	(7)①	167	青少年の健全育成の推進	家庭・学校・地域・行政が一体となって、PTAや青少年指導員などを中心に社会環境浄化活動や巡回指導などさまざまな活動に取り組む。	■例年各中学校PTAを中心として、夏休み期間中に校区内及び遊技場等の商業施設のパトロールを、青少年指導員の協力を得て実施しているが、コロナにより夏休み期間が短縮されたため、中止となった。 夜間のパトロールは青少年指導員で1回のみ開催した。	■教職員、教育委員会、PTA、警察、子ども見まもり隊等のパトロール活動についての情報共有	■各団体等の個別のパトロールを有機的に組み合わせ、実施する。			生涯学習推進課
7	1	(7)①	168	子ども安全デーの実施	毎月8日を「子ども安全デー」と定め、学校と地域が協働して子どもを守る大人のスクラムを組み、子どもの安全のため全町的な運動を推進する。	■毎月8日を「子ども安全デー」と定め、学校と地域が協働して子どもを守る大人のスクラムを組み、子どもの安全のため全町的な運動を推進する。【学校教育課】 ■社会福祉協議会等と連携し、児童生徒の登下校の安全を見守る取組みを展開。教職員は、登下校時の危険箇所での指導と見守り活動を実施。【生涯学習推進課】 ■毎月8日を子ども安全デーとし、登下校指導等事業実施【生涯学習推進課】 ■防災無線による「子ども安全デー」の周知【生涯学習推進課】	■事業を継続して実施し、更なる周知、啓発に努める。	子どもを見守る各種団体		学校教育課 生涯学習推進課	
7	1	(7)①	169	子ども見まもり隊の実施	地域教育協議会の事業の一つとして、登下校時の家の前や交差点、校内外学習において、子どもの見守りを実施する。	■通学路における登下校の安全確保のため、各小中学校の登下校時刻や学校行事の情報により、子どもたちの動向を把握し、効果的な活動を実施。日頃から、声かけやあいさつ運動など、自発的に無理なく続けられるよう、各自ボランティア活動として取り組んでいる。 ■令和3年度 研修会はコロナにより中止 ■子ども見まもり隊登録者 235人	■見守り隊の高齢化 ■下校時の見守り活動が少ない。	■継続して実施する。			生涯学習推進課

項	節	体系	No	施策・事業名	第2期計画掲載内容	令和3年度の実績	課題等	次年度以降の方向性	協働団体等	関係課	主担課
7	1	(7)①	170	安全パトロールの実施	専門的知識を有する嘱託員とボランティアにより、毎日、通学路の安全確保や青少年の非行防止、ひったくり、空き巣の警戒などを目的としたパトロールを実施する。	■パトロール 町内の回数／犯罪認知件数 令和2年度 285回／189件 令和3年度 301回／146件 平日の13:30～17:30を基本に町内のパトロールを実施し、子どもたちが下校する時間帯は学校周辺を重点的にパトロールしている。月に2回程度の早朝パトロール、月に2回程度の夜間パトロール、月3回程度の夕刻パトロールを実施		今後も引き続き、警察や関係団体と情報共有を行い、また、コロナ感染防止対策に留意しつつ、防犯効果の高いパトロール活動を行う。	泉佐野警察署 熊取町わんだふるくらぶ 泉佐野警察署管内レディース防犯リーダー会		危機管理課
7	1	(7)①	171	防犯灯の適正管理	防犯上必要な箇所に、自治会と調整のうえ、防犯灯を計画的に設置するとともに、町管理分については適正に維持管理を行い、自治会管理分については電気料金の約3分の1を補助する。	■新設灯数 令和2年度 10灯 令和3年度 8灯 区・自治会から提出される要望に基づき、防犯上必要と判断される箇所に防犯灯を新設		引き続き、設置場所や灯数、添架方法について精査しつつ、区・自治会とも調整のうえ、防犯効果の高い設置を計画的に行う。	区・自治会		危機管理課
7	1	(7)①	172	こども110番の家運動の推進	地域住民や事業所の協力を得て、子どもが危険な状況に遭遇した場合に、安全を確保できる場として「こども110番の家」の取組を推進する。	■子どもがトラブルに巻き込まれそうになったとき犯罪から守り被害を少なくするための運動。 大阪府青少年課から配付される旗やタペストリーを個人や事業所へ配付。町広報紙等により周知。 ・令和3年度 協力家庭数 517軒、事業所数 78箇所	■旗等の老朽化の現状把握	■継続して実施する。			生涯学習推進課
8	1	(8)①	173	交通安全教室の実施	各小学校、保育所において、警察を交えた交通安全教室を実施する。	■交通安全啓発DVD鑑賞等を実施 町立保育園 1施設 民間保育園 2施設 民間幼稚園 1施設 町立小学校 3校	■交通安全に対する関心を深めてもらえるような内容にしていきたい。	■例年通り、各小学校、保育所において、警察を交えた交通安全教室を実施する。	保育所 民間保育園・こども園 小中学校		道路課 【令和4年度からは道路公園課】
8	1	(8)①	174	交通安全街頭指導の実施	春・秋の交通安全運動の一環として、通学路において朝の通学時間帯の街頭指導をする。	■各小学校区主要交差点において全国交通安全運動期間に先立ち、新学期の5日間学校教育課、町立保育所、道路課の輪番で街頭指導を行った。 春…4月8日(木)～14日(水) 秋…8月25日(水)～31日(火)		■例年通り、春・秋の交通安全運動の一環として、通学路において朝の通学時間帯の街頭指導をする。	保育所 小学校	学校教育課	道路課 【令和4年度からは道路公園課】
8	1	(8)①	175	CAPプログラムの実施	子ども自身が虐待、誘拐などさまざまな暴力から身を守る力を身につけるために小学4年生を対象にCAPを実施する。また、子どものプログラムに対して理解を深めるための大人へのCAPを実施する。	■子ども自身が虐待、誘拐などさまざまな暴力から身を守る力を身につけるために小学4年生を対象にCAPを実施する。 子どものプログラムに対して理解を深めるための大人へのCAPは新規採用教職員、2年目教職員に実施。	■現状の課題に合わせたプログラムの実施が必要である。	■現状の課題を把握し、子どもたちが安全安心に生活できるよう、実施内容を検討していく。	小中学校 CAPいずみ		学校教育課

項	節	体系	No	施策・事業名	第2期計画掲載内容	令和3年度の実績	課題等	次年度以降の方向性	協働団体等	関係課	主担課
8	1	(8)①	176	学校における安全対策及び安全指導の実施	小中学校において、避難訓練や不審者侵入対応訓練、交通安全教育、CAPプログラムの実施など、安全指導を実施する。学校の安全環境点検の実施、危機管理マニュアルの作成など、学校における安全対策の強化に努める。	■小中学校において、避難訓練や不審者侵入対応訓練、交通安全教育、CAPプログラムの実施など、安全指導を実施する。学校の安全環境点検の実施、危機管理マニュアルの作成など、学校における安全対策の強化に努める。	■現状の課題に合わせた内容となっているか常に検討が必要である。	■危機管理マニュアルの点検により、学校における安全対策の強化に努める。	小中学校		学校教育課
8	1	(8)①	177	学校における防犯設備の整備	学校防犯システムにより、校門のセンサーと連動したモニターで安全管理を行う。	■学校防犯システムや防犯カメラの設置 ■一斉メール配信システムの活用		■引き続きミマモルメでの安全確保に取り組む	小中学校		学校教育課
8	1	(8)①	178	防犯ブザーの贈呈	新小学一年生に対し、祝品として防犯ブザーの贈呈を行う。	■大阪府から防犯ブザーの寄贈を受け、小学校の新入生全員に記念品として贈呈した。		■今後も児童の安全確保のために防犯ブザーの配布に取り組む。			学校教育課 生涯学習推進課
8	1	(8)①	179	通学路などにおける安全パトロールの実施	教職員、教育委員会、PTA、警察、セーフティーサポート隊、子ども見まもり隊などが、子どもの通学路、校区内においてパトロールの実施や警戒を行う。	■パトロール 町内の回数／犯罪認知件数 令和2年度 285回／189件 令和3年度 301回／146件 平日の13:30～17:30を基本に町内のパトロールを実施し、子どもたちが下校する時間帯は学校周辺を重点的にパトロールしている。月に2回程度の早期パトロール、月に2回程度の夜間パトロール、月3回程度の夕刻パトロールを実施		今後も引き続き、警察や関係団体と情報共有を行い、また、コロナ感染防止対策に留意しつつ、防犯効果の高いパトロール活動を行う。	泉佐野警察署 熊取町わんだふるくらぶ 泉佐野警察署管内レディース防犯リーダー会		危機管理課
8	1	(8)①	179	通学路などにおける安全パトロールの実施	教職員、教育委員会、PTA、警察、セーフティーサポート隊、子ども見まもり隊などが、子どもの通学路、校区内においてパトロールの実施や警戒を行う。	■児童生徒の登下校の安全を見守る取り組み ■教職員は、登下校時の危険箇所での登下校指導と見守り活動、パトロールを実施		■引き続き各種団体と登下校における、見まもり買っ同パトロールを継続する。	小中学校 子どもを見守る各種団体	生涯学習推進課	学校教育課
8	1	(8)①	179	通学路などにおける安全パトロールの実施	教職員、教育委員会、PTA、警察、セーフティーサポート隊、子ども見まもり隊などが、子どもの通学路、校区内においてパトロールの実施や警戒を行う。	■例年各中学校PTAを中心として、夏休み期間中に校区内及び遊技場等の商業施設のパトロールを、青少年指導員の協力を得て実施しているが、コロナにより夏休み期間が短縮されたため、中止となった。	■教職員、教育委員会、PTA、警察、子ども見まもり隊等のパトロール活動についての情報共有	■各団体等の個別のパトロールを有機的に組み合わせ、実施する。	熊取町小・中学校PTA 連絡協議会 熊取町青少年指導員連絡協議会		生涯学習推進課
8	1	(8)①	180	道路や駅、駐車場などにおける交通安全施設、設備の整備	道路などにおける事故を防止するため、転落防止柵やガードレールなどの安全施設の整備を行う。	■路側帯等のカラー化 1,028m ■交差点のカラー化 1箇所 ■カーブミラーの設置 5基 ■区画線設置 3,964m ■視線誘導標 3基 ■防護柵設置 135m		■道路などにおける事故を防止するため、転落防止柵やガードレールなどの安全施設の整備を行う。			道路課 【令和4年度からは道路公園課】
8	1	(8)①	181	公園における安全対策	既存の都市公園の植栽については、外部から死角にならないよう、定期的に剪定を行い、公園内の安全性を高める。	■公園樹木の剪定については、自治会との調整のうえ、美しいまちづくり推進課にて実施したり、地元自治会による清掃活動の一環として実施した。(25自治会、1団体) ■職員での対応が困難な樹木については、剪定業務を委託することで対応した。	■コロナ禍により、自治会による清掃活動等の進捗に影響が見られる。	■公園樹木の剪定については、自治会との調整のうえ、美しいまちづくり推進課による実施、または、地元自治会による清掃活動の一環として実施予定(25自治会、1団体)。 ■職員での対応が困難な樹木については、剪定業務を委託することで対応していく。	地元自治会:25自治会 NPO法人 長池オアシス		水とみどり課 【令和4年度からは道路公園課】

項	節	体系	No	施策・事業名	第2期計画掲載内容	令和3年度の実績	課題等	次年度以降の方向性	協働団体等	関係課	主担課
8	1	(8)①	182	防犯カメラの適切な運用	泉佐野警察と連携のうえ、防犯カメラを適切に運用し、犯罪抑止の努め、安全安心なまちづくりを推進する。	■新設・更新灯数 令和2年度 新設 42台 更新 1台 令和3年度 新設 0台 更新 0台	■令和元年度以前に設置の防犯カメラについてはリース契約ではないため、維持管理の方法について検討が必要。	■泉佐野警察及び区・自治会と連携のうえ、犯罪抑止効果の高い箇所への増設や更新を計画的に進める。			危機管理課
8	1	(8)①	183	町営住宅における防犯対策	町営住宅において、エレベーターに設置している防犯カメラを引き続き利用するなど、安全性の継続に努める。	■エレベーター内の防犯カメラを利用して、安全性の継続に努めた。 ■犯罪の事例はなし。		■維持	泉佐野警察署		まちづくり計画課
8	1	(8)①	184	放置自転車等の撤去活動の推進	駅周辺などの放置自転車や放置単車等の撤去活動を推進する。	■放置に対する警告及び指導 自転車 168台 単車等 38台 撤去自転車数 59台 撤去単車等数 0台		■継続して撤去活動を推進する。			道路課 【令和4年度からは道路公園課】
8	1	(8)①	185	福祉に配慮した公共・公益施設の整備促進	大阪府「福祉のまちづくり条例」に基づき、新設道路や公共的建築物整備の際に福祉的な配慮を行う。	■実績なし。		■維持			まちづくり計画課 ほか
8	1	(8)①	186	歩道設置事業、歩道の段差解消	通学路及び歩行者の多数発生する道路に歩道を設置し、交通安全対策を図るとともに、車椅子利用者及び視覚障がい者に対しても通行しやすい歩道の整備を目的に、歩道設置路線の歩道切り下げ部の段差解消工事を行う。	実績なし	危険箇所をピックアップし交通安全対策を図るとともに様々な場所のバリアフリー化を目指す。	通学路及び歩行者の多数発生する道路に歩道を設置し、交通安全対策を図るとともに、車椅子利用者及び視覚障がい者に対しても通行しやすい歩道の整備を目的に、歩道設置路線の歩道切り下げ部の段差解消工事を行う。			道路課 【令和4年度からは道路公園課】

令和3年度新型コロナウイルス感染症の影響に伴う「熊取町版緊急生活・経済支援」(家庭・子ども支援に関連する事業)実績等

No	施策・事業名	事業概要	令和3年度の実績	主担課
3-1	町立保育所、民間保育園、認定こども園、幼稚園を利用する全児童の副食費完全無償化	町立保育所、民間保育園、認定こども園、幼稚園を利用する全児童の副食費を無償化。令和3年4月分から令和4年3月分まで。	■副食費【月額】無償化(3～5歳児) ※幼稚園等は満3歳児から ・対象金額:月額上限4,500円を給付 ※各園の設定金額及び提供日数による ・のべ人数:10,832人 ・事業費:45,702千円 ■保育料の副食費分減額(0～2歳児) ・対象金額:第1子月額4,500円、第2子月額2,250円相当分を減額 ・のべ人数:4,678人 ・事業費:16,713千円	保育課
3-2	町立小中学校に通う児童・生徒の給食費を完全無償化	町立小中学校に通う児童・生徒の給食費を無償化。令和3年4月から令和4年3月まで無償化を実施	■対象児童生徒数:約3,604人 ■給食費:1日当たり225～275円 ■給食実施日数:(小)191日、(中)173日 ■事業費:162,886千円	学校教育課
3-3	低所得の子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)(その他世帯分)	(ひとり親世帯分) 児童扶養手当受給世帯等に対して、児童一人あたり5万円を大阪府から支給。(大阪府実施主体) (その他世帯分) 児童手当または特別児童扶養手当受給世帯等であって、住民税均等割非課税である者に対して、児童一人あたり5万円を支給。(町実施主体)	ひとり親世帯分 支給件数22人 その他世帯分 支給件数505人	生活福祉課
3-4	子育て世帯への臨時特別給付金	(国制度分) 0歳～高校3年生相当の児童がいる世帯で、児童を養育している者(年収が960万円以上を除く)に対し、児童一人あたり5万円を支給。 (町単独事業) 児童手当特例給付受給者、16歳から18歳(高校生相当)の児童の保護者で児童手当の所得制限限度額を超える者に対して、児童一人あたり10万円を支給。	国制度分 児童手当受給分5,698人 高校生相当分1,250人 町単独事業 児童手当受給分323人 高校生相当分150人	生活福祉課

子どもの権利に関する条例のリーフレット（素案）について （熊取町健康福祉部子育て支援課からの依頼による案件）

熊取町では令和4年4月1日から『子どもの権利に関する条例』を施行しました。

この条例では、子どもたちの権利や、その育ちを支える様々なまわりの者の役割などを定めています。

また、条文のはじめには、子どもたちは自分と同様に他者を大切にしなければならないということを記しています。

そして現在、熊取町では条例の周知・啓発のために①②③の3種類のリーフレットを作成しています。

- ①資料3-1 小学校1～4年生向け
- ②資料3-2 小学校5年生～中学3年生向け
- ③資料3-3 高校生以上（大人も含む）向け

の3種類を作成していますが、児童・生徒をはじめ、子どもの権利についてわかりやすく興味を持ってもらえるリーフレットにするため、ぜひとも子ども・子育て会議の委員の皆さまのご意見・ご指摘をいただきたく、あわせてご協力をお願いするものです。

資料3-4 子どもの権利に関する条例（原文）

資料3-5 子どもの権利に関する条例（素案）に対するパブリックコメント時に使用した解説書※

※（素案）時に使用した解説書のため、制定した条例と異なる箇所がありますが、御了承ください。

そう だん 相談してみよう



こま 困っているとき、なや 悩みがあるときは、ひとりで悩まず、身近な人に話してみよう。
み ちか ひと そうだん 身近な人に相談しにくい、そういった人が身近にいないときは、つぎ そうだんまどぐち はな 次の相談窓口と話してみよう。
ひ みつ まも 秘密は守られます。

くまとりちようやく ば 熊取町役場 (受付時間：平日午前9時から午後5時30分まで)

- こ そだ し えん か くまとり 子育て支援課 (熊取ふれあいセンター2階) ☎452-6814
- がっこうきょういく か くまとりちようやく ば ぎたかん かい 学校教育課 (熊取町役場北館2階) ☎452-6361

た でん わ そうだん む りょう
その他の電話相談 (無料)

- おおさか ふ こ せんようこ 大阪府子ども専用子どもの悩み相談フリーダイヤル (毎日・24時間) ☎0120-7285-25
- 24時間子どもSOSダイヤルと
子どもの人権110番を校正にて追加修正予定

め - る そうだん
メール相談

- こ 子どもの人権SOS eメール (法務局) (毎日・24時間)



こ けん り げっかん 子どもの権利月間

くまとりちよう がつ こ 熊取町では、11月を子どもの権利月間としています。

みんなで「こ けん り 子どもの権利」について考えてみよう！

くまとりちよう こ けん り
熊取町「子どもの権利に
かん じょうれい
関する条例」の
しょうかい ほ - む ペ - じ
紹介ホームページ



れい わ ねん がつはっこう くまとりちよう けんこうふく し ぶ こ そだ し えん か
令和4年10月発行 熊取町 健康福祉部 子育て支援課
〒590-0495 大阪府泉南郡熊取町野田一丁目1番8号
ふれあいセンター2階 (電話 072-452-6814)
くまとりちよう ほ - む ペ - じ
熊取町ホームページ <https://www.town.kumatori.lg.jp/>

くま とりちよう
熊取町の

こ けん り かん じょう れい 「子どもの権利に関する条例」 しょうかい を紹介します！



はじめに

あなたは、生まれたときから、ひとりの人間として大切にされます。そして、あなたが自分らしく育つことを、みんなが願っています。

あなたは、自分とまわりの人たちを大切にしながら自分の考えを自由に表し、たくさんの人に話を聞いてもらい、またたくさんの人たちの話を聞きながら成長していきます。

大人たちは、あなたがのびのびと生きていくことができるよう見守り、あなたにとって良いと考えられる方法であなただけをサポートしていきます。

あなたには、「生きる」「育つ」「守られる」「参加する」権利があります。
権利というのは、生まれながらに、当たり前にもっているものです。

くまとりちよう ひとりひとり けん り まも ゆめ き ぼう ゆた ころ せいちょう
熊取町は、あなたたち一人一人の権利が守られ、夢と希望と豊かな心をもって成長することができるまちづくりに取り組んでいます。

あなたのまわりのいろいろな人たちの役割

あなたとあなたのまわりの人は、権利を大切にして話し合いながら、あなたの育ちを支えます。

あなたが安全に安心して暮らすことができ、いろいろなことを学べるよう、責任をもちます。



みんなが協力して支えてくれるんだね！

あなたが、安全に安心して暮らし、成長することができるように見守ります。



絵がかきこめるよう、白抜きに修正予定です。

あなた

※あなたの絵を描いてみましょう

ほか ひと けんり たいせつ
他の人の権利も大切に
する必要があるんだね！



あなたや、あなたの周り（まわ）にいる人が相談（そうだん）できるところです。
あなたが安全に安心して暮らせるまちづくりに取り組みます。



代表的な子どもの権利

1、生きる権利

あなたには、大切にされる、安全に安心して暮らせる権利があります。

2、育つ権利

あなたには、勉強（べんきょう）できる、遊ぶ、休める、失敗（しっばい）してもやり直（なお）せる、助け（たす）てもらえる権利があります。

3、守られる権利

あなたには、嫌（いや）なことをされない、困（こま）った時は安心（あんしん）して相談（そうだん）できる、ありのままの自分（じぶん）を大切にされる権利があります。

4、参加する権利

あなたには、思ったことを伝え（つた）えられる、友だち（とも）を作（つく）ることができる、みんな（みな）で話し合（はな）って決（き）めることができる権利があります。

あなたは、あなた自身の権利（けんり）が大切にされるのと同時に、他の人の権利（けんり）も大切にする必要があります。

相談してみよう



町のマスコット
「ジャンプ君」

困っているとき、悩みがあるときは、ひとりで悩まず、身近な人に話してみよう。
身近な人に相談しにくい、そういった人が身近にいないときは、次の相談窓口と話してみよう。
秘密は守られます。

熊取町役場（受付時間：平日午前9時から午後5時30分まで）

- 子育て支援課（熊取ふれあいセンター2階） ☎452-6814
- 学校教育課（熊取町役場北館2階） ☎452-6361

その他の電話相談（無料）

- 大阪府子ども専用子どもの悩み相談フリーダイヤル（毎日・24時間）

☎0120-7285-25

○24時間子どもSOSダイヤルと子どもの人権110番を校正にて追加修正予定

メール相談

- 子どもの人権SOS eメール（法務局）（毎日・24時間）



子どもの権利月間

子どもの権利についての関心や理解を深めるため、児童の権利に関する条約が国連総会で採択された11月を、熊取町子どもの権利月間としています。

○みんなで「子どもの権利」について考えてみよう！ ←校正にて追加修正予定

熊取町「子どもの権利に関する条例」の
紹介ホームページ



令和4年10月発行 熊取町 健康福祉部 子育て支援課
〒590-0495 大阪府泉南郡熊取町野田一丁目1番8号
ふれあいセンター2階（電話 072-452-6814）
熊取町ホームページ <https://www.town.kumatori.lg.jp/>

熊取町の

「子どもの権利に関する条例」

を紹介します！



はじめに

熊取町では、国連で採択された「児童の権利に関する条約」の精神にのっとり、「子どもの権利に関する条例」を制定しました。この条例は、その制定の過程で様々な子どもの意見を集約し、子どもに関わる多くの方々の議論を経て取りまとめられ、みんなの思いが込められています。

この条例を踏まえ、あなたが伸び伸びと生きていくことができるよう、地域社会全体であなたを見守り、あなたが健やかに育つことができるまちづくりに取り組んでいます。

基本となる考え方

- 1 あなたは、生まれながらに「児童の権利に関する条約」に基づく4つの権利が保障されており、一人の人間として尊重されます。4つの権利については2ページをご覧ください。
- 2 あなたと、あなたのまわりの様々な立場の者は、対話に努め、あなたの育ちを支えます。
- 3 あなたのまわりの様々な立場の者は、あなたが安全で安心して暮らすことができる環境づくりのため、それぞれの役割（責務）を果たします。

あなたの、みんなの、大切なもの

誰もが、生まれながらに、当たり前持っているものを「権利」といいます。

「子どもの権利に関する条例」では、子どもにとって大切で代表的な4つの権利を定めています。この権利は、何か責任を果たすことと引き換えにすることなく保障されています。

また、あなたは、あなた自身の権利が大切にされるのと同時に、他の人の権利も大切にする必要があります。

4つの権利

1 生きる権利

命が守られ、尊重されます。愛情をもって健やかに育てられます。

2 育つ権利

学んだり遊んだり休息したりできます。また安心できる居場所が確保されます。

3 守られる権利

虐待やいじめなどの権利侵害から守られます。そしてプライバシーが守られます。

4 参加する権利

自分の意見や考えを自由に表せます。また、仲間と集まり、活動できます。



悩んでいたら、困っていたら…

食欲が無いし、最近体調が悪いけど、どうしたら病院に行けるんだろう。



あれ？家族のお世話がなくて学校を遅刻したり部活に行けないことが多いな。^{※1}

大人に、ぼくらの考えを最後まで聞いて欲しいなあ。

自分の権利が大切にされていないな、守られていないな、と思ったら、学校の先生や友達、周りの人、信頼できる相手、相談できるところなどに

相談してみよう！

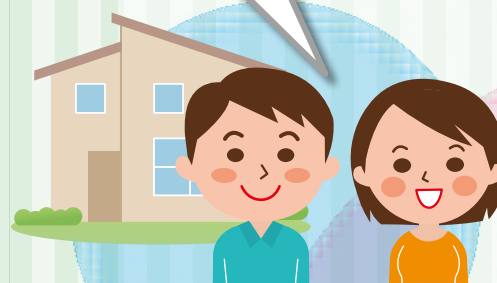
「相談できる場所」は4ページに掲載しています。

※1 大人が担うと想定されているような、家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもをヤングケアラーといいます。ヤングケアラーが直面する問題として、学校生活や就職に影響が出る可能性があると考えられています。

あなたのまわりの様々な立場の人たちの役割

あなたと、あなたのまわりの様々な立場の人は、対話に努め、あなたの育ちを支えます。

あなたが安全に安心して生活でき、必要なことを学べるように責任を持ち、あなたの成長を支えます。



保護者（親など）

あなたが安全に安心して暮らし、成長することができるよう、見守ります。



熊取町の人々

絵がかきこめるよう、白抜きに修正予定です。



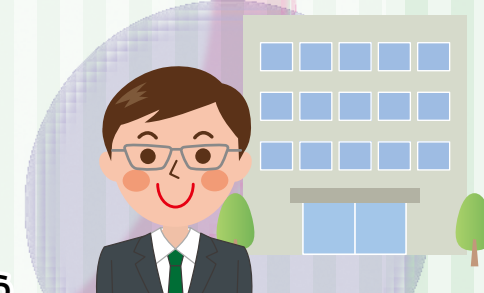
小・中学校などの
子ども施設^{※2}

あなた

※あなたの絵を描いてみましょう



みんなが協力して
支えてくれるんだね！



熊取町役場

あなたの健やかな成長において、重要な役割を担い、他者との関わりや集団生活を通じてあなたの育ちを支えます。

あなたや、あなたの周りにいる人が相談できる場所です。

あなたが安全に安心して暮らせるまちづくりに取り組みます。

※2 子ども施設とは

保育所や認定こども園、幼稚園、小学校、中学校、高校や、学童保育所、その他子ども・子育てに関する施設や、これらの施設の業務に従事している人のことです。

相談・連絡先

ひとりで悩んだり抱え込んだりせず、相談・連絡してください。
秘密は守られます。



熊取町役場（受付時間：平日午前9時から午後5時30分まで）

- 子育て支援課（熊取ふれあいセンター2階） ☎452-6814
- 学校教育課（熊取町役場北館2階） ☎452-6361 ※校正にて追加修正予定

189（いちはやく）（毎日・24時間）

虐待かな？と思ったら189番へ。お近くの児童相談所へ繋がります。

その他の電話相談（無料）

- 大阪府子ども専用子どもの悩み相談フリーダイヤル（毎日・24時間）
☎0120-7285-25
- 24時間子どもSOSダイヤルと子どもの人権110番を校正にて追加修正予定

メール相談

- 子どもの人権SOS eメール（法務局）（毎日・24時間）



子どもの権利月間

子どもの権利についての関心や理解を深めるため、児童の権利に関する条約
が国連総会で採択された11月を、熊取町子どもの権利月間としています。
○みんなで「子どもの権利」について考えてみましょう。 ←校正にて追加修正予定

熊取町「子どもの権利に
関する条例」の
紹介ホームページ



令和4年10月発行 熊取町 健康福祉部 子育て支援課
〒590-0495 大阪府泉南郡熊取町野田一丁目1番8号
ふれあいセンター2階（電話 072-452-6814）
熊取町ホームページ <https://www.town.kumatori.lg.jp/>

熊取町の

「子どもの権利に関する条例」 を紹介します！

熊取町では、国連で採択された「児童の権利に関する条約」の精神にのっとり、「子どもの権利に関する条例」を制定しました。



「子どもの権利に関する条例」前文

子どもは、生まれながらにして、一人の人間として尊重されるかけがえのない存在であり、その育ちは人々の共通の願いです。

そして、自分の思いや望みを表現し、自分と同様に保護者をはじめ他者を大切にし、周りの様々な者との関わりを通して、無限の可能性をもちながら成長していきます。

一方で大人は、子どもが伸び伸びと生きていくことができるよう、地域社会全体で子どもを見守り、その子どもに応じた関わりで支えていく役割を担います。

熊取町では、町民をはじめとする人々との協働を大切にし、お互いの顔が見える距離で、子どもが健やかに育つことができるまちづくりに取り組んでいます。

また、2015年の国連サミットで採択されたSDGs（持続可能な開発目標）の目標である「誰一人取り残さない持続可能でよりよい社会の実現」の考え方も踏まえ、子どもたちが「熊取町で育ってよかった」と誇りをもてるまちにしたいと考えます。

これらを踏まえ、子どもたちから多くの貴重な思いを聴き、その気持ちを受け止め、子どもの最善の利益をみんなで考えながら、この条例づくりに取り組みました。

そして、熊取町は「児童の権利に関する条約」の精神に則り、子どもたち一人一人の権利が守られ、人々の愛情と緑豊かな自然の中で、夢と希望と豊かな心をもって成長することができるまちの実現を決意し、この条例を制定します。

熊取町「子どもの権利に関する条例」の基本となる考え方

- 1 子どもは、生まれながらに「児童の権利に関する条約」に基づく権利が保障されており、一人の人間として尊重されます。
- 2 子どもと子どものまわりの様々な立場の者は、対話に努め、多様な子どもの育ちを支えます。
- 3 子どものまわりの様々な立場の者は、子どもが安全で安心して暮らすことができる環境づくりのため、それぞれの役割（責務）を果たします。

※16歳年齢とは、その年度中に16歳になる年齢の方をいいます。

↑ 校正にて削除予定

「子どもの権利に関する条例」でみんなが大切にすべきもの

「子どもの権利に関する条例」では、子どもにとって大切で代表的な4つの権利を定めています。この権利は、何か責任を果たすことと引き換えにすることなく保障されています。また、子どもは、子ども自身の権利が大切にされるのと同時に、他の人の権利も大切にする必要があります。

子どもの権利に関する条例に定めた4つの権利

1 生きる権利

- ・命が守られ、尊重されます。
- ・愛情をもって健やかに育てられます。

2 育つ権利

- ・学び、遊び、休息できます。
- ・安心できる居場所があります。
- ・必要な支援や助言を受けられます。

3 守られる権利

- ・虐待やいじめなどの権利侵害から守られます。
- ・プライバシーが守られます。

4 参加する権利

- ・自分の意見や考えを自由に表明できます。
- ・仲間を作り、集まり、活動できます。

例えば…

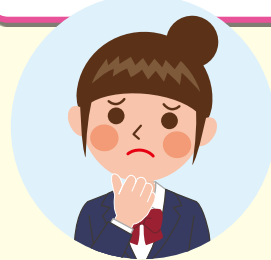
ご近所で…

- ・子どものひどい泣き声がある。
- ・親が学校に行かせていない。
- ・子どもがいたはずなのに、最近姿が見えない。
- ・夜中に子どもがウロウロしている。



自分が…

- ・自分のことを勝手に決められてしまう。
- ・家族のお世話に時間を取られて学校を遅刻したり、部活に行けないことが多い。^{※1}



ご相談・ご連絡ください

自分の「子どもの権利」が守られていないな、大切にされていないな、と感じることがあったら、信頼できる場所へご相談ください。また、身の回りの子どもについて、「子どもの権利」が守られていないんじゃないかと気になることがある時にご連絡ください。

「相談・連絡先」は4ページに掲載しています。

※1 大人が担うと想定されているような、家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもをヤングケアラーといいます。ヤングケアラーが直面する問題として、学校生活や就職に影響が出る可能性があるなどとされています。

子どものまわりの様々な立場の人たちの役割

この条例では、子育てのかたちや地域のかたちなど、子どもを取り巻く環境が多様化し、日々変化するなか、子どもの権利が普遍的に守られ、多様な子どもの育ちや暮らしを認め合い、支え合う社会が求められている中で、子どもの権利や、保護者をはじめ地域社会、行政といった様々な立場の人が、子どもの育ちを支えるための役割を定めています。

子どもが安全で安心して生活することができるように責任をもつとともに、子どもを取り巻く様々な立場の人に相談し、協力を求めることができます。

また、子どもに愛情をもって向き合い、その子どもに応じた養育を行い成長を促すほか、教育を受けられるようにしたり、生活習慣や社会規範が身につくよう行動します。

子どもが安全・安心に暮らし、成長することができる環境づくりのための役割を果たすよう努め、互いに協力し、それぞれの子どもに応じた関わりをもちます。

また、保護者が子どもへの関わりと社会の一員としての役割を両立できるよう協力したり、相談できる環境をつくったり、子どもの変化などに気づいたときは相談につなげたりします。



子どもの健やかな成長において重要な役割を担い、他者との関わりや集団生活を通じて子どもの育ちを支えます。

また、子どもがそれぞれに応じた学びや成長ができるように関わるほか、課題の早期発見に努め、必要な支援を行います。

子どものまわりの様々な立場の人がそれぞれの子どもの成長に応じた問題や育みに適切に対応するとともに、子どもがいつでも相談することができるように、相談支援体制を確保し、維持します。

また、子どもが安全で安心して暮らせるまちづくりに取り組みます。

※2 子ども施設とは、保育所や認定こども園、幼稚園、小学校、中学校、高校や、学童保育所、その他子ども・子育てに関する施設や、これらの施設の業務に従事している人のことです。

○子どもの権利に関する条例

令和 4 年 3 月 30 日

条例第 6 号

目次

前文

第 1 章 目的及び対象（第 1 条・第 2 条）

第 2 章 子どもの権利（第 3 条）

第 3 章 子どもと子どものまわりの様々な立場の者との対話（第 4 条）

第 4 章 子どもと子どものまわりの様々な立場の者の役割と責務（第 5 条―第 7 条）

第 5 章 町の責務（第 8 条―第 10 条）

第 6 章 広報及び啓発（第 11 条・第 12 条）

第 7 章 雑則（第 13 条）

附則

子どもは、生まれながらにして、一人の人間として尊重されるかけがえのない存在であり、その育ちは人々の共通の願いです。

そして、自分の思いや望みを表現し、自分と同様に保護者をはじめ他者を大切に、周りの様々な者との関わりを通して、無限の可能性をもちながら成長していきます。

一方で大人は、子どもが伸び伸びと生きていくことができるよう、地域社会全体で子どもを見守り、その子どもに応じた関わりで支えていく役割を担います。

熊取町では、町民をはじめとする人々との協働を大切に、お互いの顔が見える距離で、子どもが健やかに育つことができるまちづくりに取り組んでいます。

また、2015年の国連サミットで採択されたSDGs（持続可能な開発目標）の目標である「誰一人取り残さない持続可能でよりよい社会の実現」の考え方も踏まえ、子どもたちが「熊取町で育ってよかった」と誇りをもてるまちにしたいと考えます。

これらを踏まえ、子どもたちから多くの貴重な思いを聴き、その気持ちを受け止め、子どもの最善の利益をみんなで考えながら、この条例づくりに取り組みました。

そして、熊取町は「児童の権利に関する条約」の精神に則り、子どもたち一人一人の権利が守られ、人々の愛情と緑豊かな自然の中で、夢と希望と豊かな心をもって成長することができるまちの実現を決意し、この条例を制定します。

第 1 章 目的及び対象

（目的）

第1条 この条例は、子育てのかたちや地域のかたちなど、子どもを取り巻く環境が多様化し日々変化するなか、子どもの権利が普遍的に守られ、多様な子どもの育ちや暮らしを認め合い、支え合う社会が求められている中で、子どもの権利や、保護者をはじめ地域社会、行政といった様々な立場の者が子どもの育ちを支えるための役割を定めることを目的とします。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、次のとおりとします。

- (1) 子ども 18歳未満の者及び18歳未満の者と等しくこの条例の対象とすることが適当と認められる者です。
- (2) 町民 本町に居住、通勤又は通学する者及び町内で事業又は地域活動を行う者です。
- (3) 保護者 親又は親に代わって子どもを養育する者です。
- (4) 子ども施設 学校教育法（昭和22年法律第26号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び社会教育法（昭和24年法律第207号）で定める施設その他子ども・子育て支援に関する施設を運営する法人その他の団体並びに当該施設の業務に従事している者です。

第2章 子どもの権利

(子どもの権利)

第3条 子どもは、生まれながらに、何か責任を果たすことと引換えにすることなく、児童の権利に関する条約に基づく権利が保障されています。

2 子どもは、自身の権利が大切にされるとともに、他者の権利を大切にする必要があります。

3 代表的な4つの子どもの権利を、次のとおり規定します。

(1) 生きる権利

- ア 命が守られ、尊重されます。
- イ 愛情をもって心身ともに健やかに育てられます。

(2) 育つ権利

- ア 学び、遊び、休息できます。
- イ 安心できる居場所があります。
- ウ 必要な支援や助言を受けられます。

(3) 守られる権利

ア 虐待やいじめなどの権利侵害から守られます。

イ プライバシーが守られます。

(4) 参加する権利

ア 自分の意見や考えを自由に表明できます。

イ 仲間をつくり、集まり、活動できます。

第3章 子どもと子どものまわりの様々な立場の者との対話

(対話)

第4条 子どもと子どものまわりの様々な立場の者は、対話に努め、多様な子どもの育ちを支えます。

第4章 子どものまわりの様々な立場の者の役割と責務

(町民をはじめとする様々な立場の者の役割)

第5条 町民をはじめとする様々な立場の者は、子どもが安全・安心に暮らし、成長することができる環境づくりのため、次の役割を果たすよう努めます。

(1) 互いに協力し、一人一人の子どもに応じた関わりをもちます。

(2) 保護者が、保護者としての子どもへの関わりと社会の一員としての役割を両立することができるよう協力します。

(3) 子育てに関する経験や知識等が必要な者に対し、思いや悩みを受け止め、相談することができる環境をつくれます。

(4) 子どもを見守り、変化に気づいたときや、虐待やいじめなどの権利侵害が疑われるときは、相談につなげます。

(保護者の責務)

第6条 保護者は、子どもが安全で安心して生活することができるように責任をもつ立場にある一方で、支援が必要な場合は、子どもを取り巻く様々な立場の者に、子育てに関する思いや悩みを相談でき、必要な協力を求めることができるという認識のもとに、次のことを行います。

(1) 子どもに愛情をもって向き合い、その子どもに応じた養育を行い成長を促します。

(2) 子どもが必要な教育を受けられるようにします。

(3) 子どもに基本的な生活習慣や社会の規範が身につくよう行動します。

(子ども施設の責務)

第7条 子ども施設は、子どもの健やかな成長に重要な役割を果たすため、次のとおり子どもの育ちを支えます。

- (1) 子どもが他者との関わりや集団生活などを通じて、必要な社会性や自ら学び考える力などが身につくように関わります。
- (2) 子どもがその子どもに応じた学びや成長ができるように関わります。
- (3) 子どもに関する課題に早期に気付くように努め、気付いた場合は、必要な支援を行います。

第5章 町の責務

(相談支援体制の確保と子育て支援施策の実行)

第8条 町は、子どものまわりの様々な立場の者がそれぞれの子どもの成長の段階に応じた問題や育みに適切に対応し、また、子どもがいつでも相談することができるように、相談支援体制を確保し、これを維持します。

2 町は、「熊取町子ども・子育て支援計画」に基づく施策を実行します。

(虐待やいじめなどの権利侵害への対応)

第9条 町は、誰でも相談することができる窓口を確保し、これを維持します。

2 町は、関係機関と連携し、予防及び早期発見に取り組みます。

3 町は、権利侵害を受けた子どもに対して、迅速かつ適切な救済及び当該子どもの心身の回復に取り組みます。

(情報の取扱い)

第10条 町は、あらゆる相談等の情報を適切に管理及び運用します。

第6章 広報及び啓発

(広報及び啓発)

第11条 町は、この条例の実効性・実行性の向上のために、必要な広報及び啓発をします。

(子どもの権利月間)

第12条 子どもの権利についての関心及び理解を深めるため、児童の権利に関する条約が国連総会で採択された11月を熊取町子どもの権利月間とします。

第7章 雑則

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定めます。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行します。

子どもの権利に関する条例（素案）解説書

【前 文】

（前文）

子どもは、生まれながらにして、一人の人間として尊重されるかけがえのない存在であり、その育ちは人々の共通の願いです。

そして、自分の思いや望みを表現し、自分と同様に保護者をはじめ他者を大切にし、周りの様々な者との関わりを通して、無限の可能性をもちながら成長していきます。

一方で大人は、子どもが伸び伸びと生きていくことができるよう、地域社会全体で子どもを見守り、その子どもに応じた関わりで支えていく役割を担います。

熊取町では、町民をはじめとする人々との協働を大切にし、お互いの顔が見える距離で、子どもが健やかに育つことができるまちづくりに取り組んでいます。

また、2015年の国連サミットで採択されたSDGs（持続可能な開発目標）の目標である「誰一人取り残さない持続可能でよりよい社会の実現」の考え方も踏まえ、子どもたちが「熊取町で育ってよかった」と誇りをもてるまちにしたいと考えます。

これらを踏まえ、子どもたちから多くの貴重な思いを聴き、その気持ちを受け止め、子どもの最善の利益をみんなで考えながら、この条例づくりに取り組みました。

そして、熊取町は「児童の権利に関する条約」の精神に則り、子どもたち一人一人の権利が守られ、人々の愛情と緑豊かな自然の中で、夢と希望と豊かな心をもって成長することができるまちの実現を決意し、この条例を制定します。

前 文

この条例制定の背景を表しています。

【第1章 目的及び対象】

（目的）

第1条 この条例は、子育てのかたちや地域のかたちなど、子どもを取り巻く環境が多様化し日々変化するなか、子どもの権利が普遍的に守られ、多様な子どもの育ちや暮らしを認め合い、支え合う社会が求められている中で、子どもの権利や地域社会、行政といった様々な立場の者が子どもの育ちを支えるための役割を定めることを目的とします。

第1条（目的）

この条例を作った目的を示しています。

社会的な背景のもと、子どもをとりまく環境に変化が生じている中でも、子どもたちはいつも変わらずに、のびのびと暮らしていける環境が必要だと考えます。そのために必要な『守られなければならない子どもの権利』と『子どもの育ちを支えるために必要となる、子どものまわりの人々の役割』について、熊取町としての考えや姿勢を示すことが、この条例の目的です。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、次のとおりとします。

- (1) 子ども 18歳未満の者及び18歳未満の者と等しくこの条例の対象とすることが
適当と認められる者です。
- (2) 町民 本町に居住、通勤又は通学する者及び町内で事業又は地域活動を行う者
です。
- (3) 保護者 親又は親に代わって子どもを養育する者です。
- (4) 子ども施設 学校教育法（昭和22年法律第26号）、児童福祉法（昭和22年法
律第164号）及び社会教育法（昭和24年法律第207号）で定める施設その他子ども・
子育て支援に関する施設を運営する法人その他の団体並びに当該施設の業務に従事し
ている者です。

第2条(定義)

この条例の対象となる「子ども」「町民」「保護者」「子ども施設」の意味を定めています。

(1)子ども

この条例の子どもの範囲を定めており、国が採択している「児童の権利に関する条約」と同じく
18歳未満の人を「子ども」としています。

ですが、何か特別な事情があれば18歳以上でも、この条例の「子ども」の対象となります。子ど
ものことを考えたときに、18歳になると同時に子どもと、まわりのみんなが関わりをもたなくなるこ
とは、必ずしも良いとは言えないからです。

(2)町民

熊取町に住んでいる人や、熊取町で働く人、熊取町の学校に通う人、そのほかにも熊取町で色
んな活動をする人や団体、法人なども、この条例の「町民」としています。熊取町でボランティア活
動をする人たちもこの中に入ります。

(3)保護者

子どもの親自身のほか、親に代わり養育の役割を果たす者を「保護者」としています。親に代わ
り子どもを育てる人とは、未成年後見人や里親、未成年の親に代わって子どもを養育する祖父母
などが該当します。

(4)子ども施設

学校、保育所、幼稚園、認定子ども園、学童保育所、そのほか「子ども・子育て支援計画」に関
係する施設、事業を行う人や団体を子ども施設としています。

また、施設において事業をしているかに関係なく、子どもたちのところや、子どものいる家庭に
訪問して事業や活動する人たちもこの中に入ります。

【第2章 子どもの権利】

(子どもの権利)

第3条 子どもは、生まれながらに、何か責任を果たすことと引換えにすることなく、児童の権利に関する条約に基づく権利が保障されています。

2 子どもは、自身の権利が大切にされるとともに、他者の権利を大切にする必要があります。

3 代表的な4つの子どもの権利を、次のとおり規定します。

(1) 生きる権利

ア 命が守られ、尊重されます。

イ 愛情をもって心身ともに健やかに育てられます。

(2) 育つ権利

ア 学び、遊び、休息できます。

イ 安心できる居場所があります。

ウ 必要な支援や助言を受けられます。

(3) 守られる権利

ア 虐待やいじめなどの権利侵害から守られます。

イ プライバシーが守られます。

(4) 参加する権利

ア 自分の意見や考えを自由に表明できます。

イ 仲間をつくり、集まり、活動できます。

第3条(子どもの権利)

日本は1994年に、全ての子どもがもつ権利を定める「児童の権利に関する条約」を批准しており、この条例では守られなければならない代表的な4つの子どもの権利を定めています。

子どもの権利は何かと引き換えではなく、それぞれの子どもが、生まれた時から同じようにもって守られること、また、子どもも社会の一員として、自分の権利が大切にされるのと同様に、ほかの人の権利を大切にすることが、この条例の中でも重要な視点です。

代表的な4つの子どもの権利は以下の(1)～(4)のとおりです。

(1) 生きる権利

ア 全ての子どもは生きる権利をもっていて、その子どもに応じた医療や保健サービスなどが受けられることなどです。

イ 全ての子どもは、それぞれ愛情を受けながら、生活できることなどです。

(2) 育つ権利

ア 勉強したり、運動したり、いろいろなことを知ったり、遊んだり、休んだり、文化芸術活動ができて、自分の能力をのばすことができること、また、その子どもに応じた教育や訓練などが受けられることなどです。

イ 子どもにとって安全で、安心でき、ありのままの自分でいられる居場所が確保されること、また、さまざまな理由で、安全で安心できる居場所がなくなってしまう時は、子どもにとって最も良いことを考えて、かわりの安全で安心できる居場所が作られることなどです。

ウ 困ったときに、アドバイスがもらえたり、サポートされることなどです。

(3) 守られる権利

ア 子どもは権利と心や体などが守られ、虐待(ぎゃくたい)やいじめ、体への暴力だけでなく、理由もなく心や気持ちや傷つけられたりしないことなどです。

- ・保護者から子どもへの体罰も禁止されており、権利侵害になります。
- ・虐待(ぎゃくたい)とは、体を傷つけられることだけではなく、心が傷つけられたりすることや、子どもの前で誰かが傷つけられること(子どもの目の前でのDVなど)も虐待にあたります。
- ・いじめかどうかは、本人でないと分からないことがあります。「これってちょっとおかしいのかな?」と感じたら、身近な人に相談することが大切です。
- ・不当な扱い(理由もなく他と差をつけられる)などを受けないように守られます。
- ・むりやり働かされたり、心や体によくない仕事をさせられないように守られます。
- ・犯罪から守られます。

イ 子どももプライバシーがあり、自分が知られたくないことは、正当な理由や、正当な必要が無ければ、誰かに知られません。そして、自分の誇りが守られます。

こんなことが虐待(ぎゃくたい)になります。

身体的虐待	殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、首を絞める、縄などにより一室に拘束する など
性的虐待	子どもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触る又は触らせる、ポルノグラフィの被写体にする など
ネグレクト	家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない など
心理的虐待	言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう(ドメスティック・バイオレンス:DV)、きょうだいに虐待行為を行う など

※また「大阪府子どもを虐待から守る条例」では上記の区分に加え、経済的虐待(保護者がその管理に属しない子どもの財産を不当に処分すること)を定めています。

(4) 参加する権利

ア 決まりを守り、誰かを傷つけるものでなければ、自分の意見や考え、思いを誰かに伝えることができることです。

イ 子どももみんなで集まったり、活動したりできることです。

(※)様々な権利に共通することですが、権利とはこうしても良いということですので、決められている権利を強要するものではありません。

しかし、多くの子どもの権利には、その権利を守るための大人の責務があります。

子どもが自分自身を傷つけようとした時は、まわりの大人はそれを止める役目を果たしますし、子どもが他の誰かを傷つけようとしたときや、子どもが自分自身に良くないことをしようとした時などもまわりの大人は、それを止める役目を果たします。

【第3章 子どもと子どものまわりの様々な立場の者との対話】

(対話)

第4条 子どもと子どものまわりの様々な立場の者は、対話に努め、多様な子どもの育ちを支えます。

第4条(対話)

子どもたちのアンケート結果などから、子どもには、大人と子どもの関係ではなく対等に話し合える関係でありたいとの思いが伝えられました。ここでは、それを受けて子どもと子どものまわりの人々の対話の重要性を定めています。

子どもと子どものまわりの人々は、話し合いながら、それぞれの子どもの成長をささえます。

ここで言う対話とは、子どもの意見を通すことではなく、子どもを一人の人間として認め、対等な関係で話し合い理解し合うことです。

子どもがいろいろな人との対話を通して、さまざまな価値観や生き方にふれて居場所を感じられることもあり、子どもの悩みに対して、まわりの大人はしっかりと向き合い、子どもの育ちを支えることが求められます。

【第4章 子どものまわりの様々な立場の者の役割と責務】

(町民をはじめとする様々な立場の者の役割)

第5条 町民をはじめとする様々な立場の者は、子どもが安全・安心に暮らし、成長することができる環境づくりのため、次の役割を果たすよう努めます。

- (1) 互いに協力し、一人一人の子どもに応じた関わりをもちます。
- (2) 保護者が、保護者としての子どもへの関わりと社会の一員としての役割を両立することができるよう協力します。
- (3) 子育てに関する経験や知識等が必要な者に対し、思いや悩みを受け止め、相談することができる環境をつくれます。
- (4) 子どもを見守り、変化に気づいたときや、虐待やいじめなどの権利侵害が疑われるときは、相談につなげます。

第5条(町民をはじめとする様々な立場の者の役割)

子どものまわりの方々が協力して果たす役割を定めています。

- (1)地域の大人として協力し、子どもたちに応じた関わりで育ちを支える役割を担います。
- (2)地域の大人として、保護者の人が子育てなどの子どもへの関わりと、社会の一員としての役割をバランス良く果たせるように、保護者の人を支える役割を担います。
(社会の一員としての役割とは、仕事、家事、介護などです。他にも、ボランティア、趣味のサークル活動など、一人の大人としての様々な役割を指します。)
- (3)地域の大人として、子育てに悩んでいる人がまわりに相談しやすい環境をつくり、相談相手になったりアドバイスできるようにする役割を担います。
- (4)地域の大人として、子どもを見守り、子どもの異変に気付いたら、それぞれの相談場所につなげる役割を担います。

(保護者の責務)

第6条 保護者は、子どもが安全で安心して生活することができるように責任をもつ立場にある一方で、支援が必要な場合は、子どもを取り巻く様々な立場の者に、子育てに関する思いや悩みを相談でき、必要な協力を求めることができるという認識のもとに、次のことを行います。

- (1) 子どもに愛情をもって向き合い、その子どもに応じた養育を行い成長を促します。
- (2) 子どもが必要な教育を受けられるようにします。
- (3) 子どもに基本的な生活習慣が身につくように行動します。

第6条(保護者の責務)

ここでは、保護者が子どもに近い立場で、まわりに相談したり助けを求めたりできることを知ったうえで、果たしていくべき責務を定めています。子どもの健やかな成長のために、子どもを中心とした環境が大切であり、子育てに不安を抱える保護者への支援はとても大切です。

- (1)保護者は、子どもをその子どもにあった方法で、愛情をもって育てます。
- (2)保護者が子どもの学校生活など、いろいろな学びができる環境を整えます。
- (3)保護者は子どもの身近な大人として、子どもが成長と共に必要になる生活の知識や力が身につくように行動します。

(子ども施設の責務)

第7条 子ども施設は、子どもの健やかな成長に重要な役割を果たすため、次のとおり子どもの育ちを支えます。

- (1) 子どもが他者との関わりや集団生活などを通じて、必要な社会性や自ら学び考える力などが身につくように関わります。
- (2) 子どもがその子どもに応じた学びや成長ができるように関わります。

- (3) 子どもに関する課題に早期に気付くように努め、気付いた場合は、必要な支援を行います。

第7条(子ども施設の責務)

子ども施設が子どもの健やかな成長のために果たす責務をここで定めています。

- (1) 子ども施設は、子どもが人との関わりを学びながら自分をより成長させられるよう関わります。
- (2) 子ども施設は、子どもそれぞれの歩みや個性にあわせた成長ができるよう関わります。
- (3) 子ども施設は、保護者をはじめとした子どものまわりの変化にも気付くよう努め、サポートするよう関わります。

【第5章 熊取町の責務】

(相談支援体制の確保と子育て支援施策の実行)

第8条 町は、子どものまわりの様々な立場の者がそれぞれの子どもの成長の段階に応じた問題や育みに適切に対応し、また、子どもがいつでも相談することができるように、相談支援体制を確保し、これを維持します。

- 2 町は、「熊取町子ども・子育て支援計画」に基づく施策を実行します。

第8条(相談支援体制の確保と子育て支援施策の実行)

熊取町は小さなまちの優位性を生かし、町民と行政とが近い距離感で関わりをもっています。今後もこの優位性を生かし、以下の責務を担います。

1. 子どもにとって、困った時に相談できる場所を知っていることがとても大切です。熊取町は子どもや子どものまわりの人々に対して、子どもの成長に合わせた困りごとの解決や、成長のサポートをしていけるよう、各関係機関が連携を図り総合的に対応できる相談体制を維持します。
2. 熊取町は具体的な行動を「熊取町子ども・子育て支援計画」に定め、定期的に見直ししながら子育て支援施策を実行します。

(虐待やいじめなどの権利侵害への対応)

第9条 町は、誰でも相談することができる窓口を確保し、これを維持します。

- 2 町は、関係機関と連携し、予防及び早期発見に取り組みます。
- 3 町は、権利侵害を受けた子どもに対して、迅速かつ適切な救済及び当該子どもの心身の回復に取り組みます。

第9条(虐待やいじめなどの権利侵害への対応)

1. 熊取町は、誰でも相談できる虐待やいじめなどの権利侵害に対する相談窓口を運営します。
2. 熊取町は、学校等の関係機関、児童相談所などと協力し、虐待やいじめなどの予防及び早期発見に努めます。
3. 熊取町は、権利侵害を受けた子どもに対して、いち早く救済及び心身の回復にむけたケアを行い、子どもにとって最も良い環境で暮らせるように支援します。

(情報の取扱い)

第 10 条 町は、あらゆる相談等の情報を適切に管理及び運用します。

第10条(情報の取り扱い)

熊取町は、相談などの情報が無関係な人に知られないようにします。

熊取町は、子どもが危険にさらされる可能性があるときは必要に応じ、情報を適切な相談先と共有し、協力して子どもを守ります。

熊取町は、困っている子どもの情報を知らせてくれた人の情報も子どもを守る目的以外には使用せず、知らせてくれた人の情報を守ります。

【第6章 広報及び啓発】

(広報及び啓発)

第 11 条 町は、この条例の実効性・実行性の向上のために、必要な広報及び啓発をします。

第11条(広報及び啓発)

熊取町は、この条例の効果が出るように、そして、みんながこの条例の理念に則って行動していけるように、PRをします。

(子ども権利の日)

第 12 条 子どもの権利についての関心及び理解を深めるため、児童の権利に関する条約が国連総会で採択された 11 月 20 日を熊取町子どもの権利の日とします。

第12条(子ども権利の日)

熊取町は、町民がみんなで子どもの権利について考える日とするため、毎年11月20日を熊取町子ども権利の日と定めます。

【第7章 雑則】

(委任)

第 13 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定めます。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行します。

第13条(委任)

条例を定めた後に、さらに細かな決まりを定める場合に必要な条文です。

現在は、この条例が効力をもつ日を定める予定です。